

情報公開制度・個人情報保護制度

令和4年度（2022年度）運用状況報告書

鎌倉市総務部総務課

目 次

【情報公開制度の運用状況】

1	利用状況及び処理状況	1
2	実施機関別内訳	1
3	有償刊行物の頒布状況	4
4	出資法人等の情報公開	5
5	指定管理者の情報公開	6
6	資産公開	7
7	情報公開・個人情報保護審査会の審議状況	7
8	情報公開・個人情報保護運営審議会の審議状況	9

【個人情報保護制度の運用状況】

1	処理状況	11
2	開示請求の処理状況	12
3	実施機関別内訳	12
4	請求の内容	13
5	個人情報取扱事務の登録状況	13

【資料】

情報公開請求の概要	14
情報公開・個人情報開示等審査請求の状況	42
情報公開・個人情報保護審査会の答申	79
情報公開・個人情報保護運営審議会の答申	111

*情報公開に係る事務の流れ	129
*審査請求後の流れ	130

情報公開制度の運用状況

1 情報公開制度の利用状況及び処理状況

令和4年度の情報公開制度の利用状況は〈表1〉のとおりで、情報公開請求件数は339件、前年比で18件の減少となりました。

公開請求に対する処理状況は〈表1〉のとおりで、公開が135件、一部公開が160件、非公開が3件、取下げが9件、不存在が28件、存否応答拒否が4件となっています。

2 実施機関別内訳

実施機関別の請求件数は〈表2〉のとおりで、市長に対するものが298件で全体の約88%となっています。

市長に対する請求では、総務部、まちづくり計画部、都市景観部及び都市整備部で全体の約59%を占め、教育委員会は全体の約8%となっています。

3 情報提供

広報やホームページ等で市の施策・計画、予算・財政、行財政改革、各種統計等の情報を提供しています。

また、総務課の行政資料コーナーで各種資料の閲覧、市が発行している有償刊行物を販売しています。有償刊行物の頒布状況は〈表3〉のとおりです。

4 出資法人等の情報公開

鎌倉市情報公開条例第30条第1項に規定する出資法人等の公開申出の利用状況及びその処理状況は〈表4〉のとおりで、令和4年度は公開の申出はありませんでした。

5 指定管理者の情報公開

鎌倉市情報公開条例第31条第1項に規定する指定管理者の公開申出の利用状況及びその処理状況は、〈表5〉のとおりで、令和4年度は公開の申出はありませんでした。

<表1 情報公開請求の処理状況>

年 度	件 数 と 区 分						合 計
	公 開	一部公開	非公開	取下げ	不存在	その他	
平成6	95	99	6	4	9	14	227
7	84	68	8	3	13		176
8	122	56		3	4		185
9	73	62	1	1	5	1	143
10	82	35	5	4	1	2	129
11	91	30			6	2	129
12	115	41	1	7	4		168
13	144	59		1	4		208
14	82	55		8	2	1	148
15	105	132		3	5		245
16	59	120	1		4	1	185
17	97	145			16		258
18	150	175	1	3	22		351
19	131	165	5	1	54		356
20	95	142	4	2	38		281
21	86	216	1	3	20	3	329
22	112	245	9	7	10		383
23	82	281	2	8	23		396
24	133	282	4	8	26	2	455
25	247	358	1	8	102	2	718
26	161	247		11	66		485
27	117	272	4	5	40		438
28	177	312		13	89	8	599
29	188	306	3	8	48		553
30	165	303	2	8	99	1	578
令和元	129	189		3	21		342
2	126	147		1	46	1	321
3	139	185		5	23	5	357
4	135	160	3	9	28	4	339

<表2 実施機関別内訳>

(単位 件)

区 分		件 数	区 分		件 数
共創計画部		29	教育文化財部		27
歴史まちづくり推進担当		1			
総務部		36	教育委員会 小計		27
市民防災部		23			
こどもみらい部		10			
健康福祉部		15			
環境部		14	議会事務局		4
まちづくり計画部		66	選挙管理委員会		3
都市景観部		46	監査委員		1
都市整備部		51	農業委員会		1
会計管理者		0	公平委員会		0
消防本部		7	固定資産評価審査委員会		5
			議会～固定資産までの 小計		14
			土地開発公社		0
市長部局 小計		298			
			全 体 合 計		339

<表3 有償刊行物の頒布状況>

刊行物名	単価	部数	刊行物名	単価	部数
総合計画書第4期	4,000円	6冊	走りながら	300円	0冊
総合計画第4期概要版	300円	10冊	小倉遊亀展図録	1,100円	0冊
第4期実施計画	250円	8冊	横山隆一展図録	1,600円	0冊
公共施設再編計画	2,000円	7冊	蓮田修吾郎展図録	1,100円	0冊
公共施設再編計画ダイジェスト	500円	7冊	交通マスタープラン	200円	8冊
かまくら課外授業ガイド	100円	4,838冊	緑の基本計画 平成版	2,500円	6冊
都市計画図	1,200円	31枚	緑の基本計画 令和版	3,000円	11冊
古都風致図	1,200円	21枚	住居表示対照案内図	200円～	0冊
全図	300円	98枚	鎌倉の統計	500円	18冊
切図	300円	375枚	一般会計予算に関する説明書	300円	0冊
都市マスタープラン	1,200円	10冊	特別会計予算に関する説明書	300円	0冊
景観計画	850円	7冊	鎌倉市予算書	700円	2冊
景観重要建築物報告書	1,500円	3冊	事項別明細書	700円	2冊
建築関係例規集	500円	15冊	施策の成果報告書	800円	0冊
子ども風土記	1,900円	25冊	鎌倉市歳入歳出決算書及び附属書	600円	1冊
図説鎌倉年表	1,600円	7冊	歴風維持向上計画	3,000円	0冊
復刻版絵葉書 1～4集	各300円	0冊	歴風維持向上計画(概要版)	50円	2冊
かまらの女性史 1	700円	0冊	開発事業等関係例規集	600円	10冊
かまらの女性史 2	700円	1冊	かまくらまちづくり読本	450円	0冊
かまらの女性史 年表	800円	3冊			
かまらの女性史 通史	1,000円	7冊			
鎌倉の文化財 10集～23集	240円～	1冊			
近世史料 全13巻	2,000円～	3冊			
発掘調査報告書 全4巻	500円～	0冊			
としよりのはなし	1,000円	13冊			
			合 計		5,556冊

<表4 出資法人等の処理状況>

公益財団法人 鎌倉風致保存会

(単位 件)

年 度	件 数 と 区 分						合 計
	公 開	一部公開	非公開	取下げ	不存在	その他	
16	0	0	0	0	0	0	0
17	0	0	0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0	0	0
19	0	0	0	0	0	0	0
20	0	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0	0
22	0	0	0	0	0	0	0
23	0	0	0	0	0	0	0
24	0	0	0	0	0	0	0
25	0	0	0	0	0	0	0
26	0	0	0	0	0	0	0
27	0	0	0	0	0	0	0
28	0	0	0	0	0	0	0
29	0	0	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0	0	0
令和元	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0

公益財団法人 鎌倉市公園協会

(単位 件)

年 度	件 数 と 区 分						合 計
	公 開	一部公開	非公開	取下げ	不存在	その他	
16	0	0	0	0	0	0	0
17	0	0	0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0	0	0
19	0	0	0	0	0	0	0
20	0	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0	0
22	0	0	0	0	0	0	0
23	0	0	0	0	0	0	0
24	0	0	0	0	0	0	0
25	0	0	0	0	0	0	0
26	0	0	0	0	0	0	0
27	0	0	0	0	0	0	0
28	0	0	0	0	0	0	0
29	0	0	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0	0	0
令和元	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0

公益財団法人 鎌倉市芸術文化振興財団

(単位 件)

年 度	件 数 と 区 分						合 計
	公 開	一部公開	非公開	取下げ	不存在	その他	
16	0	1	0	0	0	0	1
17	0	0	0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0	0	0
19	0	0	0	0	0	0	0
20	0	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0	0
22	0	0	0	0	0	0	0
23	0	3	0	0	0	0	3
24	0	0	0	0	0	0	0
25	0	0	0	0	0	0	0
26	0	0	0	0	0	0	0
27	0	0	0	0	0	0	0
28	0	0	0	0	0	0	0
29	0	0	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0	0	0
令和元	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0

<表5 指定管理者に対する情報公開申出の処理状況>
令和4年度

(単位 件)

指定管理者名	管理施設	件数と区分					合計
		公開	一部公開	非公開	取下げ	不存在	
公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団・国際ビルサービス共同事業体	鎌倉市芸術館、鎌倉文学館	0	0	0	0	0	0
公益財団法人鎌倉市芸術文化振興財団	鎌倉市鎌木清方記念美術館	0	0	0	0	0	0
川喜多・KBSグループ	鎌倉市川喜多映画記念館	0	0	0	0	0	0
特定非営利活動法人鎌倉市市民活動センター運営会議	鎌倉市民活動センター 大船市民活動センター	0	0	0	0	0	0
鎌倉スポーツブリッジ共同事業体	鎌倉体育館、大船体育館、鎌倉武道館、見田記念体育館	0	0	0	0	0	0
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	鎌倉子育て支援センター、深沢子育て支援センター、大船子育て支援センター	0	0	0	0	0	0
特定非営利活動法人ほっとスペースたまりば	玉縄子育て支援センター	0	0	0	0	0	0
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	こしごえ子どもの家「かもめ」、やまさき子どもの家「めじろ」、にしかまくら子どもの家「こまどり」、いまいずみ子どもの家「うぐいす」、ふかさわ子どもの家「すずめ」、せきや子どもの家「やまゆり」、おさか子どもの家「ひばり」、 放課後子どもひろば「こしごえ、やまさき、にしかまくら、いまいずみ、ふかさわ、せきや、おさか」	0	0	0	0	0	0
株式会社理究キッズ	だいいち子どもの家「うみがめ」、おなり子どもの家「こぼと」、しちりがはま子どもの家「なみのね」、ふじづか子どもの家「かなりや」、おおふな子どもの家「つばめ」、うえき子どもの家「さわがに」、 放課後子どもひろば「しちりがはま、ふじづか、おおふな、だいいち、おなり、しちりがはま、ふじづか、おおふな、うえき」	0	0	0	0	0	0
株式会社明日香	たまなわ子どもの家「うさぎ」、 放課後子どもひろば「たまなわ」	0	0	0	0	0	0
社会福祉法人県央福祉会	あおぞら園	0	0	0	0	0	0
社会福祉法人鎌倉市社会福祉協議会	教養センター、名越やすらぎセンター、玉縄すこやかセンター、今泉さわやかセンター、腰越なごやかセンター	0	0	0	0	0	0
三菱電機ライフサービス(株)湘南支社	笛田公園	0	0	0	0	0	0
公益財団法人鎌倉市公園協会	笛田公園及び鎌倉広町緑地以外の都市公園	0	0	0	0	0	0
鎌倉広町パートナーズ	鎌倉広町緑地	0	0	0	0	0	0
センターサイクル鎌倉共同企業体	鎌倉駅西口暫定自転車駐車場、大船駅西口交通広場自転車等駐車場	0	0	0	0	0	0
一般社団法人かながわ土地建物保全協会	深沢住宅、笛田住宅、梶原住宅、梶原東住宅、岡本住宅、諏訪ヶ谷ハイツ、ベネッセ湘南深沢、笛田ロイヤルハイツ、深沢セントラルハイツ、レーベンスガルデン山崎	0	0	0	0	0	0
腰越漁業協同組合	腰越漁港	0	0	0	0	0	0
鎌倉CITYパートナーズ※令和4年10月1日～	鎌倉市生涯学習センター	0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0	0

6 資産公開

(1) 条例の施行

鎌倉市長の資産等の公開について、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開に関する法律に基づき、「鎌倉市長の資産等の公開に関する条例」が平成7年12月31日に施行され、平成8年4月から資産等報告書などが公開されることになりました。

(2) 資産等報告書等の作成

この制度では、市長は次の書類を作成しなければならないことになっています。

ア 土地・建物・預金などについて記載する「資産等報告書」

イ 総所得金額及び山林所得金額に係る各種所得金額などについて記載する「所得等報告書」

ウ 報酬を得て会社その他の法人の役員・顧問その他の職に就いている場合には、当該会社等の名称・住所などについて記載した「関連会社等報告書」

(3) 公開の請求・手数料等

作成された上記の報告書等は、どなたでも公開を請求することができます。手数料は無料ですが、写しの交付については、複写費用が必要となります。

(4) 公開請求件数

令和4年度は、公開請求はありませんでした。

7 情報公開・個人情報保護審査会の審議状況

行政文書の公開請求があった場合は、条例に規定された非公開情報を除き公開しなければなりません。

公開請求に対する実施機関の決定に対しては、行政不服審査法に基づき実施機関に対して審査請求ができます。審査請求があったときは、それを却下する場合及び既に行った処分を取り消し、又は変更して全部公開する場合を除いて、鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その議に基づいて実施機関は決定をしなければならないと条例に規定されています。令和4年度は実施機関から11件の諮問を受けました。

審査会は、実施機関に対して公開決定等についての説明を求め、また審査請求人に対して意見を求めるなど、実施機関の行った処分が妥当か否かを判断します。

情報公開制度については、令和4年度の審査請求は6件でした。

制度が施行された平成6年度からの審査請求（平成27年度までは異議申立て）の合計は195件で、内訳は、取下げ16件、却下7件、審査会答申152件、審査中20件です。

また、鎌倉市が保有している個人情報について、当該本人による開示・訂正・削除等の請求に対する実施機関の決定に不服がある場合は、鎌倉市の実施機関に審査請求をすることができます。

個人情報保護制度については、令和4年度は審査請求が4件ありました。これまでの審査請求等の状況は、【資料】行政文書公開・個人情報開示等審査請求の状況（P42～）に掲載のとおりです。

令和4年度の審査会の開催状況は、＜表6＞のとおりです。

〈表6 審査会の開催状況〉

回数	開催日	審 議 内 容
134回	令和4年5月9日	諮問第105号の審議
135回	6月10日	諮問第105、107号の審議
136回	7月4日	諮問第105、106、107号の審議
137回	8月8日	諮問第105、106号の審議
138回	9月5日	諮問第106、108、109号の審議
139回	10月6日	諮問第107、108、109、110号の審議
140回	11月7日	諮問第107、108、109、110、111号の審議
141回	12月9日	諮問第107、108、109、110号の審議
142回	令和5年1月25日	諮問第107、108、109、110、111号の審議
143回	2月24日	諮問第107、110、111、112号の審議

（諮問事項については、P79～を参照）

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

令和5年3月31日現在

氏 名	職 業	備 考
嘉 藤 亮	神奈川県 教授	会 長
金 子 匡 良	法政大学 教授	
佐 藤 直 大	弁 護 士	職務代理者
中 嶋 慶 子	弁 護 士	
松 田 道 佐	弁 護 士	

（五十音順）

8 情報公開・個人情報保護運営審議会の審議状況

情報公開制度及び個人情報保護制度の公正かつ円滑な運営を確保するための機関として、鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会を設置しており、制度の運営に関する重要事項について、鎌倉市の実施機関からの諮問に応じて答申するほか、鎌倉市の実施機関に建議することができる機関です。

令和4年度中に審議会は9回開催され、諮問を受けた3件について答申を行い、個人情報取扱事務9件、事故報告11件の報告を受けました、令和4度の審議会の開催状況は〈表7〉のとおりです。

〈表7 審議会の開催状況〉

回数	開催日	審議内容
93回	令和4年5月18日	【審議事項】 個人情報保護条例の改正方針について
94回	6月14日	【報告事項・個人情報取扱事務届出】 「鎌倉市がん患者補正具購入費助成事業事務」ほか2件 【事故報告】 個人情報の流出について（2件） 【審議事項】 個人情報保護条例の改正方針について
95回	7月4日	【報告事項・個人情報取扱事務届出】 「鎌倉市共生アドバイザー委嘱及び報酬の支払い等に係る事務」 【事故報告】 個人情報の流出について（1件） 【審議事項】 個人情報保護条例の改正方針について
96回	7月29日	【報告事項・個人情報取扱事務届出】 「鎌倉市福祉センター防犯カメラシステムの運用事務」 【審議事項】 個人情報保護条例の改正方針について
97回	8月25日	【審議事項】 個人情報保護条例の改正方針について
98回	9月16日	【諮問事項】 「保育所等管理事務におけるオンライン結合について」 【事故報告】 個人情報の流出について（2件） 【審議事項】

		個人情報保護条例の改正方針について
99回	9月29日	【審議事項】 個人情報保護条例の改正方針について
100回	10月25日	【事故報告】 個人情報の流出について（2件） 【審議事項】 個人情報保護条例の改正方針について
101回	令和5年1月17日	【諮問事項】 「相談支援業務における戸籍届出情報の利用について」 【報告事項・個人情報取扱事務届出】 「障害者就労困難者特化型BPO事業事務」 ほか2件 【事故報告】 個人情報の流出について（4件） 【その他・報告事項】 個人情報保護条例の改正方針について

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会委員名簿

令和5年3月31日現在

氏名	職業	備考	区分
岡崎美奈子	人権擁護委員		市民代表
嘉藤亮	神奈川大学 教授	会長	学識経験者
中畷慶子	弁護士	職務代理者	学識経験者
福田英訓	弁護士		学識経験者
渡邊公子	NPO法人 理事長		市民代表

(五十音順)

個人情報保護制度の運用状況

1 処理状況

令和4年度の個人情報開示請求の利用状況は〈表1〉のとおりで開示請求件数は139件、前年比で36件増加しました。

個人情報開示請求に対する処理状況は〈表1〉のとおりで、開示は52件、一部開示が35件、非開示が0件、不存在が52件となっています。

(注) 証明書等の開示請求があった場合、証明書を交付している市民課及び支所(4箇所)に同一内容の請求を行い、それぞれの決定について1件と計算しています。

(例: 市民課一部開示、支所いずれも不存在⇒一部開示1件、不存在4件)

2 実施機関別内訳

実施機関別の請求件数は〈表2〉のとおりで、概要は、市長に対するものが119件で全体の約86%となっています。請求内容は〈表3〉のとおりで、住民票・印鑑登録・戸籍に関するものが全体の約4割となっています。

3 個人情報取扱事務の登録状況

個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ市長に対して、事務の名称や取り扱う目的などを届け出なければなりません。また、その届出た取扱事務を個人情報登録簿に登録するとともに、速やかに審議会に報告します。

令和4年度末の個人情報取扱事務の登録状況は〈表4〉のとおりです。

4 特定個人情報に係る状況

特定個人情報の開示請求、訂正請求はなく、利用停止請求は1件でした。

<表1 開示請求の処理状況>

(単位 件)

年 度	件 数 と 区 分					合 計
	開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	そ の 他	
平成6	1	1				2
7	3	2				5
8	10	4	1	30		45
9	8	3		22		33
10	7	11	1	32	1	52
11	4			30		34
12	4	5		34		43
13	3	2		12		17
14	5	3		20	5	33
15	8	3		35	1	47
16	9	2		11		22
17	6	1		35		42
18	16	10		45		71
19	13	14		34		61
20	16	9		33		58
21	27	7		39		73
22	11	12		24		47
23	24	12		67	1	104
24	10	8	1	41	1	61
25	22	16		30		68
26	19	9		42		70
27	19	20		60		99
28	15	14	1	21		51
29	27	21	1	54	1	104
30	21	17	1	43	1	83
令和元	46	13		56	1	116
2	28	20		51	1	100
3	34	33		36		103
4	52	35		52		139

<表2 実施機関別内訳>

(単位 件)

区 分	件 数	区 分	件 数
共生共創部	5	教育文化財部	20
歴史まちづくり推進担当	0		
総務部	19	教育委員会 小計	20
市民防災部	57		
こどもみらい部	0	議会事務局	0
健康福祉部	32	選挙管理委員会	0
環境部	0	監査委員	0
まちづくり計画部	1	農業委員会	0
都市景観部	1	公平委員会	0
都市整備部	2	固定資産評価審査委員会	
会計管理者	0	議会～固定資産までの 小計	0
消防本部	2		
		土地開発公社	0
市長部局 小計	119		
		合 計	139

<表3 請求の内容>

市民課・支所での申請に係る開示請求	件数
「住民票の写し等交付申請書」等、住民票に関するもの	15
「印鑑登録証明書交付申請書」等、印鑑登録に関するもの	11
「戸籍証明書等交付申請書」「戸籍の附票交付申請書」等、戸籍に関するもの	11
上記3件のうち複数を含む請求	20
計	57

その他の開示請求	件数
課税状況等、税に関するもの	19
相談記録に関するもの	20
診断書に関するもの	2
介護保険に関するもの	26
土地境界確定に関するもの	0
建築関係に関するもの	1
市営住宅等に住宅に関するもの	2
各種保険料に関するもの	2
救急に関するもの	2
その他	8
計	82

<表4 個人情報取扱事務登録状況> (単位 件)

実施機関	登録件数
市長	942
市議会	6
教育委員会	138
選挙管理委員会	5
公平委員会	1
監査委員	2
農業委員会	5
固定資産評価審査委員会	1
土地開発公社	1
合 計	1,101

資 料

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項(第6条)	決定月日
1	4/1	令和3年度当初の地番図及び指定及び公表された土砂災害特別警戒区域の指定図を重ね合わせた図面の写し。(扇ガ谷二丁目)	資産税課	公開		4月12日
2	4/1	鎌倉市内、町丁字別の死亡数(男女別と合計)を月別で見られる資料。(令和4年3月1日～3月31日の1ヶ月分として)	市民課	公開		4月11日
3	4/1	令和4年4月1日分の七里ヶ浜第1緑地、第2緑地、第3緑地、広町における電柱、支線柱、支線の許可にかかる書類と決裁者が分かる書類。峰ヶ原電柱の許可が分かる書類	みどり公園課	一部公開	1号・2号	4月15日
4	4/4	・道路交通法施行規則に定める「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し酒気帯びの有無について当該運転者の状態を目視等で確認すること」の確認の方法について定めた文書、酒気帯びの有無についての確認の内容の記録(令和4年4月1日分)	公的不動産活用課	公開		4月11日
5	4/4	・道路交通法施行規則に定める「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し酒気帯びの有無について当該運転者の状態を目視等で確認すること」の確認の方法について定めた文書、酒気帯びの有無についての確認の内容の記録(令和4年4月1日分)	学校施設課	公開		4月18日
6	4/4	・道路交通法施行規則に定める「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し酒気帯びの有無について当該運転者の状態を目視等で確認すること」の確認の方法について定めた文書、酒気帯びの有無についての確認の内容の記録(令和4年4月1日分)	下水道経営課	公開		4月8日
7	4/4	・道路交通法施行規則に定める「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し酒気帯びの有無について当該運転者の状態を目視等で確認すること」の確認の方法について定めた文書、酒気帯びの有無についての確認の内容の記録(令和4年4月1日分)	作業センター	公開		4月11日
8	4/4	・道路交通法施行規則に定める「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し酒気帯びの有無について当該運転者の状態を目視等で確認すること」の確認の方法について定めた文書、酒気帯びの有無についての確認の内容の記録(令和4年4月1日分)	環境センター	公開		4月12日
9	4/4	・道路交通法施行規則に定める「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し酒気帯びの有無について当該運転者の状態を目視等で確認すること」の確認の方法について定めた文書、酒気帯びの有無についての確認の内容の記録(令和4年4月1日分)	環境センター	公開		4月13日
10	4/4	・道路交通法施行規則に定める「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し酒気帯びの有無について当該運転者の状態を目視等で確認すること」の確認の方法について定めた文書、酒気帯びの有無についての確認の内容の記録(令和4年4月1日分)	道路課	公開		4月18日
11	4/4	・道路交通法施行規則に定める「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し酒気帯びの有無について当該運転者の状態を目視等で確認すること」の確認の方法について定めた文書、酒気帯びの有無についての確認の内容の記録(令和4年4月1日分)	消防総務課	公開		4月15日
12	4/4	・道路交通法施行規則に定める「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し酒気帯びの有無について当該運転者の状態を目視等で確認すること」の確認の方法について定めた文書、酒気帯びの有無についての確認の内容の記録(令和4年4月1日分)	ごみ減量対策課	公開		4月12日

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項(第6条)	決定月日
13	4/4	令和4年3月16日に実施された、悪臭の係る臭気測定調査の結果に関する情報の写しの交付。	環境保全課	一部公開	1号	4月14日
14	4/5	「審査申出書(令和3年6月2日付)」に関する議事に関する記録のうち、令和3年度 第5回固定資産評価審査委員会議事録。	固定資産評価審査委員会	公開		5月6日
15	4/5	令和4年度の地番図及び指定及び公表された土砂災害特別警戒区域の指定図を重ね合わせた図面の写し。(山ノ内)	資産税課	公開		4月12日
16	4/5	平成18年に提出した申出書(山ノ内)。	建築指導課	一部公開	1号	4月19日
17	4/5	2022年教育委員会臨時会にかかる起案書等公文書一式。	教育総務課	公開		4月13日
18	4/5	2022年教育委員会臨時会にかかる起案書等公文書一式。	生涯学習課	公開		4月15日
19	4/5	令和3年7月1日～令和4年6月1日の「広報かまくら」の配布業務委託の契約書及び見積書。	広報課	一部公開	2号	4月8日
20	4/5	昭和43年頃に整備された鎌倉駅地下道(027010、査定済No.58-58)建設工事に関する工事前、工事中、及び工事後の現場写真、工事図面。	総務課	不存在		4月18日
21	4/7	岡本二丁目(大船観音前マンション)の開発審査したときの公図写し、事業区域実測図。また、市は事業者、議会、マスメディア、市民に対してどのような謝罪をしたのか。その時の公文書。	開発審査課	一部公開	1号	4月19日
22	4/8	鎌倉市放課後かまくらっ子の各社提案書の中の事業計画書、鎌倉市子育て支援センターの各社提案書の中の事業計画書。	青少年課	一部公開	1号・2号・5号	4月20日
23	4/11	防犯灯設置費・改造費及び防犯カメラ設置の申請書と補助金(令和3年度分)。	地域のつながり課	一部公開	1号・2号	4月21日
24	4/12	長谷五丁目における風致地区内行為完了届(29歴風18)。	都市景観課	一部公開	1号・2号	6月20日

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項(第6条)	決定月日
25	4/14	令和3年度2月議会補正予算で鎌倉芸術館の受水槽修繕事業の経費が追加された件、受水槽以外の施設、諸設備の不具合・故障・損傷などについて、指定管理者から受けた報告および相談にかかる文書。文化課の回答、対応がわかる文書。	文化課	一部公開	1号・2号	4月28日
26	4/15	令和4年度併配についての報告書	広報課	一部公開	1号・2号	4月25日
27	4/19	逆川1号橋、逆川2号橋の一般図	道路課	一部公開	1号	4月26日
28	4/19	七里ヶ浜第1緑地の支線柱及び支線の許可をする文書、図面を示すもの	みどり公園課	一部公開	1号・2号	5月6日
29	4/20	中規模開発事業R4-105の届出書類のうち、残地報告書	土地利用政策課	一部公開	1号・2号	4月27日
30	4/20	入湯税不申告について、2度市民から通報が市に行われているが、調査を行った記録全て。夏季のみ鎌倉市入湯税条例を超える料金を、利用者より徴収している事実。徴収義務者届出の不届。入湯税納税義務を、故意に逃れている事実。利用料は消費税込みであり、入湯税基準額は消費税別途金額であること。	市民税課	不存在		5月2日
31	4/20	鎌倉生涯学習センターのアスベスト調査の記録(アスベストが存在すること、アスベスト対策について検討を行った事を示す資料。)。会計検査院の指摘で耐震工事を行っているが、アスベスト調査と対策を行った資料、石綿関連法令に関する報告を会計検査院に行ったことを示す資料全て。	生涯学習課	一部公開	1号・2号	6月17日
32	4/20	鎌倉市役所本庁舎のアスベスト調査の記録(アスベストが存在すること、対策について検討を行った事を示す資料。)。本庁舎増改築、修繕において、石綿関連法令に基づく、措置を行ったことを示す資料全て。	公的不動産活用課	一部公開	1号・2号ア	6月17日
33	4/22	藤沢市村岡地区・鎌倉市深沢地区一体施行に係る土地区画整理事業の施行者について(協議会確認書類)。協議会確認書類の文書。(2鎌深地第783号)	深沢地域整備課	公開		5月18日
34	4/22	起案書、承認者、決裁者がわかる文書。(2鎌・深地第783号)	深沢地域整備課	公開		5月18日
35	4/25	2022年1月1日から2022年3月31日までの住居番号付定簿	市民課	一部公開	1号	4月28日
36	4/25	土地境界確定作業の中止について(31鎌道水第411号)。起案文、確定図案、境界点写真、公図、経過メモ。	道水路調査課	一部公開	1号	5月9日

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項(第6条)	決定月日
37	4/26	都市計画課が保有する、台峯緑地と中央公園を上空から撮影した写真。	都市計画課	公開		4月28日
38	4/27	令和4年1月20日～1月31日に提出された、浄明寺四丁目に携帯基地局の設置の計画書、届出書に関する計画廃止届出書の内容。	地域共生課	一部公開	1号・2号・5号	5月10日
39	4/28	広報かまくら配布業務委託契約のおける令和4年4月分の支出命令に関する書類一式	広報課	一部公開	1号・2号	5月23日
40	5/2	鎌倉市内、町丁字別の死亡数(男女別と合計)を月別で見られる資料を提供頂きたく書類提出致します。(令和4年4月1日～4月30日の1ヶ月分として)	市民課	公開		5月12日
41	5/2	平成31年度陸上競技教室の市に提出した収支報告書、実施要綱。令和3年度陸上競技教室の委託事業の市に提出した報告書、収支を示す書類。	スポーツ課	一部公開	2号	5月13日
42	5/6	〇〇町内会エリアのことで、市がかかわっているか把握しておきたい。何件か苦情は来ているので。〇〇〇〇社への指導書。	環境保全課	公開		5月11日
43	5/6	令和4年1月7日～4年5月2日までの開発事業条例の標識設置届出書と添付された写真の閲覧。	都市調整課	一部公開	1号	5月16日
44	5/9	平成26年1月16日 公聴会の公述意見の要旨に対し市の考え方「所有地の取得や寄付を受けることについては、ご意見を伝えるとともに協力を要請していきます。」によって、鎌倉市長から取得や寄付を要請した文書。	深沢地域整備課	不存在		5月20日
45	5/9	令和2年8月には施行者検討と併せ、必要な手続き等についての意見交換を行った記録類の文書。(2鎌深地第783号)	深沢地域整備課	公開		7月4日
46	5/9	平成26年12月15日、村岡・深沢地区両市一体による事業スキームの検討会議事概要(第3回ワーキング)の報告書及び換地・保留地比較検討のメリット・デメリットを整理した資料。	深沢地域整備課	一部公開	3号・4号	7月4日
47	5/9	平成30年3月28日付、神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金の交付決定通知書及び申請額一覧表。	財政課	公開		5月10日
48	5/9	「審査申出書(令和3年6月2日付)」に関する議事に関する記録のうち、令和4年度第1回固定資産評価審査委員会議事録。	固定資産評価審査委員会	公開		5月23日

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項(第6条)	決定月日
49	5/10	鎌倉体育館、大船体育館、鎌倉武道館、三田記念体育館の空調、給排水、電気、消防、防犯、駐車場等の設備の仕様や数量のわかる資料。	スポーツ課	一部公開	1号・2号	5月23日
50	5/10	地緑団体説明実施報告書(過去5年分)	地域共生課	一部公開	1号・2号ア・5号	5月18日
51	5/11	消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(最終提出年度分)、「別記様式第24総合点検(その1~その3)」の記載内容と添付資料。	予防課	一部公開	1号・2号	5月19日
52	5/11	大船観音前マンション開発業者に対して開発許可を下した後、開発不許可を通告した。鎌倉市は行政責任として事業者・議会・近隣住民らに対して、どのような「謝罪公文書」を出したのか。鎌倉市に開発申請をした時の、公図及び事業区域実測図。	開発審査課	一部公開	1号	5月26日
53	5/13	2021年11月以降、各携帯会社より提出された鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例に基づく計画届出書、近接住民説明実施報告書、地緑団体説明実施報告書、携帯電話等中継基地局使用開始届出書(山ノ内地区など)	地域共生課	一部公開	1号・2号ア・5号	5月27日
54	5/13	2021年11月以降、各携帯会社より提出された鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例に基づく計画届出書、近接住民説明実施報告書、地緑団体説明実施報告書、携帯電話等中継基地局使用開始届出書(梶原三丁目及び五丁目)	地域共生課	一部公開	1号・2号ア・5号	5月27日
55	5/13	事業実施基準(政策的意義、政策実現結果の目標、地方公共団体の意向、民間困難性と民間投資誘導、事業採算)(2鎌深地第783号)にある事業実施基準を満たすことが分かる文書。	深沢地域整備課	不存在		7月11日
56	5/13	令和2年8月、土地区画整理法的に施行者となり得る候補を整理し、事業の特性や役割によるメリット・デメリットの比較等を行ったが、施行者として該当することを整理した文書。事業の特性や役割によるメリット・デメリットの比較等の文書。(2鎌深地第783号)	深沢地域整備課	公開		7月11日
57	5/13	令和3年1月、神奈川県から施行者として事業を行うだけの人員確保が難しいとの発言を受けたことが分かる文書。(2鎌深地第783号)	深沢地域整備課	公開		7月11日
58	5/13	令和2年11月、優位性があると考えた候補者から事業の実現性による評価を行った文書。地方公共団体施行について、保留地処分までに単年度負担額の増加に対する資金調達懸念などから施行者として適さないことを判断した文書。	深沢地域整備課	公開		7月11日
59	5/16	深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業民活手法検討調査業務委託報告書(平成25年3月)	深沢地域整備課	公開		5月20日
60	5/18	令和3年度ジュニアアスリート育成事業委託における収支等報告書	スポーツ課	一部公開	2号	5月30日

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項(第6条)	決定月日
61	5/20	平成30年11月26日、総務省から都道府県市町村税担当課宛に送信された「【参考】不動産鑑定士協会に対する鑑定業務の依頼について(総務省)」と題するメールに関する書面等。 平成30年度及び令和3年度固定資産標準宅地の評価替えに係る平成28年度の鑑定評価等業務及び付随業務に関する応募要領等。	資産税課	一部公開	2号	6月2日
62	5/24	鎌倉市生涯学習センター指定管理者の選定に関する応募者2団体のプロポーザルの選考内容、接点、評価など選考に関する書類一式。	生涯学習課	公開		6月13日
63	5/26	平成28年8月29日に締結した土地の寄附に関する覚書、覚書締結に係る決裁文書及び決裁文書に添付されている資料一式。	土地利用政策課	一部公開	2号	6月1日
64	5/26	令和2年度都市計画基礎調査 土地利用現況図(shape形式)	都市計画課	公開		6月3日
65	5/30	鎌倉市、藤沢市が共同で実施した「29年度 村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託契約」について、神奈川県、藤沢市、鎌倉市で発注することをきめた時の記録類	深沢地域整備課	不存在		7月28日
66	5/30	東海道本線大船駅・藤沢駅の間(仮称)村岡新駅設置に関する負担割合を決めた時の協議検討等した記録類文書。	深沢地域整備課	一部公開	1号・2号	7月28日
67	5/30	深沢のまちづくり(土地区画整理事業によって生まれる保留地処分金の一部を活用する)から、保留地処分金の一部を駅費用に活用することについての土地所有者全員の同意書。	深沢地域整備課	不存在		6月13日
68	5/30	藤沢市村岡地区・鎌倉市深沢地区の土地区画整理事業の一体施行について要請した文書及び回答書。	深沢地域整備課	公開		7月28日
69	5/31	令和3年4月25日執行の市議会議員選挙の収支報告書。	選挙管理委員会事務局	一部公開	1号	6月10日
70	5/31	新庁舎等整備、市庁舎現在地利活用に関する委託業務の契約書、仕様書一式、成果品。	市街地整備課	一部公開	1号・2号ア・5号	7月29日
71	6/1	「審査申出書(令和3年6月2日付)」に関する議事に関する記録のうち、令和4年度第2回固定資産評価審査委員会議事録。	固定資産評価審査委員会	公開		6月13日
72	6/1	鎌倉市内、町丁字別の死亡数(男女別と合計)を月別で見られる資料を提供頂きたく書類提出致します。(令和4年5月1日～5月31日の1ヶ月分として)	市民課	公開		6月13日

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項(第6条)	決定月日
73	6/1	中川橋の橋梁台帳、様式1・2	道路課	一部公開	1号	6月7日
74	6/1	鎌倉山二丁目排水設備等新設等確認申請書及び排水設備工事完了届書に添付されたポンプ図面	下水道経営課	一部公開	1号	6月14日
75	6/3	市内橋りょう構造形式一覧	道路課	公開		6月6日
76	6/3	鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例に基づき、令和3年度に稲村ガ崎1～2丁目において設置・改造を予定する携帯電話等中継基地局について鎌倉市に提出した、設置等計画届出書、近接住民説明実施報告書等	地域共生課	一部公開	1号・2号ア・5号	6月20日
77	6/3	令和4年度の整地及び砂防柵の撤去にかかる届出一式。(令和4年度)監視所建設にかかる海岸占用の申請書一式及び県からの許可証。	観光課	公開		6月17日
78	6/3	令和4年度シンボル道路橋りょう予備設計業務委託の設計積算書(表紙、本工事内訳書、内訳書、下位内訳書、単価表、登録単価一覧表、総量集計表)	深沢地域整備課	一部公開	2号ア	6月14日
79	6/6	令和3年6月28日、長谷五丁目公共嘱託登記業務発注に伴う道路の中心線と後退線の分る図面。	道水路調査課	一部公開	1号	6月20日
80	6/6	長谷五丁目に於ける狭あい道路拡幅整備申出書、地積測量図、配置図、公図写(令和3年6月中のもの)。	道水路調査課	一部公開	1号	6月20日
81	6/6	鎌倉市スポーツ施設の令和3年度の事業報告書及び収支決算書	スポーツ課	一部公開	2号	6月14日
82	6/7	令和4年度予算のうち、有害鳥獣対策に関わる予算書、有害鳥獣対策協議会がある場合はその予算書。狩猟商品購入に使用する予算の内訳が分かる書類。中山間地域等直接支払対策事業及び多面的機能支払対策事業に関する予算書とその内訳が分かる書類。	環境保全課	公開		6月15日
83	6/8	地籍調査(官民境界等先行調査)業務委託(その1)及び(その2)、及び基準点機能回復測量業務委託の金入設計書(本工事費内訳書・内訳書・下位内訳書・単価表・登録単価一覧表の全て)。	道水路調査課	公開		6月10日
84	6/8	鎌倉市全体が写る航空写真	都市計画課	公開		6月9日

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項(第6条)	決定月日
85	6/10	令和4年度の海水浴場を開設に当たり市民と意見交換をしたことが分かる議事概要及び海浜組合との協議内容が分かる議事概要。	観光課	公開		6月24日
86	6/10	岡本二丁目の相談で提出された公図写しと現況図、区画計画図を提示願います。	都市調整課	一部公開	1号	6月23日
87	6/13	長谷五丁目に存する自動販売機の設置にかかる一切の文書(起案文書、許可申請書、同許可書を含む。カラーのものはカラーで)	都市景観課	不存在		6月20日
88	6/16	鎌倉中央公園に隣接する土地と公園との境界確認書の確認。	みどり公園課	一部公開	1号・2号	6月28日
89	6/16	伏見亭の建築調査報告書	都市景観課	一部公開	1号	6月30日
90	6/16	大塚川8号橋及び大塚川7号橋における鎌倉市橋梁台帳(様式1、様式2、様式3、様式4、様式5、様式6)	道路課	一部公開	1号	6月21日
91	6/20	笹田三丁目排水設備申請における既設管を使用するときは、責任技術者が十分調査し、使用に耐えるものであることを証する書類。	下水道経営課	不存在		6月27日
92	6/20	令和4年度広報かまくら製作業務委託公募型プロポーザル契約予定者選定にかかる起案のうち、評価結果に係る資料(配点表)、契約予定者の企画書一式(実績の見本を除く)。	広報課	一部公開	1号・2号	7月1日
93	6/20	スポーツ施設(鎌倉武道館・大船体育館・見田記念体育館、鎌倉体育館)に関する現指定管理者の2022年度の事業計画、収支計画書及び2021年度の事業報告書、収支報告書。	スポーツ課	一部公開	1号・2号	6月30日
94	6/21	広報かまくら配布業務委託契約書及び広報かまくら配布業務委託仕様書(令和4年7月号～令和5年6月号)	広報課	一部公開	2号	6月27日
95	6/21	火災調査報告書(令和3年大町)	警備課	一部公開	1号	6月28日
96	6/23	管轄区域内に存するガソリン・灯油等(第四類 第四石油類)、ペンセン等を貯蔵する屋外タンク貯蔵所等の危険物施設管理者(社名)の名称、施設所在地、施設区分、危険物の品名・油種、数量及び完成年月日の一覧。	予防課	公開		7月1日

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項(第6条)	決定月日
97	6/27	鎌倉山三丁目、建設リサイクル法の届出(R4-99)	建築指導課	一部公開	1号	7月22日
98	6/27	津西一丁目、鎌倉市の所有している土地の境界確認書	みどり公園課	一部公開	1号・2号	7月5日
99	6/27	令和4年度に提出された鎌倉山二丁目、携帯電話等中継基地局設置等計画届出書、近接住民説明実施報告書、地緑団体説明実施報告書。	地域共生課	一部公開	1号・2号ア・5号	7月11日
100	6/27	土地境界査定図NO.〇〇〇〇にかかる一切の文書(図面を含む)	道水路調査課	一部公開	1号	7月11日
101	6/27	長谷五丁目土地境界査定図(NO.〇〇〇〇(4-62))にかかる一切の文書(起案文、承諾書、土地境界査定願書、決定通知書等を含む。)	道水路調査課	一部公開	1号・2号	7月11日
102	6/27	長谷五丁目土地境界査定図にかかる一切の文書(土地境界査定願書、起案文、承諾書、決定通知書等を含む。)狭〇〇〇〇外(6-73)	道水路調査課	一部公開	1号	7月11日
103	6/27	長谷五丁目土地境界査定図(土地境界査定願書、起案文、承諾書、決定通知書等を含む。)NO.K〇〇〇〇(NO.22-7)にかかる一切の文書	道水路調査課	一部公開	1号	7月11日
104	7/1	鎌倉市内、町丁字別の死亡数(男女別と合計)を月別で見られる資料を提供頂きたく書類提出致します。(令和4年6月1日～6月30日の1ヶ月分として)	市民課	公開		7月12日
105	7/1	土地境界確定図No〇〇〇〇にかかる承諾書	道水路調査課	一部公開	1号	7月13日
106	7/1	鎌倉山三丁目にて届出された土地売買等届出書	土地利用政策課	存否応答拒否	6号	7月13日
107	7/1	谷戸ノ前隧道対策工法比較表、計画断面図	道路課	公開		7月1日
108	7/4	広報かまくら市民情報伝言板への掲載に関し、場所の記載をする条件又はできない場合の救済手段についてわかる書類一式。	広報課	公開		7月12日

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項(第6条)	決定月日
109	7/5	平成29年度の風致許可等管理台帳のうち、歴風18の記載内容	都市景観課	一部公開	1号	7月14日
110	7/11	中心点、新設点垂線距離図面の作成根拠資料として、境界点成果表(座標類)、関連資料。	道水路調査課	一部公開	1号	7月22日
111	7/14	教育委員会指導主事の小学校訪問記録。	教育指導課	不存在		7月29日
112	7/14	扇湖山荘、昭和62年用途変更時の浄化槽概要書、給排水衛生工事外構図、建築内を含む汚水処理に関する契約書	公的不動産活用課	一部公開	1号・2号ア	7月21日
113	7/15	令和4年度生涯学習センター指定管理者指定申請書内の資料及び評価項目の配点表。(選定団体の事業計画書、選定団体の収支予算表、選定基準となる各評価項目配点表の開示。)	生涯学習課	公開		7月26日
114	7/20	鎌倉市新庁舎等整備基本計画(素案)及び鎌倉市市庁舎現在地利活用基本構想(素案)に対する、鎌倉市意見公募手続きに基づき提出された意見。	市街地整備課	一部公開	1号・2号・3号	8月5日
115	7/21	鎌倉市農業振興地域内に一般廃棄物処分場(6号地)として焼却残渣を埋めるため、7軒の土地所有者と補償契約書を交わしているが補償金の総合計、当プロジェクトの総経費は幾らかかっているか。	環境政策課	一部公開	1号	8月3日
116	7/25	指定管理者運営施設(鎌倉体育館・鎌倉武道場・大船体育館・見田記念体育館)における、年度末の事業報告書及び収支報告書(令和3年度分)。	スポーツ課	一部公開	2号	8月3日
117	7/26	腰越二丁目排水設備設計図面、誓約書(宅地内雨水排水設備について)、誓約書(床下配管について)。	下水道経営課	一部公開	1号・2号	8月3日
118	7/26	26鎌教委文第1323号の添付図面(計画平面図、図面番号1/12、計画横断面図-1/3、図面番号3/12、計画鉄筋挿入工配置展開図、図面番号7/12、付帯工施設図、図面番号12/12)	文化財課	公開		7月28日
119	7/27	元平和推進実行委員会メンバーとの話し合いの議事録やメモ、話し合い日程を調整・連絡するためのメールすべて	文化課	一部公開	1号	8月8日
120	7/27	昭和61年度管渠実施設計業務委託台汚水幹線第8工区その3設計報告書S62. P.12位置図 P.27土質柱状図 P30～32土質柱状図	下水道河川課	公開		8月4日

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項 (第6条)	決定月日
121	7/28	笹田三丁目の排水設備について、私道内の私設管の縦断面図3部。	下水道経営課	不存在		8月12日
122	7/29	鎌倉市鎌倉山3丁目における風致地図内行為の許可書	都市景観課	一部公開	1号	8月9日
123	8/1	令和3年度広報かまくらの広告掲載業務の落札会社名、落札金額、応募会社数等、令和3・4年度の落札会社の見積金額、契約期間の分かるもの。広報かまくらの広告掲載に関する仕様書、広告掲載業務の入札に関する要綱他 ・鎌倉市のホームページ広告掲載業務における、令和2年度の落札会社名、落札金額等の分かるもの	広報課	公開		8月12日
124	8/1	鎌倉市内、町丁字別の死亡数(男女別と合計)を月別で見られる資料を提供頂きたい書類提出致します。(令和4年7月1日～7月31日の1ヶ月分として)	市民課	公開		8月3日
125	8/3	障害児保育推進特別対策事業費補助金における、令和3年度(2021年度)第4四半期(追加分含む)の交付予定額一覧	保育課	公開		8月9日
126	8/4	GIGAワークブックかまくらにおける公開授業の映像(DVD希望)	教育総務課	公開		8月9日
127	8/5	笹田三丁目建築申請に関し道路使用等に関する協議報告書	建築指導課	不存在		8月18日
128	8/8	長谷五丁目の道路に越境している工作物(手すり、階段、雨水溝、雨水枡)の撤去指示の文書。	道水路管理課	存否応答拒否		9月1日
129	8/8	佐助一丁目土地に関する文化財保護法による試掘の内容。	文化財課	公開		8月15日
130	8/10	公設ドックラン開設に関するアンケート調査結果をまとめた資料。	環境保全課	公開		8月15日
131	8/10	鎌倉市放課後かまくらっ子にかいどう、いなむらがさきの明日葉と理究キッズの提案書の中の事業計画書、及び第3回選定委員会の議事概要。	青少年課	一部公開	1号・2号・5号	8月23日
132	8/12	鎌倉市公共施設包括管理業務委託(平成28年6月17日公告分)の入札について作成された文書、参加業者の業務提案書。」	公的不動産活用課	一部公開	1号・2号ア	9月28日

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項(第6条)	決定月日
133	8/16	2022年4月1日～2022年6月30日の住居番号付定簿	市民課	一部公開	1号	8月29日
134	8/16	汚水管渠改築実施設計業務委託 西部汚水幹線 外、汚水管渠築造実施設計業務委託 台枝線、城廻市有地擁壁調査業務委託、以上3業務の金入り設計書(設計書・内訳書・下位内訳書・一位内訳書・登録単価一覧表・諸経費計算書)	下水道河川課	公開		8月22日
135	8/16	汚水管渠改築実施設計業務委託 西部汚水幹線 外、汚水管渠築造実施設計業務委託 台枝線、城廻市有地擁壁調査業務委託、以上3業務の金入り設計書(設計書・内訳書・下位内訳書・一位内訳書・登録単価一覧表・諸経費計算書)	公的不動産活用課	公開		8月18日
136	8/16	2018年4月以降の広報配達業務契約書及び仕様書、広報課住宅地図コピー使用契約に関する書類。	広報課	一部公開	2号	8月26日
137	8/17	大町四丁目逆川に架かる専用橋の橋梁詳細図面	道水路管理課	一部公開	1号	8月31日
138	8/18	16-86、16-86東側隣接地の南側ラインの立合い承諾書、126の説明が分る資料、13-100 査定図、13-100査定図面、No50 136-2 No.14の査定図、公図、承諾書	道水路管理課	一部公開	1号・2号	9月1日
139	8/18	鎌倉市福祉センター外壁等改修修繕業務の金入り設計書	福祉総務課	公開		8月24日
140	8/22	長谷五丁目に存する自動販売機2台の設置にかかる一切の文書(起案文書、許可申請書、同許可書を含む。カラーのものはカラーで)。	都市景観課	一部公開	1号・2号ア	9月7日
141	8/22	坂ノ下市有地を長年経緯も不明なまま使用許可を出している今年度許可について、許可申請したいと市民から相談のあった記録、当該地、年間使用料を示す資料。当該地の年間使用料の根拠となる資料 他。	みどり公園課	一部公開	1号・2号ア	9月30日
142	8/22	鎌倉市法定外目的税である入湯税について、運用について再検討を行ったことを示す資料一式。入湯税対象施設を示す資料一式 他。	市民税課	一部公開	2号・3号・4号	9月30日
143	8/24	鎌倉市の地番が載った図面(図面の種類や名称、精度は問わない)で、2021年中の登記異動修正済のshapeデータ。次回最新版に更新される予定時期と、測地成(JGD2000、JGD2011等)。	資産税課	公開		9月2日
144	8/24	鎌倉市消防本部の管轄区域における、消防法施行令に該当する防火対象物の、所在地、対象物名称、用途(項分類)の情報。	予防課	公開		8月31日

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項(第6条)	決定月日
145	8/25	「地積調査(街区境界調査)業務委託(その1)」の金入設計書(本工事費内訳書・内訳書・下位内訳書・単価表・登録単価一覧表の全て)。	道水路調査課	公開		8月29日
146	8/29	令和4年度当初の地番図の写し(植木、城廻)	資産税課	公開		9月2日
147	8/29	令和4年5月6日～8月26日の開発事業条例の標識設置届出書と添付された写真の閲覧。	都市調整課	一部公開	1号	9月12日
148	8/31	鎌倉市放課後かまくらっ子にかいどう いなむらがさきの明日葉、理究キッズ、シダックスの提案書の中の事業計画書及び第3回選定委員会の議事概要	青少年課	一部公開	1号・2号・5号	9月6日
149	8/31	梶原において提出済の大規模開発事業、基本事項届出書	土地利用政策課	一部公開	2号	9月13日
150	8/22	いじめ等についての文書(2020年度～2022年度の行政文書)、保健室における来室記録(2020年度～2021年度)、児童対象いじめ等のアンケート調査年3回分(2020年度～2022年度)、教育委員会スクールカウンセラーからの記録(2020年度～2022年度)。	教育指導課	存否応答拒否		9月5日
151	8/22	いじめ等についての文書(2020年度～2022年度の行政文書)、保健室における来室記録(2020年度～2021年度)、児童対象いじめ等のアンケート調査年3回分(2020年度～2022年度)、教育委員会スクールカウンセラーからの記録(2020年度～2022年度)。	教育センター	存否応答拒否		9月5日
152	9/1	令和3年度臭気測定調査報告書(2回分)	環境保全課	一部公開	1号	9月13日
153	9/1	鎌倉市内、町丁字別の死亡数(男女別と合計)を月別で見られる資料を提供頂きたく書類提出致します。(令和4年8月1日～8月31日の1ヶ月分として)	市民課	公開		9月12日
154	9/1	令和4年度汚水管渠築造実施設計業務委託台枝線の金額入り設計書	下水道河川課	公開		9月8日
155	9/7	令和2年度の近郊緑地特別保全地区の買入れにおける、場所、面積、契約全額。	みどり公園課	一部公開	1号	9月9日
156	9/7	鎌倉市全域土地地番図令和4年現在最新(シェープデータ)	資産税課	公開		9月15日

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項(第6条)	決定月日
157	9/12	笛田公園施設利用に関する文書。(優先利用について、部課内部で打ち合わせを行った記録一式、週末2週の一般開放となったか部課内での打ち合わせ記録と既利用団体に事前に相談した記録一式 他)	みどり公園課	不存在		10月6日
158	9/12	笛田公園施設利用に関する文書。(優先利用について、部課内部で打ち合わせを行った記録一式、週末2週の一般開放となったか部課内での打ち合わせ記録と既利用団体に事前に相談した記録一式 他)	スポーツ課	公開		9月26日
159	9/12	笛田公園施設利用に関する文書。(優先利用について、部課内部で打ち合わせを行った記録一式、週末2週の一般開放となったか部課内での打ち合わせ記録と既利用団体に事前に相談した記録一式 他)	教育指導課	公開		9月26日
160	9/14	鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例に基づき、令和3年度稲村ガ崎1～2丁目において設置・改造を予定する携帯電話等中継基地局について鎌倉市に提出した使用開始届出書	地域共生課	一部公開	1号・2号	9月21日
161	9/14	生涯学習センターに係る土地所有者との契約書(最新のもの)	生涯学習課	一部公開	2号	9月16日
162	9/14	鎌倉山三丁目に下水管が敷設されていることがわかる書類	下水道河川課	不存在		9月28日
163	9/16	契約書及び仕様書、現存している物	選挙管理委員会事務局	一部公開	2号	9月29日
164	9/20	令和4年度緑地維持管理委託(その4)(仮称)津1号緑地 外15緑地(鎌倉市津地内 外)の金入り設計書一式(積算内訳書、本工事費内訳書、内訳書 第一位代価諸経費計算書及び数量調書)	みどり公園課	一部公開	2号	10月4日
165	9/21	鎌倉漁業支援施設 参考資料 漁港区域(案)カラー	農水課	公開		9月30日
166	9/21	長谷二丁目 案内図、敷地図、求積表、面積表	資産税課	公開		9月27日
167	9/21	「武家の古都・鎌倉」世界遺産一覧表記載推薦書	歴史まちづくり推進担当	一部公開	1号・2号	9月30日
168	9/26	ホームページ上にある鎌倉市の俯瞰写真(別紙)	都市計画課	公開		10月4日

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項(第6条)	決定月日
169	9/26	令和2年及び令和3年の、ふるさと納税の返礼品別の寄付額の一覧の開示を希望します。	企画課	公開		10月11日
170	9/26	長谷二丁目 配置図	資産税課	公開		9月27日
171	9/29	2021年実施、「鎌倉市小学校給食費管理等業務」のプロポーザル入札について、参加した4社から提出のあった、様式7業務工程表、様式8見積書、提案書(全ての頁)、機能要求一覧。	学務課	一部公開	1号・2号	10月13日
172	10/3	令和4年6月以降、携帯会社より提出された「携帯電話等中継基地局設置等計画届出書」(山ノ内が設置場所のもの)。令和4年6月10日付鎌倉市指令地共第3号1で一部公開決定されたもののうち再提出されたもの。 令和4年5月27日付鎌倉市指令地共第3号で、一部公開決定されたもののうち再提出されたもの。	地域共生課	一部公開	1号・2号ア・5号	10月17日
173	10/3	鎌倉市内、町丁字別の死亡数(男女別と合計)を月別で見られる資料を提供頂きたく書類提出致します。(令和4年9月1日～9月30日の1ヶ月分として)	市民課	公開		10月11日
174	10/5	①担任教員が指導資料を誰でも閲覧できる状態にしていたため、この資料を児童が閲覧した件に関する全ての資料。ただし、令和4年9月26日付け「臨時保護者説明会のお知らせ」を除く。資料は電子データ、メモも資料に含む。 ②令和3年度同4年度に実施された個人情報保護研修及び人権研修の実施状況がわかる文書等。(実施日・研修タイトル・参加者がわかるもの)	教育指導課	一部公開	1号	12月2日
175	10/6	鎌倉市立第一中学校通学路法面整備工事詳細設計等業務委託報告書、平面図、横断図(1)横断図(3)、(参考図)保安林解除計画図(その1)及び(その2)。	学校施設課	公開		10月20日
176	10/11	URLに使用されている鎌倉の航空写真	都市計画課	公開		10月24日
177	10/11	令和元年度深沢地区交通管理者調整協議資料作成業務委託報告書、道路計画平面図一式。	深沢地域整備課	公開		10月20日
178	10/12	令和4年度「鎌倉文学館改修基本設計業務委託」仕様書及び特記仕様書(図面を含む)	文化課	公開		10月18日
179	10/12	・(株)〇〇〇とのやり取りを行った資料一切 ・平成30年度から現在まで ・広報課と選挙管理委員会は除く	市民健康課	一部公開	1号・2号	10月24日
180	10/12	・(株)〇〇〇とのやり取りを行った資料一切 ・平成30年度から現在まで ・広報課と選挙管理委員会は除く	ごみ減量対策課	一部公開	1号・2号	10月20日

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項(第6条)	決定月日
181	10/12	・(株)〇〇〇とのやり取りを行った資料一切 ・平成30年度から現在まで ・広報課と選挙管理委員会は除く	新型コロナウイルス対策担当	一部公開	1号	10月20日
182	10/12	・(株)〇〇〇とのやり取りを行った資料一切 ・平成30年度から現在まで ・広報課と選挙管理委員会は除く	議会総務課	一部公開	1号・2号	10月25日
183	10/12	・(株)〇〇〇とのやり取りを行った資料一切 ・平成30年度から現在まで ・広報課と選挙管理委員会は除く	契約検査課	一部公開	1号・2号	10月26日
184	10/12	・(株)〇〇〇とのやり取りを行った資料一切 ・平成30年度から現在まで ・広報課と選挙管理委員会は除く	総務課	一部公開	1号・2号	10月21日
185	10/12	令和3年5月設計(仮称)おなり子どもの家等耐震改修及び増築工事、意匠図、仕上表(内外部)特記仕様1~5、平面(1階、2階、屋根伏)立面図、矩計図、展開図、建具表	公的不動産活用課	公開		10月25日
186	10/12	令和4年度シンボル道路橋りょう予備設計業務委託、街なみ環境整備事業調査業務、斜面崩落対策詳細設計等業務委託、3件の金入り設計書。	深沢地域整備課	一部公開	2号ア	10月20日
187	10/12	令和4年度シンボル道路橋りょう予備設計業務委託、街なみ環境整備事業調査業務、斜面崩落対策詳細設計等業務委託、3件の金入り設計書。	都市景観課	公開		10月25日
188	10/13	山ノ内のコインパーキングに係る特定土地利用基準適合再確認時に適合確認した土地利用計画図、照度分布図。	都市計画課	一部公開	1号	10月25日
189	10/14	施行者の評価、両地域一体施行に係る土地区画整理事業の施行者比較表に記載がある件について、過去に、鎌倉市が土地区画整理事業を実施した文書。	都市計画課	一部公開	1号	11月17日
190	10/14	独立行政法人が村岡・深沢地区の一体土地区画整理事業を施行者になる場合の、国土交通大臣が地区の計画的な整備改善を図るために必要であると認めた一切の文書。	深沢地域整備課	公開拒否		2月14日
191	10/14	令和2年8月28日 関係機関等打合わせの内容(村岡・深沢地区の土地区画整理事業について施行者になる場合の手続き等に関する一切の文書。引き続き調整した資料、記録類の一切の文書)。	深沢地域整備課	公開拒否		2月14日
192	10/14	村岡地区・深沢地区土地区画整理事業の一体施行について、施行者である、独立行政法人の施行業務内容が詳細に分かる一切の文書。	深沢地域整備課	不存在		3月8日

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項(第6条)	決定月日
193	10/14	藤沢市村岡地区土地区画整理事業・鎌倉市深沢地区土地区画整理事業について、鎌倉市の業務役割分担と独立行政法人の業務役割分担が詳細に分かる一切の文書	深沢地域整備課	公開拒否		2月14日
194	10/14	2022年10月14日現在、市内の保育園等から提出されている「令和4年度保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書の写し(添付書類を含む)」。令和4年度の公立保育園各園におけるクラス別(年齢別)の職員配置状況が分かる書類	保育課	一部公開	1号	11月2日
195	10/17	令和4年度シンボル道路橋りょう予備設計業務委託の金入り設計書(本設計内訳書、内訳書、下位内訳書、単価表)。	深沢地域整備課	一部公開	2号ア	10月24日
196	10/18	第159回国会衆議院国土交通委員会第7号、平成16年3月23日議事録にある、「国土交通省都市・地域整備局所管の財団法人都市みらい推進機構が事務局を務めるインテリジェント・シティ整備推進協議会」で話し合われた議事録、鎌倉市(深沢)についての提言。	深沢地域整備課	不存在		10月26日
197	10/18	梶原三丁目と山崎の境界確認書(カラー希望)	みどり公園課	一部公開	1号・2号	10月25日
198	10/21	新庁舎等整備基本計画の策定のために各部(消防、図書館、議会事務局含む。)に行った意見照会の結果がわかる資料。	市街地整備課	公開		11月2日
199	10/24	大船駅監視業務の業務日報 令和2年10月26日分	道水路管理課	一部公開	1号	11月1日
200	10/25	名越クリーンセンターへのゴミ持込みをAM PMで限定していることについての関係文書(持込数限定に決定した決裁文書、検討会議等議事録他)	環境センター	一部公開	1号	11月7日
201	10/25	名越クリーンセンターでは持込件数に規制しているが、コロナによって受付人数制限などの規制をしている部署及びその決定に至る決裁文書(請求日時点及び指定管理除く)	青少年課	公開		11月7日
202	10/25	名越クリーンセンターでは持込件数に規制しているが、コロナによって受付人数制限などの規制をしている部署及びその決定に至る決裁文書(請求日時点及び指定管理除く)	中央図書館	公開		11月8日
203	10/25	名越クリーンセンターでは持込件数に規制しているが、コロナによって受付人数制限などの規制をしている部署及びその決定に至る決裁文書(請求日時点及び指定管理除く)	議事調査課	公開		11月1日
204	10/25	名越クリーンセンターでは持込件数に規制しているが、コロナによって受付人数制限などの規制をしている部署及びその決定に至る決裁文書(請求日時点及び指定管理除く)	警防救急課	公開		11月2日

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項(第6条)	決定月日
205	10/25	名越クリーンセンターでは持込件数に規制しているが、コロナによって受付人数制限などの規制をしている部署及びその決定に至る決裁文書(請求日時点及び指定管理除く)	都市整備総務課	公開		11月7日
206	10/26	岡本二丁目の境界確認書(カラー希望)	みどり公園課	一部公開	1号・2号	11月7日
207	10/27	小袋谷一丁目地積測量図	下水道河川課	一部公開	2号	11月7日
208	10/27	鎌倉市市民活動補償制度について、令和4年度契約時の入札、見積り合わせ等の結果、令和4年度契約の保険証券(補償内容の記載してある面のみ)、令和元～3年度契約の事故件数・支払い保険金額(被害者に支払った保険金額)	地域のつながり課	一部公開	2号	10月31日
209	10/31	関谷で事業者から令和4年度以降に開発審査課に提出された行政文書	開発審査課	一部公開	1号・2号	12月8日
210	11/1	2022年10月教育委員会定例会会議音声データ、2020年7月21日開催の鎌倉市教科用図書採択検討委員会(第3回)会議の音声データ	教育総務課	公開		11月8日
211	11/1	2022年10月教育委員会定例会会議音声データ、2020年7月21日開催の鎌倉市教科用図書採択検討委員会(第3回)会議の音声データ	教育指導課	不存在		11月15日
212	11/2	鎌倉市内、町丁字別の死亡数(男女別と合計)を月別で見られる資料を提供頂きたい書類提出致します。(令和4年10月1日～10月31日の1ヶ月分として)	市民課	公開		11月10日
213	11/4	事業者から岡本二丁目マンション開発跡地の土地寄付を受納し、土地登記を完了した。市は受納する前に、独自の測量調査を行ったか。令和元年6月13日、鎌倉市長・公的不動産活用課・道水路課関係者(5～6名)と隣地土地所有者らが現場にて、法務局土地家屋調査士の「説明録」。	公的不動産活用課	一部公開	1号	11月18日
214	11/9	笛田四丁目の土地所有者変更に伴う下水施設の契約内容の確認及び埋設物の構造、図面	下水道河川課	一部公開	1号	11月16日
215	11/10	本庁舎整備計画の「素案」をつくるに当たり、各課から聞き取った内容。	市街地整備課	一部公開	1号・3号・5号	11月22日
216	11/11	鎌倉市資源回収協同組合から令和4年度に提出された中小企業等協同組合決算関係書類提出書に添付の組合員名簿	商工課	一部公開	1号	11月22日

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項(第6条)	決定月日
217	11/11	「指定管理者制度導入の手引き」	行政マネジメント課	公開		11月24日
218	11/11	風致地区内行為許可申請書(30-292)について	都市景観課	一部公開	1号	11月25日
219	11/14	令和4年度 第1回鎌倉市総合教育会議(7月20日)の音声データ	企画課	公開		11月22日
220	11/15	常盤における水路占用許可申請書一式(昭和53年)	道水路管理課	一部公開	1号	11月18日
221	11/15	市庁舎現在地利活用に関する地歴調査業務委託、入札、てんまつ書、予定価格。	契約検査課	公開		11月18日
222	11/18	平成18年2月定例会(第1号2月8日)の「都市再生特別措置法」に関する議員への答弁に出てくる市町に提出された報告書の写し。	深沢地域整備課	不存在		11月29日
223	11/28	平成8年深沢まちづくり基本計画案の見直しに合わせて行われたインテリジェントシティ整備推進協議会に、鎌倉市がオブザーバーとして参加するための復命書、報告書など関連資料の一式。	深沢地域整備課	不存在		12月9日
224	11/28	請求日までに作成された情報公開・個人情報保護ニュースの各号	総務課	公開		11月29日
225	11/28	公有財産(土地)の所管所属の決定について((仮称)城廻1号緑地)	みどり公園課	一部公開	1号	12月7日
226	11/28	二階堂で行われた工事に係る文化財保護法の手続き関係書類一式、審査、決裁、資料等に関する書類一式を含む。	文化財課	不存在		12月6日
227	11/29	北鎌倉台土地区画整理事業(第一工区) 面積計算書	都市計画課	公開		11月30日
228	11/29	固定資産評価資料作成業務委託に係る土砂災害特別警戒区域補正適用検討資料のうち、令和4年1月1日時点の土砂災害特別警戒区域指定区域内の地番一覧。大町一丁目及び二丁目。	資産税課	公開		12月8日

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項(第6条)	決定月日
229	11/30	長谷五丁目土地境界確定にかかる申請・決裁・交渉記録、所有者調べ、決定通知書等を含む一切の文書(カラーはカラーで)	道水路調査課	公開		12月13日
230	12/1	鎌倉市内、町丁字別の死亡数(男女別と合計)を月別で見られる資料を提供頂きたく書類提出致します。(令和4年11月1日~11月30日の1ヶ月分として)	市民課	公開		12月9日
231	12/2	玉縄五丁目の土地区画整理事業の仮換地図	都市計画課	一部公開	1号	12月9日
232	12/6	常盤 土地境界確認書	みどり公園課	一部公開	1号・2号	12月15日
233	12/7	鎌倉市放置自転車等防止対策業務契約書の写(2022年7月1日契約分)、放置自転車等の移動及び保管に関する返還手数料の徴収及び収納事務委託にかかる告示分の写。	都市計画課	一部公開	2号	12月21日
234	12/7	みどり公園課保管の市立第一中学校通学路法面工事に関わる保安林解除の神奈川県との協議図書。	みどり公園課	公開		12月8日
235	12/8	令和3年度の鎌倉市の地域ごとの保育所等入所申込数、保育所等利用児童数、保育所等利用定員数、保留児童数、待機児童数。	保育課	公開		12月22日
236	12/13	鎌倉山二丁目の土地境界確認についての文書、座標データの資料。	みどり公園課	一部公開	1号・2号	1月13日
237	12/16	笹田公園に関する、現指定管理者の2022年度の事業計画書、収支計画書、2019年度・2020年度・2021年度の事業報告書、収支報告書。2018年度に実施された指定管理者公募時の公募資料、選定事業者の提出した計画書類(収支計画書含む)、選定委員会時の議事録。	みどり公園課	一部公開	1号・2号	1月27日
238	12/16	令和4年度都市計画データ(PDF形式)	都市計画課	公開		12月20日
239	12/16	鎌倉市役所令和4年度受付821号の排水設備新設等確認申請書写し、排水設備工事完了届書写し、公共下水道使用開始届書写し。	下水道河川課	一部公開	1号	12月28日
240	12/19	2022年12月16日、建設常任委員会における土地区画整理事業に係る事業計画概要についてのうち、現在の事業費内訳(令和4年11月時点)、事業費約264億円の根拠資料。	深沢地域整備課	一部公開	3号ア	1月30日

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項(第6条)	決定月日
241	12/26	笛田公園の利用に関して市内スポーツ団体複数から相談があったことに関して、みどり公園課とスポーツ課が協議を行った記録一式。大船中学校の一般開放に関して、教育委員会等とスポーツ課が協議を行った記録一式、申請複数団体に対する対応記録一式。	みどり公園課	不存在		1月10日
242	12/26	笛田公園の利用に関して市内スポーツ団体複数から相談があったことに関して、みどり公園課とスポーツ課が協議を行った記録一式。大船中学校の一般開放に関して、教育委員会等とスポーツ課が協議を行った記録一式、複数市内スポーツ団体がスポーツ課に相談した記録一式、一般開放に関して、申請複数団体に対する対応記録一式。	スポーツ課	公開		1月6日
243	12/26	笛田公園の利用に関して市内スポーツ団体複数から相談があったことに関して、みどり公園課とスポーツ課が協議を行った記録一式。大船中学校の一般開放に関して、教育委員会等とスポーツ課が協議を行った記録一式、複数市内スポーツ団体がスポーツ課に相談した記録一式、申請複数団体に対する対応記録一式。	教育総務課	不存在		12月28日
244	12/26	二階堂川6号橋、栄橋、三橋の橋梁台帳(様式1と様式2)令和2年度橋りょう維持修繕工事、市道212-082号線[三橋]の竣工図	道路課	一部公開	1号	1月10日
245	12/26	2023年4月1日～2028年3月31日の「鎌倉市スポーツ施設」指定管理者募集及び審査にかかる「選定結果の詳細および採点表」、「指定管理者に選定された団体の提案書」。(カラーでの写)	スポーツ課	一部公開	① 3号 ② 1・2号	2023/1/19 2023/1/23
246	1/4	鎌倉市内、町丁字別の死亡数(男女別と合計)を月別で見られる資料を提供頂きたく書類提出致します。(令和4年12月1日～12月31日の1ヶ月分として)	市民課	公開		1月11日
247	1/4	令和3年度(2021年度)の耐震化事業の結果について、公共建築物の耐震化事業の状況(1)耐震診断(公園維持管理事業)、耐震診断報告書。	みどり公園課	一部公開	1・2号	1月18日
248	1/4	介護事業所指定通知書の写し(最新のもの)	介護保険課	公開		1月10日
249	1/5	令和3年末の申請書及び7月の文化庁からの文書、同9月の日本遺産の再申請書ならびに文化庁の決定文書一式。	観光課	公開		1月17日
250	1/5	令和4年4月1日付の異動通知における次長級職員に関わる採用決定の決裁書一式(採用がわかる文書)。	職員課	一部公開	1号	1月19日
251	1/6	2022年12月14日、集会所における説明会配布資料一式。	都市計画課	公開		1月6日
252	1/10	令和元年都市計画基本図数値地形図データ(PDF形式)09MD433及び09MD424(1/2,500) 令和元年都市計画基本図数値地形図データ(PDF形式)全域(1/10,000)	都市計画課	公開		1月17日

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項(第6条)	決定月日
253	1/11	法務専門監への相談結果について(指定管理業務にかかる委託等の制限について)の施行文(鎌倉第2290号)	青少年課	公開		1月16日
254	1/12	令和4年度基準点機能回復測量業務委託の金額入り設計書	道水路調査課	公開		1月16日
255	1/12	市庁舎内において公的に購読している政党機関紙の購読部数。個人が購読している政党機関紙の部数がわかる資料、政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達、政党機関紙の配達・集金・勧誘に関しての許可証の有無、契約書やその関連資料。	中央図書館	公開		1月27日
256	1/12	市庁舎内において公的に購読している政党機関紙の購読部数。個人が購読している政党機関紙の部数がわかる資料、政党機関紙を個人が購読する事に関する行政文書や通達、政党機関紙の配達・集金・勧誘に関しての許可証の有無、契約書やその関連資料。	総務課	不存在		1月25日
257	1/12	鎌倉市と鎌倉芸術館の指定管理者との間の現時点の契約書(協定書、覚書)全文。特に鎌倉の第9が取扱記載がどのようになっているか。	文化課	一部公開	1・2号ア	1月23日
258	1/16	家庭ゴミ有料化に移行する検討の流れが時系列で分かる資料。家庭ゴミ排出量、資源ゴミ排出量の推移(有料化前、有料化後)が分かる資料。家庭ゴミ有料化における有料袋の販売価格の算出根拠が分かる資料、有料化後の世帯における年間負担額が分かる資料。	ごみ減量対策課	公開		1月27日
259	1/19	監査委員、監査委員事務局長の事務引継書(最新のもの)	監査委員事務局	公開		1月31日
260	1/19	農業委員会会長、事務局長の事務引継書(最新のもの)	農業委員会	公開		1月23日
261	1/19	固定資産評価審査委員会委員長、書記の事務引継書(最新のもの)	固定資産評価審査委員会	不存在		1月27日
262	1/19	議長、議会事務局長の事務引継書(最新のもの)	議会総務課	公開		1月30日
263	1/19	教育委長の事務引継書(最新のもの) 教育文化財部長の事務引継書(最新のもの)	教育総務課	一部公開	1号	1月30日
264	1/19	鎌倉市放置自転車等防止対策業務契約書・仕様書(令和3年度)	都市計画課	一部公開	2号	1月24日

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項(第6条)	決定月日
265	1/19	最新の市長選挙の投票済用紙、最新の選挙の立候補届出書類全て。最新の市長選挙の終了後の収支報告書(領収書を含む)、収支報告書の公費負担上限のリスト、積算方法、明細。選挙管理委員会委員長、事務局長の事務引継書(最新のもの)	選挙管理委員会事務局	一部公開	1号・6号	2月2日
266	1/19	市長の事務引継書(最新のもの)。総務部長の事務引継書(最新のもの)。鎌倉市職員行動憲章について経過がわかるもの、意図がわかる起案・決裁。	職員課	一部公開	1号・2号	2月2日
267	1/19	鎌倉市が当事者として戸籍謄本(抄本を含む)を裁判資料に含む訴訟記録(過去3年分、戸籍謄本(抄本含む))	道水路調査課	一部公開	1号	1月31日
268	1/19	鎌倉市が当事者として戸籍謄本(抄本を含む)を裁判資料に含む訴訟記録(過去3年分、戸籍謄本(抄本含む))	固定資産評価審査委員会	一部公開	1号	1月27日
269	1/20	藤沢市、村岡地区と鎌倉市深沢地区の一体施行の施行者とするを方針として決めた検討資料。	深沢地域整備課	公開		1月30日
270	1/20	令和3年度本庁舎等整備事業に関わる支出命令書の写し(添付資料を除く。)及び支出負担行為兼支出命令書(添付資料を除く。)の写し。	市街地整備課	一部公開	2号	2月2日
271	1/23	提出日時点での本庁舎等整備に関する令和4年度の支出命令書の写し及び支出負担行為兼支出命令書(添付資料を除く。)の写し。	市街地整備課	一部公開	1号・2号・4号	2月2日
272	1/23	2022年7月1日～2022年12月31日の住居番号付定簿	市民課	一部公開	1号	1月26日
273	1/25	①庁舎 鎌倉市 昭和44年度 ②本庁舎竣工時資料(カラー希望)	公的不動産活用課	公開		1月30日
274	1/25	市庁舎関係で現庁舎建設の検討資料のうち、新庁舎計画立案に先立ち検討を要する事項、庁舎の建設、庁舎建設用地関係議会提案経過、庁舎建設審議会の経過概要	企画課	公開		1月30日
275	1/31	令和4年11月1日以降5年1月30日までの開発事業条例の標識設置届出書と添付された写真の閲覧。	都市調整課	一部公開	1号	2月8日
276	1/31	宅造許可(R5.1.19)指令開65号の図面一式、平面図、断面図、展開図。	開発審査課	一部公開	1号・2号ア	2月14日

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項(第6条)	決定月日
277	2/1	平成4年度岩瀬今泉間道路計画作成業務設計報告書(平成5年3月)、図4-2平面図(カラー)	道路課	公開		2月3日
278	2/1	鎌倉市内、町丁字別の死亡数(男女別と合計)を月別で見られる資料を提供頂きたく書類提出致します。(令和5年1月1日～1月31日の1ヶ月分として)	市民課	公開		2月7日
279	2/2	笛田公園テニスコートの更衣棟建替に関して令和4年度予算可決以降の、担当課執行に向けた関係書類、令和4年度執行停止となった経緯がわかる資料、更衣棟の、今後の計画について話し合った記録、更衣棟の消毒、害虫駆除等を行った記録、トイレの衛生管理検査等を行った記録一式	みどり公園課	一部公開	1号・2号・4号	2月15日
280	2/3	令和4年度鎌倉市内水浸水想定検討業務委託に係る金入り設計書(表紙、本工事内訳書、内訳書、下位内訳書、単価表)	下水道経営課	公開		2月7日
281	2/6	平成30年3月14日、関係機関等打合せ議事要旨。一体施行によるメリット・デメリットについて。(県・都計)	深沢地域整備課	一部公開	3号・4号	2月15日
282	2/6	1月28日開催の講演会「わたしの居場所」の音声データ(CD)	青少年課	公開		2月6日
283	2/6	令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日までの鎌倉市スポーツ施設指定管理者に選定された鎌倉スポーツファミリー共同事業体の公募プロポザール提案書。	スポーツ課	一部公開	1号・2号	2月15日
284	2/7	鎌倉市本庁舎における維持管理業務(設備保守、清掃等)の直近の入札結果(落札者名簿)	公的不動産活用課	公開		2月8日
285	2/7	令和4年度鎌倉市内水浸水想定検討業務委託、城廻市有地擁壁調査業務委託 他	公的不動産活用課	公開		2月16日
286	2/7	令和4年度鎌倉市内水浸水想定検討業務委託、城廻市有地擁壁調査業務委託 他	道水路調査課	公開		2月9日
287	2/7	令和4年度鎌倉市内水浸水想定検討業務委託、城廻市有地擁壁調査業務委託 他	下水道河川課	一部公開	2号	2月17日
288	2/7	令和4年度鎌倉市内水浸水想定検討業務委託、城廻市有地擁壁調査業務委託 他	下水道経営課	一部公開	2号	2月15日

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項(第6条)	決定月日
289	2/8	次長職の7級(号級)の給与支払内容がわかる資料。令和4. 4/1～5. 1月まで	職員課	一部公開	1号	2月21日
290	2/8	本庁舎整備基金、令和3年度、4年度の振替期日がわかる資料 振替命令書	市街地整備課	公開		2月17日
291	2/8	令和6年度固定資産(土地)評価替えに係る令和4年度の標準宅地の鑑定評価業務に関する、不動産鑑定業者の募集方法及び契約方法を決定した決裁書(入札又は随意契約、応募要領、見積依頼等の内容を含む)他	資産税課	一部公開	2号	2月14日
292	2/9	鎌倉市スポーツ施設の指定管理者公募について、令和4年12月議会で指定管理者に指定された団体の事業計画書一式(収支計画書、実績集含む)。 令和4年度鎌倉市スポーツ施設の指定管理者公募における、指定管理者選定委員の採点結果(選定基準の選定項目毎に採点した点数、応募団体ごとに点数がわかる採点結果)。	スポーツ課	一部公開	1号・2号・3号・5号	2月20日
293	2/10	2022年5月「鎌倉市地域脱炭素実現に向けた再エネの最大現導入のための計画づくり支援業務」の入札において落札された提案書の写し、落札された見積金額とその見積金額内訳書。	環境政策課	一部公開	1号・2号ア	3月13日
294	2/13	鎌倉市笛田三丁目の土地利用に関する開発事業等相談概要票の起案詳細内容。	都市調整課	一部公開	1号・2号	2月20日
295	2/13	鎌倉山一丁目土地筆界承諾書。	みどり公園課	一部公開	2号	2月28日
296	2/14	岡本土地区画整理事業の仮換地図の写し(玉縄二丁目)	都市計画課	一部公開	1号	2月20日
297	2/14	佐助一丁目における文化財保護法93条届出、神奈川県教育長通知。	文化財課	一部公開	2号	3月24日
298	2/7	令和3年度鎌倉市小学校給食費管理業務委託の公募型プロポーザルに係る採点表。参加事業者の提案書類等一式。	学務課	一部公開	1号・2号	2月21日
299	2/16	放課後子どもひろばにかいどう外3施設指定管理者選定公開ヒアリングに係る評点シート。	青少年課	一部公開	3号	2月22日
300	2/20	御成町で市役所建設する際の、市民からの陳情、請願ほか、意見についての資料の、できるだけ全て。	企画課	一部公開	1号ア及びイ 2号	3月16日

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項(第6条)	決定月日
301	2/20	御成町で市役所建設する際の、市民からの陳情、請願ほか、意見についての資料の、できるだけ全て。	議事調査課	一部公開	1号	3月28日
302	2/21	・新庁舎等基本設計及びDX支援業務受注者選定支援業務委託の契約書及び仕様書 ・現在地利活用基本計画策定支援等業務委託の契約書及び仕様書	市街地整備課	一部公開	2号ア	3月6日
303	2/21	市に提出された事業者の顛末書	ごみ減量対策課	一部公開	1・2・4号	3月16日
304	2/22	令和4年度深沢地域整備事業区域調査業務委託(埋蔵文化財調査等)の金額入り設計書。	深沢地域整備課	公開		3月3日
305	2/24	鎌倉市洋風建築物の保存のための要綱	都市景観課	公開		3月6日
306	2/28	腰越の二俣川に架かる占用橋の橋梁詳細図面。	道水路管理課	公開		3月3日
307	2/28	大船消防署玉縄出張所により実施された立入検査結果	警備課	公開		3月10日
308	2/28	令和5年2月の総務常任委員会の梶原四丁目報告文の決裁	公的不動産活用課	公開		3月2日
309	3/2	鎌倉市内、町丁字別の死亡数(男女別と合計)を月別で見られる資料を提供頂きたく書類提出致します。(令和5年2月1日～2月28日の1ヶ月分として)	市民課	公開		3月6日
310	3/13	許可申請者にした開発行為許可処分に関する開発行為許可書、開発行為許可申請書	開発審査課	一部公開	1号・2号	3月22日
311	3/13	令和5年度 土木工事発注見通し表及び案内図	下水道河川課	公開		3月24日
312	3/13	令和5年度 土木工事発注見通し表及び案内図	道路課	公開		3月22日

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項 (第6条)	決定月日
313	3/15	国鉄清算事業団に分割で取得及び延長を要請した文書、国鉄清算事業団からの回答書の文書。国鉄清算事業団用地を取得した目的、理由が分かる文書。	深沢地域整備課	不存在		5月10日
314	3/15	深沢地区土地区画整理事業の範囲は、土地区画整理法に違反している。上町屋の施行地区界を道路としなかった、理由が分かる文書。	深沢地域整備課	公開		5月15日
315	3/15	令和2年8月、施行者検討と併せ、3県市等と施行者となった場合に必要手続き等についての意見交換を行った資料、記録類。	深沢地域整備課	公開		5月10日
316	3/17	地積調査(街区境界調査)業務委託(その1)の金入り設計書(表紙、本工事内訳書、内訳書、下位内訳書、単価表)。	道水路調査課	公開		3月24日
317	3/20	現庁舎建設当時の業者選定の公募要綱。5社による指名コンペの提案と結果、設計者の具体的な提案書。 現庁舎建設前につくられた「市庁舎建設審議会」の議事録。	企画課	不存在		4月3日
318	3/20	現庁舎建設当時の業者選定の公募要綱。5社による指名コンペの手案と結果、設計者の具体的な提案書。 現庁舎建設前につくられた「市庁舎建設審議会」の議事録。	公的不動産活用課	公開		3月28日
319	3/20	現庁舎建設当時の業者選定の公募要綱。5社による指名コンペの手案と結果、設計者の具体的な提案書。 現庁舎建設前につくられた「市庁舎建設審議会」の議事録。	総務課	不存在		4月3日
320	3/22	鎌倉市市泉台六丁目900番629と鎌倉市市泉台六丁目900番608との境界確認書の写	みどり公園課	一部公開	1号・2号	4月5日
321	3/24	令和元年度深沢地区交通管理者調査協議資料作成業務委託報告書(令和3年3月)。	深沢地域整備課	公開		3月30日
322	3/27	市が開催した意見交換会「市長と語る鎌倉の未来～深沢まちづくりと市庁舎移転～」における参加者からの意見、意見に対する市の認識が分かる文書(議事録や概要等)。意見交換会開催後、市としての評価が分かる文書。市庁舎移転の今後の取り組みにおける考え方及び位置条例改正再提案にむけた取り組み方針等を示した文書。	市街地整備課	公開		4月10日
323	3/27	市が開催した意見交換会「市長と語る鎌倉の未来～深沢まちづくりと市庁舎移転～」における参加者からの意見、意見に対する市の認識が分かる文書(議事録や概要等)。意見交換会開催後、市としての評価が分かる文書。市庁舎移転の今後の取り組みにおける考え方及び位置条例改正再提案にむけた取り組み方針等を示した文書。	広報課	一部公開	1号・2号	4月10日
324	3/28	第四回鎌倉市学校整備計画検討協議会資料一式	学校施設課	公開		3月31日

情報公開請求の概要

整理番号	請求月日	請求の趣旨	所管課	決定内容	該当条項(第6条)	決定月日
325	3/29	神奈川県鎌倉市人口移動調査 県外転入出報告書 平成31年度～令和4年度	市民課	公開		4月11日
326	3/30	平成31年1月29日付で事業者から市に提出された質問状及びそれに対する市の回答書	土地利用政策課	一部公開	1号	4月3日
327	3/31	令和2年(2020年)12月21日付 鎌倉市指令道水第1634号の当初申請書の図面一式。	道水路管理課	一部公開	1号	4月13日
328	3/31	村岡・深沢地区土地区画整理事業施行者になった場合に、手続金としていくら支払うのかが分かる文書。	深沢地域整備課	不存在		4月13日
329	3/31	鎌倉市都市計画土地区画整理事業の決定(鎌倉市決定)に係る平成26年1月26日公聴会に係る件は、取り下げたのかが分かる文書。	都市計画課	不存在		4月14日
330	3/31	鎌倉市都市計画地区計画(大船駅東口第2地区地区計画)の決定に係る公聴会を平成26年6月10日に実施している。本件について、取り下げたのかが分かる文書。	都市計画課	公開		4月14日

平成6年度 公文書公開異議申立ての状況

諮問 番号	請 求 内 容 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
1	昭和60年6月1日から昭和63年6月1日までに鎌倉市が発動した建築基準法に基づく①施工停止命令書の写し、②施工停止予告通知書の写し (建築指導課)	一部公開 1・2号	6. 4. 27 6. 5. 11 6. 6. 27 6. 7. 5 7. 2. 1	一部公開すべき	答申どおり決定
2	鎌倉市深沢地域市街地調査土地 区画整理事業調査A(平成3年3月) (深沢地域整備担当)	一部公開 3・4号	6. 4. 18 6. 6. 30 6. 7. 26 6. 8. 2 9. 7. 7	一部公開すべき	答申どおり決定
3	鎌倉市深沢地域市街地調査土地 区画整理事業調査B(平成4年3月) (深沢地域整備担当)	一部公開 1・2・ 4・6号	6. 4. 18 6. 6. 30 6. 7. 26 6. 8. 2 9. 7. 7	一部公開すべき	答申どおり決定
4	鎌倉市深沢地域整備計画事業化 推進検討調査報告書(平成4年3月) (深沢地域整備担当)	一部公開 2・3・ 4・5号	6. 4. 18 6. 6. 30 6. 7. 26 6. 8. 2 9. 7. 7	一部公開すべき	答申どおり決定
5	拠点地区土地利用計画等策定基礎 調査(平成5年3月) (深沢地域整備担当)	一部公開 3・4号	6. 4. 18 6. 6. 30 6. 7. 26 6. 8. 2 9. 7. 7	一部公開すべき	答申どおり決定
6	鎌倉市深沢地域整備計画実現化 検討調査報告書(平成5年3月) (深沢地域整備担当)	一部公開 3・4号	6. 4. 18 6. 6. 30 6. 7. 26 6. 8. 2 9. 7. 7	一部公開すべき	答申どおり決定
7	助役交際費の明細書 (平成元年度～4年3月) (秘 書 課)	一部公開 1・2・ 5号	6. 6. 9 6. 6. 16 6. 7. 29 6. 8. 30 7. 5. 1	一部公開すべき	答申どおり決定

平成7年度 公文書公開異議申立ての状況

諮問 番号	請 求 内 容 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③異議申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
8	平成6年11月から12月に行われた 〇〇教諭に対する教育委員会事務局 による事情聴取文書 (指 導 課)	拒 否 1号	7. 5. 2 7. 5. 12 7. 6. 9 7. 6. 16 7. 12. 25	一部公開すべき	答申どおり決定
9	〇〇(株)計画の遊技場建設に係る 開発事業に関する協定書(案)及び 決裁書類 (都市調整課)	拒 否 4号	7. 7. 7 7. 7. 17 7. 7. 17 7. 7. 28 8. 3. 28	公開すべき	答申どおり決定
10	平成6年11月に行われた〇〇小学校 での〇〇教諭の言動に関する元同僚 に対する校長による事情聴取文書 (指 導 課)	不存在	7. 6. 30 7. 7. 11 7. 9. 1 7. 9. 14 9. 12. 22	不存在処分は 妥当	答申どおり決定 (棄 却)
11	平成6年11月から12月にかけて教育 委員会が行った〇〇教諭に関する 元同僚の事情聴取文書 (指 導 課)	不存在	7. 6. 30 7. 7. 11 7. 9. 1 7. 9. 14 9. 12. 22	不存在処分は 妥当	答申どおり決定 (棄 却)
12	パチンコ店出店計画に係る土地利用 協議会の会議録すべて (都市政策課)	一部公開 4・5号	7. 9. 28 7. 10. 12 7. 10. 12 7. 10. 26 8. 7. 11	処分は妥当	答申どおり決定
13	御成小学校改築準備委員会会議録 (指 導 課)	不存在	7. 10. 25 7. 11. 6 7. 11. 21 7. 12. 1 10. 3. 26	不存在処分は 妥当	答申どおり決定 (棄 却)
14	〇〇への委託打診の際の主旨決裁 文書 (施 設 課)	不存在	7. 10. 25 7. 11. 7 7. 11. 21 7. 12. 1 10. 3. 26	不存在処分は 妥当	答申どおり決定 (棄 却)

諮問 番号	請 求 内 容 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③異議申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
15	〇〇への委託打診の際の主旨決裁 文書 (施 設 課)	不存在	7. 10. 25 7. 11. 7 7. 11. 21 7. 12. 1 10. 3. 26	不存在処分は 妥当	答申どおり決定 (棄 却)
16	平成5年4月から公開日までの〇〇 校長の教育委員会への〇〇教諭に 関する報告書 (指 導 課)	一部公開 1号	7. 11. 7 7. 11. 22 7. 12. 12 7. 12. 21 9. 12. 22	一部公開すべき	答申どおり決定
17	平成6年4月から公開日までの〇〇 校長から学校教育担当参事への〇〇 教諭に関しての報告書 (指 導 課)	不存在	7. 11. 7 7. 11. 22 7. 12. 12 7. 12. 21 9. 12. 22	不存在処分は 妥当	答申どおり決定 (棄 却)
18	平成6年9月から公開日までの学校 教育担当参事から教育委員会への 〇〇教諭に関する報告書 (指 導 課)	不存在	7. 11. 7 7. 11. 22 7. 12. 12 7. 12. 21 9. 12. 22	不存在処分は 妥当	答申どおり決定 (棄 却)

平成8年度 公文書公開異議申立ての状況

諮問 番号	請 求 内 容 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③異議申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
19	土地利用協議会会議録 (平成8年5月10日開催分) (企画政策課)	一部公開 1・4・ 5号	8. 5. 14 8. 5. 28 8. 6. 3 8. 6. 17 10. 6. 1	一部公開すべき	答申どおり決定
20	平成8年10月23日付鎌倉市指令 都計第3号の土地立入許可申請に 対する処分に関する決裁書類、 添付書類 (都市計画課)	一部公開 5号	8. 10. 29 8. 11. 12 8. 12. 24 9. 1. 8 —	取り下げ	9. 12. 10

平成9年度 公文書公開異議申立ての状況

諮問 番号	請 求 内 容 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③異議申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
21	土地利用協議会会議録・報告書・ 資料 (企画政策課)	一部公開 1・2・ 3・4 5号	9. 2. 17 9. 3. 3 9. 5. 23 9. 6. 6 11. 1. 5	一部公開すべき	答申どおり決定
22	大船支所に係る平成5年11月から 平成9年8月までの総合管理業務委 託契約書等 (大船支所)	一部公開 2号	9. 9. 12 9. 9. 24 9. 11. 28 9. 12. 17 11. 7. 19	公開すべき	答申どおり決定
23	市庁舎に係る平成5年11月から平成 9年8月までの総合管理業務委託 契約書等 (管 財 課)	一部公開 2号	9. 9. 12 9. 9. 26 9. 11. 28 9. 12. 19 11. 7. 19	公開すべき	答申どおり決定

諮問 番号	請 求 内 容 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③異議申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
24	福祉センターに係る平成5年11月 から平成9年8月までの総合管理業 務委託契約書等 (福祉政策課)	一部公開 2号	9. 9. 12 9. 9. 26 9. 11. 28 9. 12. 17 11. 7. 19	公開すべき	答申どおり決定
25	芸術館に係る平成5年11月から平成 9年8月までの総合管理業務委託契 約書等 (芸 術 館)	一部公開 2号	9. 9. 12 9. 9. 26 9. 11. 28 9. 12. 15 11. 7. 19	公開すべき	答申どおり決定
26	山崎水質浄化センターに係る平成 5年11月から平成9年8月までの総合 管理業務委託契約書等 (山崎水質浄化センター)	一部公開 2号	9. 9. 12 9. 9. 26 9. 11. 28 9. 12. 17 11. 7. 19	公開すべき	答申どおり決定
27	中央図書館に係る平成5年11月から 平成9年8月までの総合管理業務 委託契約書等 (中央図書館)	一部公開 2号	9. 9. 12 9. 9. 26 9. 11. 28 9. 12. 16 11. 7. 19	公開すべき	答申どおり決定
28	武道館に係る平成5年11月から平成 9年8月までの総合管理業務委託契 約書等 (体 育 課)	一部公開 2号	9. 9. 12 9. 9. 26 9. 11. 28 9. 12. 16 11. 7. 19	公開すべき	答申どおり決定
29	中央公民館に係る平成5年11月から 平成9年8月までの総合管理業務 委託契約書等 (中央公民館)	一部公開 2号	9. 9. 12 9. 10. 1 9. 11. 28 9. 12. 18 11. 7. 19	公開すべき	答申どおり決定

平成10年度 公文書公開異議申立ての状況

諮問 番号	請 求 内 容 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③異議申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
30	平成5年9月深沢中学校庭整備工事 入札調書及び工事予定価格、平成 6年3月と6月の入札参加工事・入札 調書及び工事予定価格 (契約検査課)	一部公開 3号	10. 5. 20 10. 5. 21 10. 5. 22 10. 6. 10 —————	取り下げ	12. 12. 19
31	平成9年7月22日西鎌倉小職員室 改修工事及び富士塚小O-157対 策工事の入札予定価格 (契約検査課)	一部公開 3号	10. 5. 18 10. 5. 20 10. 5. 22 10. 6. 10 —————	取り下げ	12. 12. 19
32	(仮称)鎌倉南部青少年会館及び 第二中学校区ケアセンター基本計画 と伺い書 (青少年課)	一部公開 4号	10. 6. 1 10. 6. 9 10. 6. 18 10. 6. 26 —————	取り下げ	11. 10. 21
33	(仮称)鎌倉南部青少年会館及び 第二中学校区ケアセンター整備計 画の県への補助金申請に提出した 書類一式 (高齢者福祉課)	一部公開 1・3・ 4号	10. 9. 3 10. 9. 16 10. 9. 17 10. 9. 22 —————	取り下げ	11. 10. 21
34	御成小学校備品購入に伴う談合情報 (教育総務課)	一部公開 1・2号	10. 9. 14 10. 9. 18 10. 9. 21 10. 10. 1 11. 2. 26	処分は妥当	答申どおり決定 (棄 却)
35	開発事業指導要綱細則2条の開発 事業事前審査申請書 (昭和58年6月)〇〇分 (都市調整課)	拒 否 2号	10. 8. 5 10. 8. 17 10. 10. 12 10. 10. 20 12. 6. 12	一部公開すべき	答申どおり決定
36	土地境界査定結果 (NO. 66117他) (路 政 課)	一部公開 1号	10. 12. 21 10. 12. 28 11. 1. 28 11. 2. 1 12. 9. 5	処分は妥当	答申どおり決定 (棄 却)

平成11年度 公文書公開異議申立ての状況

諮問 番号	請 求 内 容 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③異議申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
37	土地境界査定に至る関係地権者の 地積測量図 (NO. 66117他) (路 政 課)	不存在	11. 2. 8 11. 2. 19 11. 4. 21 11. 4. 30 _____	取り下げ	11. 9. 14

平成11年度 個人情報開示等異議申立ての状況

諮問 番号	請 求 内 容 (所 管 課)	原処分 非開示 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③異議申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
1	〇〇にかかる戸(除)籍謄抄本等交付 申請書 (平成8年4月17日～8月20日受付分) (市 民 課)	拒 否 1号	11. 3. 10 11. 3. 12 11. 5. 7 11. 5. 18 12. 1. 5	一部開示すべき	答申どおり決定

平成12年度 公文書公開異議申立ての状況

諮問 番号	請 求 内 容 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③異議申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
38	市起債台帳中、整理番号397及び550の欠番の理由が分かる文書 (財 政 課)	不存在	12. 2. 28 12. 3. 7 12. 5. 2 12. 5. 15 13. 1. 26	処分は妥当	答申どおり決定 (棄 却)
39	名越クリーンセンター「ダイオキシン類削減対策工事」に関する1. 環境技研への業務委託の起案書、発注書、提供資料及び委託報告書2. 上記業務委託に基づく事前見積書 (建築住宅課)	一部公開 2・5号	12. 8. 15 12. 9. 12 12. 9. 27 12. 10. 20 13. 6. 14	一部公開すべき	答申どおり決定
40	名越クリーンセンター「ダイオキシン類削減対策工事」に関する1. 入札に係る入札参加業者等選考委の審議録2. 同工事契約書及び添付書類3. 入札参加者の見積内訳書 (建築住宅課)	一部公開 2号	12. 8. 15 12. 9. 19 12. 9. 27 12. 10. 20 13. 6. 14	一部公開すべき	答申どおり決定
41	平成13年1月13日に〇〇テレビが由比ガ浜で花火を打ち上げる件で平成12年12月21日前後に鎌倉市消防本部に提出された筈の届書 (鎌倉市消防本部)	一部公開 1号	13. 1. 15 13. 1. 24 13. 2. 9 13. 3. 9 13. 9. 14	一部公開すべき	答申どおり決定

平成14年度 情報公開異議申立ての状況

諮問 番号	請 求 内 容 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③異議申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
42	陳情38号に関する建設常任委員会の会議を録音したテープのコピー (議会事務局)	不存在	15. 3. 5 15. 3. 18 15. 3. 25 15. 3. 28 15. 7. 30	公開すべき	答申どおり決定

平成15年度 情報公開異議申立ての状況

諮問 番号	請 求 内 容 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③異議申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
43	1. 平成12年度鎌倉市消防本部の 通話明細書2. 平成15年1月分 (平成14年12月11日から15年1月 10日)通話明細内訳書 (鎌倉市消防本部)	一部公開 1号	15. 4. 24 15. 4. 28 15. 5. 1 15. 5. 7 15. 12. 24	一部公開すべき	答申どおり決定
44	平成15年4月鎌倉市教育委員会 4月定例会議事録テープ (教育総務課)	不存在	15. 4. 24 15. 5. 8 15. 5. 12 15. 5. 14 15. 12. 24	処分は妥当	答申どおり決定 (棄 却)
45	鎌倉市教育委員会4月定例会に おける同教委職員の要点筆記 (教育総務課)	不存在	15. 8. 11 15. 8. 25 15. 9. 8 15. 9. 30 16. 1. 26	処分は妥当	答申どおり決定 (棄 却) (16. 2. 9)

平成17年度 情報公開異議申立ての状況

諮問 番号	請 求 内 容 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③異議申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
46	平成17年4月～5月 秘書課日記 (秘書課)	不存在	17. 6. 13 17. 6. 24 17. 7. 13 17. 7. 21 18. 1. 30	処分は妥当	答申どおり決定 (棄 却) (18. 2. 21)
47	平成17年4月～5月 市長の月間予定表 (秘書課)	一部公開	17. 6. 13 17. 6. 24 17. 7. 13 17. 7. 21 18. 1. 30	一部公開すべき	答申どおり決定 (18. 2. 21)
48	平成17年8月8日使用の公園内行為 許可申請(ラッコ公園に関して)に係る 書類一式 (公園緑地課)	一部公開	17. 8. 10 17. 8. 12 17. 10. 11 17. 10. 13 18. 10. 6	処分は妥当	答申どおり決定 (棄 却)
49	平成17年8月11日使用の公園内行為許可申 請(稲村ガ崎の鎌倉海浜公園に関して:〇〇テ レビ)、平成17年8月16～19日使用の公園内 行為許可申請(ラッコ公園に関して:〇〇テレ ビ)、平成17年8月23日使用の公園内行為許 可申請(稲村ガ崎の鎌倉海浜公園に関して:テ レビ〇〇)に係る書類一式 (公園緑地課)	一部公開	17. 8. 23 17. 8. 26 17. 10. 11 17. 10. 13 18. 10. 6	処分は妥当	答申どおり決定 (棄 却)
50	映画「タイヨウノウタ」に関して提出され た書類全部 (道水路管理課)	一部公開	17. 9. 12 17. 9. 20 17. 10. 11 17. 10. 13 18. 10. 6	処分は妥当	答申どおり決定 (棄 却)

平成19年度 情報公開・個人情報開示等異議申立ての状況

諮問 番号	請 求 内 容 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③異議申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
1	請求者本人に係る建築確認申請手続 についての「工事監理者より提出され た報告書」 (建築指導課)	一部開示 (個人情報 保護条例) 第19条第1 項第2号)	19. 10. 26 19. 11. 6 19. 11. 7 19. 11. 16 20. 6. 16	処分は妥当	答申どおり決定 (棄 却) (20. 6. 26)
2	全国学力・学習状況調査の本市全体 の結果(児童生徒質問紙、学校質問 紙を含む)及び深沢小・深沢中の結果 (児童生徒質問紙、学校質問紙を含む) (教育委員会教育指導課)	非公開 (情報公開 条例第6条 第4号ウ)	19. 12. 12 19. 12. 21 20. 1. 7 20. 1. 10 20. 11. 21	・鎌倉市全体の結 果については公開 ・深沢小・深沢中 の結果については 非公開	答申どおり決定
3	・平成19年4月に実施した全国学力・学習 状況調査についての鎌倉市の小学校6年 の国語・算数各A・B問題及び中学校3年 の国語・数学各A・B問題の平均正答率 ・鎌倉市内の今泉小学校及び岩瀬中学校 の上記教科ごとの平均正答率 ・学習状況調査(児童生徒への質問)の結 果 ・学校状況調査(学校への質問)の結果 (教育委員会教育指導課)	非公開 (情報公開 条例第6条 第4号ウ)	19. 12. 25 20. 1. 7 20. 3. 6 20. 3. 10 20. 12. 25	・鎌倉市全体の結 果については公開 ・今泉小・岩瀬中 の結果については 非公開	答申どおり決定 (21. 1. 5)

平成20年度 情報公開・個人情報開示等異議申立ての状況

諮問 番号	請 求 内 容 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③異議申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
4	昭和58年5月31日付、鎌開指第10号の勧告書並びにそれに記載されている昭和56年9月26日提出された防災工事願書 (開発指導課)	不存在	20. 6. 18 20. 7. 2 20. 8. 26 20. 9. 29 21. 3. 31	処分は妥当	答申どおり決定 (棄 却) (21. 4. 3)

平成21年度 情報公開・個人情報開示等異議申立ての状況

諮問 番号	請求内容 (提出後の経緯) (所管課)	原処分 非公開 条項	①請求月日 ②処分月日 ③異議申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審査会 の判断	決定内容
	平成21年6月11日付、鎌倉市指令土地第2号で一部公開決定された鎌倉市手広〇〇〇外〇〇筆の大規模開発事業の公図(公開すべき情報が非公開になっているとの主張。)異議申立てを受理した日(平成21年6月25日)より前に、平成21年6月23日付鎌倉市指令土地第4号で、先の一部公開決定を取り消し、同日付鎌倉市指令土地第5号で、公開できる部分につき全て公開した一部公開決定を行っており、異議申立ての対象となった処分がその後消滅したときにあたり情報公開条例第17条第1号により異議申立てを却下したので、審査会への諮問は行わなかった。 (土地利用調整課)	一部公開 第1号	21. 6. 3 21. 6. 11 21. 6. 25 _____ _____		(却下) (21. 7. 2)
	平成21年6月23日付鎌倉市指令土地第5号で一部公開決定された鎌倉市手広〇〇〇外〇〇筆の大規模開発事業の公図(①ホームページで公開している情報を情報公開請求させるのは、不当であり、②非公開の基準も不統一であるとの主張。)①②の主張のいずれも情報公開制度における異議申立てで主張すべき事項ではないので、情報公開条例第17条第1号により異議申立てを却下し、審査会への諮問は行わなかった。 (土地利用調整課)	一部公開 第1号	21. 6. 3 21. 6. 23 21. 7. 13 _____ _____		(却下) (21. 7. 31)
	平成21年10月28日に提出された「控訴人補助参加人準備書面1」の決裁文書 (開発指導課)	一部公開 第1号及び 第2号	21. 12. 4 21. 12. 7 21. 12. 9		(却下) (21. 12. 21)
5	東京高等裁判所平成21年(行コ)第310号事件の建築物の建築基準法第43条第1項ただし書の許可を通知した文書(決裁文書含む。) (建築指導課)	一部公開 第1号及び 第2号	21・12・ 8 21・12・18 22・ 2・16 22・ 3・19 23・ 1・31	一部公開すべき	答申どおり決定 (23. 3. 1)

平成22年度 情報公開・個人情報開示等異議申立ての状況

諮問 番号	請 求 内 容 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③異議申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
6	鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例に係る地縁団体説明実施報告書(請求受理日の時点で市に提出されているもの) (市民相談課)	一部公開 第2号及 び第5号	22・6・9 22・6・16 22・7・12 22・8・5 23・4・14	法人の代表者の 印影部分を除き 公開することが妥 当	答申どおり決定 (23. 5. 17)
7	鎌倉市携帯電話等中継基地局の設置等に関する条例に係る携帯電話等中継基地局設置等計画届出書(請求受理日の時点で市に提出されているもの) (市民相談課)	一部公開 第2号及 び第5号	22・6・10 22・6・16 22・7・12 22・8・5 23・4・14	法人の代表者の 印影部分を除き 公開することが妥 当	答申どおり決定 (23. 5. 17)
8	岡本マンション開発計画にかかる平成22年7月14日の面談記録にある「2年前に事業者が市に提出している請負契約と出来高を含めたファイル一式」 (まちづくり政策課)	一部公開 第1号及 び第2号	22・11・29 23・1・27 23・1・28 23・2・21 23・12・27	非公開とした部分 のうち一部公開す ることが妥当	答申どおり決定 (24. 1. 13)
9	鎌倉市議会が平成23年1月28日付で異議申立人に対してした「議会事務局長の平成22年度実績評価(自己評価)を作成するための根拠となる『目標設定達成状況シート』の計算根拠の資料一式」の行政文書公開請求に対し、不存在とされた部分 (議会事務局)	一部公開 (不存在)	23・1・14 23・1・28 23・2・10 23・2・23 24・2・13	行政文書一部公 開決定処分は妥 当	答申どおり決定 (24. 2. 21)

平成23年度 情報公開・個人情報開示等異議申立ての状況

諮問 番号	請 求 内 容 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③異議申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
10	地縁団体法人〇〇〇〇自治会 街路樹愛護会 ・設立届 ・活動報告書(直近のもの) ・報償金請求書 (公園海浜課)	一部公開 第1号	23・ 3・29 23・ 4・ 6 23・ 4・19 23・ 5・19 24・ 2・13	届出者の氏名は、 公開することが妥 当	答申どおり決定 (24. 2. 17)
11	①鎌倉市携帯電話等中継基地局の設 置等に関する条例 ・第6条にかかる携帯電話等中継基地 局設置等計画届出書、同第7条にかか る近接住民説明実施報告書および地 縁団体説明実施報告書とその添付書 類(2010年6月11日以降、本請求書 受理日までの間に鎌倉市に提出され たもの) ・ならびに条例施行規則第9条にかか る携帯電話等中継基地局設置等計画 廃止届出書および同第10条にかかる 携帯電話等中継基地局使用開始届出 書(請求受理日の時点で市に提出され ているものすべて) ②携帯電話の中継基地局設置に対す るすべての書類 H23. 5. 30現在までの分 (市民相談課)	一部公開 第2号及 び第5号	23・ 5・20 23. 7. 14 23. 7. 28 23. 8. 22 24. 6. 1 23・ 5・30 23. 7. 22 23. 8. 3 23. 8. 22 24. 6. 1	公開した部分のう ち一部非公開とす ることが妥当	答申どおり決定 (24. 6. 20)
12	第三次鎌倉漁港対策協議会の委員に 関する以下の内容のわかるもの。 1:委員選出の経緯と理由(個人別) 2:当該漁港建設計画にかかる利害 の有無とその内容 行政文書名・決裁文書「鎌倉漁港対 策協議会委員の委嘱について」 ・決裁文書「鎌倉漁港対策協議会委員 の推薦及び派遣について」 ・決裁文書「鎌倉漁港対策協議会委員 の結果について」 (産業振興課)	一部公開 第1号及 び第2号	23・ 7・13 23・ 7・26 23・ 8・12 23・10・13 24・10・ 4	一部公開決定処 分は妥当である が、改めて請求の 趣旨に則った通 知書を交付すべ き	答申どおり決定 (24. 11. 8)

平成24年度 情報公開・個人情報開示等異議申立ての状況

諮問 番号	請 求 内 容 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③異議申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
13	①平成20年10月1日開催 「小町通り無電柱化事業に伴う関係企業等の工程調整会議 議事要旨」に記載されているH20年10月7日の打合せ議事録等資料 ②小町通り電線共同溝工事等業務委託・報告書 平成23年12月に「平成21年6月25日に当時の課長決裁にて承諾しています」の根拠となる資料 1. H21年6月17日工事打合せ簿関係以外の資料 2. 上記打合せ簿に併う協議資料 ③平成20年4月16日付、NTTインフラネット㈱発行「試掘後の問題点について」で協議回答を求めている。 これに対する協議・回答資料及び決裁文書 (道路課)	不存在	24・ 2・20 24・ 2・28 24・ 4・13 24・ 5・11 24・12・ 3 24・ 2・20 24・ 3・12 24・ 4・13 24・ 5・11 24・12・ 3 24・ 2・28 24・ 3・12 24・ 4・13 24・ 5・11 24・12・ 3	処分は妥当	答申どおり決定 (棄却) (24. 12. 28)
14	平成24年4月20日記者発表資料 「職員の懲戒処分等について」の文書一式及び処分決定に係る起案文書 (職員課)	一部公開 第1号及び第4号エ	24・ 6・ 4 24・ 6・15 24・ 7・20 (再処分) 24・ 6・20 24・ 7・31 25・ 1・10	非公開とした部分のうち一部公開することが妥当	答申どおり決定 (25.2.25)
15	2012年7月3日松尾市長定例記者会見議事録(電線地中化問題に係る部分のみ) (秘書広報課)	不存在	24・ 7・ 5 24・ 7・17 24・ 7・25 24・ 8・17 25・ 2・ 7	処分は妥当	答申どおり決定 (棄却) (25.3.1)
16	公有地の拡大の推進に関する法律第5条第1項の規定に基づく平成22年度、平成23年度全ての土地買取希望申出書のみ (土地利用調整課)	一部公開 第1号及び第2号	24・ 7・ 3 24・ 7・13 24・ 7・17 24.12. 5 25・ 3. 25	非公開とした部分のうち一部公開することが妥当	答申どおり決定 (25.4.16)

平成25年度 情報公開・個人情報開示等異議申立ての状況

諮問 番号	請求内容 (所管課)	原処分 非公開 条項	①請求月日 ②処分月日 ③異議申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審査会 の判断	決定内容
17	2013年3月27日鎌倉市職員考査委員会が松尾市長に提出した答申書 (職員課)	一部公開 第1号及び第4号 エ	25・4・1 25・4・15 25・4・22 25・5・27 25・8・12	非公開とした部分のうち一部公開することが妥当	答申どおり決定 (25. 11. 25)
18	小町通り電線共同溝工事等業務委託に係る不適切な事務処理に関し、係った関係職員に対する措置について市長から諮問を受け、下記日程で開催された鎌倉市職員考査委員会のすべての議事録 開催日 平成24年8月29日、平成24年11月29日、平成25年2月15日 (職員課)	一部公開 第1号及び第3号	25・5・21 25・5・28 25・6・21 25・7・16 26・3・20	処分は妥当	答申どおり決定 (棄却) (26. 4. 10)
19	①F&B良品ホールディングス企業連合とそれに関係する団体、企業、および個人(自治体職員および自治体首長も含む)との接触に関するすべての資料(電磁的記録も含む) ②鎌倉市指令政4号で開示された文書に、「自治体運営型通信販売サイト構築運営業務委託契約書」および「自治体運営型通信販売サイト構築運営業務委託仕様書」があり、契約がなされていることから、「自治体運営型通信販売サイト構築運営業務委託仕様書」の6の(4)項で委託契約先と取り交わしを規定しているすべての文書。なお、以下は例示でありこれに限る物ではない。鎌倉市の承認を得た作業工程表、定期的に打ち合わせをした議事録等、業務の進捗状況報告書等 (政策創造担当)	一部公開 第1号、第2号及び第3号 一部公開 第1号及び第3号	25・10・19 25・11・1 25・11・15 25・12・18 26・8・11 25・11・16 25・12・2 25・12・7 25・12・18 26・8・11	非公開とした部分のうち一部公開することが妥当	答申どおり決定 (26. 9. 18)

諮問 番号	請 求 内 容 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③異議申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
20	平成25年12月定例会12月19日総務常任委員会において、中村議長から「松尾市長から議長宛てに自治体運営型通販サイト構築運営業務の今年度執行を断念することを決断した」との報告がありました。この申し入れに関する文書一式 (議会事務局)	不存在	26・1・7 26・1・8 26・1・16 26・1・27 26・10・27	処分は妥当	答申どおり決定 (棄却) (26. 11. 20)
21	「自治体運営型通販サイトの開設中止」に係る経過が検証出来る文書一式(起案文書含む) (政策創造担当)	不存在	26・1・6 26・1・20 26・1・21 26・2・20 26・10・27	処分は妥当	答申どおり決定 (棄却) (26. 11. 18)
22	「自治体運営型通販サイト構築運営業務委託契約書」について、総務部より価格交渉を行うことを勧められているが、価格交渉を行ったことを示すすべての文書、または価格交渉を行わなかったことを示すすべての文書 他9件 (政策創造担当)	一部公開 2号 不存在	25・12・5他 25・12・19他 26・1・25他 26・3・10 26・11・18	処分は妥当	答申どおり決定 (棄却) (27. 1. 14)
23	神奈川新聞2014年3月4日付松尾鎌倉市長動向にある『高橋浩司市議・政策創造担当』に係る面談内容がわかる文書一式 (秘書広報課)	不存在	26・3・5 26・3・18 26・3・20 26・4・21 26・12・22	処分は妥当	答申どおり決定 (棄却) (27. 1. 15)
24	深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業内の土地利用方法、計画書等について、東日本旅客鉄道株式会社(関連企業を含む)から鎌倉市に提出された土地利用計画書、図面、合意書含む等全ての書面 (深沢地域整備課)	不存在	26・1・17 26・1・29 26・3・24 26・4・28 27・1・26	処分は妥当	答申どおり決定 (棄却) (27. 6. 25)
25	行政文書公開決定通知書『鎌倉市指令職第23号』平成25年3月15日付の(2)調査内容等についてオンブズマンに渡すことについて作成した大原鉄工所に了承を得ていること等を確認しました。と記述されています。この内容について誰が、何時、誰に確認をとったのかが不明です。確認をとった時の確認文、承諾書等の両方の文書 (職員課)	一部公開 第1号及 び第4号 エ	26・1・6 26・1・20 26・2・17 26・6・17 27・2・23	非公開とした部分のうち一部公開することが妥当	答申どおり決定 (27. 3. 26)

平成26年度 情報公開・個人情報開示等異議申立ての状況

諮問 番号	請 求 内 容 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③異議申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
26	F&Bホールディングス企業連合、発行日2013年2月20日付お見積書に係る鎌倉市の見積依頼に関する文書一式(起案文書含む) (政策創造担当)	不存在	26・5・21 26・5・29 26・5・30 26・7・4 27・3・13	処分は妥当	答申どおり決定 (27. 3. 31)
27	平成26年5月21日付け鎌倉市指令資源第5号行政文書公開決定通知書で公開された文書『分別指導非常勤嘱託員について』に係る起案文書一式 (資源循環課)	不存在	26・5・27 26・6・9 26・6・13 26・7・7 27・3・13	処分は妥当	答申どおり決定 (27. 4. 16)
28	24鎌経第946号(文書番号)決裁日:平成25年1月23日付『平成25年度起業支援型雇用創造事業の必要額調査等について』の添付書類の『平成25年度起業支援型雇用創造事業の必要額(平成25年度実施分)』の事業名『特産品販売サイト関連事業』の事業額600万円の根拠を示す起案文書一式 (政策創造担当)	不存在	26・6・9 26・6・23 26・6・27 26・7・28 27・3・13	処分は妥当	答申どおり決定 (27. 3. 31)
29	平成22年度着地型観光事業において、商品開発事業者選定委員会で、業者選定条件として付した調査サンプル数、観光客1500、市民100×5地区、事業者500、以上のアンケート結果を証明する資料(平成22年度の単年) (観光商工課)	公開	26・6・30 26・7・9 26・7・23 26・8・6 27・5・29	処分は妥当	答申どおり決定 (棄却) (27. 6. 5)
30	H23年1月14日(金)に行われた着地型観光事業における『鎌倉市ふるさと雇用再生事業ミーティング』に関するすべての書類 (観光商工課)	不存在	26・6・26 26・7・7 26・7・23 26・8・6 27・6・29	公開すべき	答申どおり決定 (27. 7. 7)
31	別紙、『保存文書台帳』に記載のある行政文書 (再開発課)	一部公開 第1号	26・4・22 26・6・20 26・8・4 26・9・12 27・6・29	処分は妥当	答申どおり決定 (棄却) (27. 7. 31)
32	平成26年6月資料1、平成23年11月以降の事業者側、市民会議等とのやり取りの経過一覧(全4頁)、別添参照に○印した平成24年11月15日文書の受理の記録及び平成24年11月30日から平成26年5月22日までの11回の面談の議事録 (まちづくり政策課)	不存在	26・7・18 26・8・1 26・9・30 26・10・30 27・8・28	処分は妥当	答申どおり決定 (棄却) (27. 9. 10)

諮問 番号	請 求 内 容 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③異議申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
33	深沢地域に日本国有鉄道清算事業団 用地が誕生後、JR東日本(株)等々との共 同研究等した全ての書面。 尚、深沢地域事業専門委員会での書 面は要りません。 (深沢地域整備課)	一部公開 第1号	26・ 3・24 26・ 5・23 26・ 7・23 26・12・22 27・11・30	処分は妥当	答申どおり決定 (棄却) (27. 12. 15)
34	1. 村岡・深沢地域整備計画策定調査平成3年3月(4 者共同調査)2. 村岡・深沢地域整備計画策定調査平 成4年3月(4者共同調査)3. 湘南地区都市拠点総合 整備事業総合整備計画策定調査(神奈川県)(本地区 のまちづくりに関するこれまでの経緯からの抜粋)上記 1,2,3の書面一式(会合ごとの書面、資料含む) (深沢地域整備課)	一部公開 第1号	26・ 5・13 26・ 5・27 26・ 7・23 26・12・22 27・11・30	処分は妥当	答申どおり決定 (棄却) (27. 12. 15)
	1. 26鎌まち第325号文書 (まちづくり政策課)	一部公開 第3号	27・ 1・20 27・ 2・ 3 27・ 2・23 — —		(却下) (27. 5. 28) 一部公開を撤 回し、全部公開 したことにより原 処分の取消しを 求める利益は 消滅したため
35	2015年2月10日総務常任委員会(岡本二丁目 マンション問題について)資料5 寄附の妥当性 の検証について 妥当性の検証 1.当該地の現 状の資産価格の12,400万円から14,500万円の 試算結果が検証出来る起案文書一式 (まちづくり政策課)	不存在	27・ 2・17 27・ 3・ 3 27・ 3・13 27・ 4・17 27・10・26	処分は妥当	答申どおり決定 (棄却) (27. 11. 6)

平成27年度 情報公開・個人情報開示等異議申立ての状況

諮問 番号	請 求 内 容 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③異議申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
36	平成27年度鎌倉市観光協会運営費等補助金内訳明細表中の補助割合の根拠を示す文書 (観光商工課)	不存在	27・4・22 27・4・28 27・5・7 27・5・14 —	取下げ	(27. 6. 5)
37	平成21年12月21日付 異議申立てに係る却下決定書及び起案文書 (開発審査課)	不存在	27・4・16 27・4・30 27・5・7 27・5・20 27・10・26	処分は妥当	答申どおり決定 (棄却) (27. 11. 11)
38	平成6年6月16日付「国鉄清算事業団用地について」の書面に記述があるJR東日本(株)・公団との共同研究等を行った書面一式 (深沢地域整備課)	不存在	26・8・4 26・12・16 27・2・2 27・6・26 27・12・21	処分は妥当	答申どおり決定 (棄却) (28. 1. 19)
39	別紙 1、2、3項目 (深沢地区事業推進専門委員会及び深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業に関する文書) (深沢地域整備課)	一部公開 第1号、第2号及び第3号	26・8・5 27・1・8 27・2・12 27・6・26 28・3・28	非公開とした部分のうち一部公開することが妥当	答申どおり決定 (28. 6. 7)
40	①平成26年8月21日 深沢地域整備事業を進めるにあたって(案) ②平成26年9月16日 深沢地域整備事業を進めるにあたって(案) ③平成26年11月25日 深沢地域整備事業を進めるにあたって(案) ④議題:JR東日本の役割の担い方等についての検討 上記①～③の検討、協議、議事録、資料作成等の書面一式 上記④の検討、協議、議事録等の書面一式 (深沢地域整備課)	一部公開 第1号、第2号及び第3号	27・5・13 27・5・26 27・6・29 27・8・10 28・3・28	非公開とした部分のうち一部公開することが妥当	答申どおり決定 (28. 6. 7)
41	①深沢地域総合整備事業区域内市有地が新ごみ焼却施設建設候補地の1つになったことになり、JR東日本(株)と当市とで、深沢地域整備事業に関し、協議、検討、資料、議事録等書面一式。②新ごみ焼却施設建設の候補地を市長が発表後JR東日本(株)と当市とで連絡、検討、協議、議事録(取得・寄付の協力要請を含む)等書面一式 (深沢地域整備課)	一部公開 第1号、第2号及び第3号	27・6・26 27・7・3 27・8・17 27・8・28 28・3・28	非公開とした部分のうち一部公開することが妥当	答申どおり決定 (28. 6. 7)
	平成26年度の深沢地域整備事業に関する出張命令書(出張先、出張要件、旅費、日当が分かるもの) 尚、平成27年6月29日付で公開された書面は、不要 (深沢地域整備課)	一部公開 第1号	27・7・6 27・8・17 27・9・7 — —	取下げ	(27. 9. 17)

諮問 番号	請 求 内 容 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③異議申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
42	「深沢地域整備事業のまちづくり意見交換会」の応募者全員の小論文の公開を求める・その他、参加申込書等の書面の公開は不要 (深沢地域整備課)	非公開	27・ 9・17 27・10・14 27・10・30 27・12・10 28・ 6・13	処分は妥当	答申どおり決定 (棄却) (28. 7. 15)
	平成26年度の深沢地域整備事業に関する出張命令書(出張先、出張要件、旅費、日当が分かるもの) 尚、平成27年6月29日付で公開された書面は、不要 (深沢地域整備課)	一部公開 第1号	27・ 7・ 6 27・ 8・17 27・10・30 — —		(却下) (28. 1. 5) 異議申立期間を経過し、異議申立て要件を具備していないため
43	平成26年度 深沢地区土地区画整理事業推進支援業務(その2)委託に関する書面一式 (深沢地域整備課)	一部公開 第1号、第2号及び第3号	27・ 7・ 2 27・ 9・18 27・10・20 27・12・24 28・11・14	非公開とした部分のうち一部公開することが妥当	答申どおり決定 (29. 1. 17)
44	平成19年8月10日(金)第1回、平成19年11月16日(金)第2回 平成20年3月24日(月)第3回、村岡・深沢地区全体整備構想検討委員会の議事録、議事要旨、出席者名簿の書面 (深沢地域整備課)	一部公開 第2号	27・ 9・17 27・11・18 27・12・14 28・ 1・ 5 28・ 8・26	処分は妥当	答申どおり決定 (棄却) (28. 8. 26)
	平成26年度の深沢地域整備事業に関する旅行命令申請書(1枚目のみ) なお、平成27年8月17日付け鎌倉市指令深地第10号で公開された行政文書は除く (深沢地域整備課)	公開	27・ 9・17 27・11・12 27・12・18 — —		(却下) (28. 1. 28) 全部公開していることから、処分を取消す利益が存在しないため
45	鎌倉市文学館指定管理者審査基準最終採点表中のA～E委員名が判るもの (文化人権推進課)	一部公開 第3号及び第4号	27・12・18 27・12・25 27・12・28 28. 1. 15 28. 9. 16	処分は妥当	答申どおり決定 (棄却) (28. 10. 6)
46	平成26年度 深沢地区土地区画整理事業推進支援業務(その1)委託に関する書面一式 (深沢地域整備課)	一部公開 第1号、第2号及び第3号	27・ 7・ 2 27・11・26 27・12・18 28・ 2・19 28・11・14	非公開とした部分のうち一部公開することが妥当	答申どおり決定 (29. 1. 17)

諮問 番号	請 求 内 容 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③異議申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
47	H27年度 日本トンネル技術協会に委託された「北鎌倉隧道安全性等検証委員会」の業務に関わる日本トンネル技術協会事務局又はサンコーコンサルタントと市職員(都市整備部)との間で送受信された文書記録すべて (道路課)	不存在	27・11・4 27・11・17 28・1・18 28・2・8 28・5・23	処分は妥当	答申どおり決定 (棄却) (29. 1. 17)
	鎌倉市一般廃棄物処理場(6号地区)の初期、行政と農地地権者との相互の「賃貸借契約書」の情報公開を申請致します (環境施設課)	不存在	27・11・9 27・11・24 28・1・22 — —		(却下) (28. 2. 10) <small>本件請求の後に再度行われた同内容の請求において全部公開したことから、原処分の取消しを求める利益は消滅したため</small>
48	1、平成6年2月設立湘南地区都市拠点総合整備事業推進協議会 2、平成10年4月名称改める湘南地区整備連絡協議会 3、平成20年2月改組、国、県、藤沢市、鎌倉市 上記が実施した会議、会合等ごとの書面、資料一式 (深沢地域整備課)	一部公開	26・5・13 27・1・29 27・2・12 28・2・12 28・11・14	非公開とした部分のうち一部公開することが妥当	答申どおり決定 (29. 1. 31)
49	平成27年度 全国学力・学習状況調査の小・中学校各学校の調査結果 (教育指導課)	非公開 第4号	28・1・4 28・1・19 28・1・22 28・2・12 29・3・27	処分は妥当	答申どおり決定 (棄却) (29. 4. 21)
50	深沢地域整備事業に関連することについて、平成20年度以降の藤沢市(神奈川県含む)会議、協議、調整、打合せ、議事録等の書面 尚、村岡深沢地区全体整備構想検討委員会の書面は、不要。 (深沢地域整備課)	一部公開 第1号、第2号及び第3号	27・11・25 28・1・28 28・2・5 28・2・25 29・2・13	非公開とした部分のうち一部公開することが妥当	答申内容に加え新たに公開可能と判断した部分を公開する決定 (29. 3. 27)
51	「鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定支援業務委託公募型プロポーザルの結果」の評価点合計に至る根拠が解る各委員の採点結果文書 (学校施設課)	一部公開 第2号及び第3号	28. 1. 28 28・2・9 28・2・12 28・2・29 29・4・17	処分は妥当	答申どおり決定 (棄却) (29. 7. 18)
52	「建物(旧901会議室)の明け渡しに係る仮処分の申し立てについて」の申立てから処分決定通知一式及び弁護士相談記録一式 (管財課)	一部公開 第4号及び第6号	28・2・10 28・2・24 28・2・29 29・3・8 29・4・17	公開すべき	答申どおり決定 (29. 7. 19)
53	村岡新駅設置に伴う当市の費用負担等について、庁内で検討した書面一式 (深沢地域整備課)	一部公開 第2号及び第3号	28・2・19 28・3・1 28・4・4 29・2・13	非公開とした部分のうち一部公開することが妥当	答申どおり決定 (29. 3. 27)

平成28年度 情報公開・個人情報開示等審査請求の状況

諮問 番号	請求内容 (所管課)	原処分 非公開 条項	①請求月日 ②処分月日 ③申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審査会 の判断	決定内容
54	鎌倉市文学館指定管理者選定委員会 (1)平成27年5月25日会議録 (2)平成 27年10月1日会議録 (3)「事前に確認 を行った審査基準」事前の日時が検証 出来る文書及び審査基準作成に係る 起案文書一式 (文化人権推進課)	一部公開 第2号及 び第4号	28・3・28 28・4・8 28・4・11 28・9・6 29・8・21	非公開とした部分 のうち一部公開す ることが妥当	答申どおり決定 (29. 9. 26)
	2016年4月4日 松尾市長定例会見 記者とのQ&A含む 録音データ(CD-R MP3形式) (秘書広報課)	一部公開 第1号及び 第2号	28・4・5 28・4・19 28・4・22 — —	取下げ	(28. 4. 28)
	平成20年度から行政文書公開請求日 まで住民監査請求案件一覧 (監査委員事務局)	一部公開 第1号	28・5・12 28・5・25 28・6・2 — —	取下げ	(28. 8. 26)
55	白紙請求書を使用した事務を不適切 事務処理調査部会が実際に調査した 状況の書面 (財政課)	一部公開 第3号	28・8・25 28・10・21 28・11・21 29・4・19 29・11・21	処分の取消しが 妥当	答申どおり決定 (29. 12. 12)
	面白法人カヤックの会議室兼ラボスペース 面 白法人カヤックの会議室兼イベントスペース 上記2件の鎌倉市企業活動拠点整備事業の応 募書類 1. 申込書 2. 事業計画書 3. 資金計 画書 4. 収支計画書 (観光商工課)	一部公開 第1号及 び第2号	28・10・19 28・10・25 28・10・31 — —	取下げ	(28. 11. 18)
56	面白法人カヤックの会議室兼ラボスペース 面 白法人カヤックの会議室兼イベントスペース 上記2件の鎌倉市企業活動拠点整備事業の応 募書類 1. 申込書 2. 事業計画書 3. 資金計 画書 4. 収支計画書 (観光商工課)	一部公開 第1号及 び第2号	28・11・4 28・11・18 28・11・18 29・5・16 29・11・21	非公開とした部分 のうち一部公開す ることが妥当	答申どおり決定 (29. 12. 26)
57	観光案内所職員の雇い止め等の問題 等について、職員に職員に面談した時 の記録全て (観光商工課)	一部公開 第1号及 び第2号	28・12・22 29・1・13 29・1・20 29・9・26 30・1・29	非公開とした部分 のうち一部公開す ることが妥当	答申どおり決定 (30. 2. 21)
58	委託契約書では、調査対象地区範囲 が分かりません。受託者及び公開請求 者が分かる、調査検討対象地区範囲 図面の公開を請求する。 (深沢地域整備課課)	不存在	28・9・8 28・9・23 28・11・11 29・10・30 30・3・23	処分は妥当	答申どおり決定 (30. 5. 16)

諮問 番号	請 求 内 容 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
59	平成24年度以降に会合等を行った、湘南地区整備連絡協議会及び幹事会の資料を含む書面一式 (深沢地域整備課)	一部公開 第2号及び第3号	28・ 8・17 28・10・18 28・12・ 2 29・10・30 30・ 3・23	非公開とした部分のうち一部公開することが妥当	答申どおり決定 (30. 5. 16)
60	意見交換会以後 深沢地域整備事業に関し、民間事業者、学識経験者ヒアリング、庁内調整等を行った書面 (深沢地域整備課)	一部公開 第3号	28・10・24 28・12・21 29・ 1・ 4 29・11・20 30・ 3・23	処分は妥当	答申どおり決定 (30. 5. 16)
	平成29年度鎌倉市一般会計特別会計予算事項別明細書の内容説明(291頁)①深沢地区まちづくり実現化方策検討業務委託料②深沢地区土地区画整理事業業務委託料③深沢地域整備事業用地管理業務委託料。上記3件の概算明詳がわかる文書 (深沢地域整備課)	一部公開 第4号	29・ 2・24 29・ 3・10 29・ 3・16 — —	取下げ	(29. 9. 12)

平成29年度 情報公開・個人情報開示等審査請求の状況

諮問 番号	請 求 概 要 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
	平成28年度7月13日、12月6日付見積書作成依頼に係る起案文書一式。委託名：深沢地区事業化推進検討業務 (深沢地域整備課)	不存在	29・ 3・22 29・ 4・ 5 29・ 4・ 7 — —	取下げ	(29. 6. 20)
61	2015年12月5日に市役所議会ロビーで(3.11オール鎌倉実行委員会に関して)開かれた会議の会議議事録の写し (地域のつながり推進課)	不存在	29・ 1・ 6 29・ 1・17 29・ 4・19 29・11・30 30・ 3・30	処分は妥当	答申どおり決定 (30.6.12)
	職員意識調査集計結果 (総務課)	一部公開 第3号	29・ 6・22 29・ 7・ 6 29・ 7・10 — —	取下げ	(29. 8. 16)
62	鎌倉市執務環境等調査業務委託公募型プロポーザルの選定結果の評価点の内訳(評価項目別)がわかる文書一式 (行革推進課)	一部公開 第2号、第3号及び第4号	29・ 8・ 9 29・ 8・23 29・ 8・24 29・12・26 30・ 9・13	処分は妥当	答申どおり決定 (30.12.7)
63	ICTを活用した地域発展活動などの包括連携協定書 及び協定書締結に至る経過が検証出来る文書一式(起案文書含む)を一部公開とした件 (政策創造課)	一部公開 第1号、第2号及び第3号	29・ 8・28 29・ 9・11 29・ 9・19 30・ 2・ 5 30・ 7・13	処分は妥当	答申どおり決定 (30.11.7)
64	1、鎌倉市が村岡新駅設置にかかる協議に参加した理由の全ての文書を公開請求する。 2、村岡新駅設置に関し、鎌倉市が庁内で検討した内容、議事録、検討したメンバー等全ての文書を公開請求する。 (深沢地域整備課)	一部公開 第2号及び第3号	29・ 8・21 29・ 9・ 4 29・12・ 6 30・ 2・16 30・ 9・13	処分は妥当	答申どおり決定 (31.2.21)
65	直近(平成29年10月)鎌倉市観光基本計画推進委員会公募市民の応募書類 (観光商工課)	非公開 第1号	29・12・ 4 29・12・14 29・12・19 30・ 5・18 30・ 9・13	処分は妥当	答申どおり決定 (30.12.7)
66	深沢地域整備事業に関して、JR東日本の要望、条件、要請、意向等の文書(復命書含む)及び前記の記載がある文書を公開請求する。 (深沢地域整備課課)	一部公開 第1号、第2号、第3号及び第4号	30・ 1・12 30・ 3・12 30・ 3・26 30・ 6・ 8 30・12・18	非公開とした部分のうち一部公開することが妥当	答申どおり決定 (31.2.21)

諮問 番号	請 求 概 要 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
67	1、平成19年度、深沢地区事業促進調査業務(その1)委託契約、又は、村岡・深沢地区全体整備構想検討調査業務委託契約に関する藤沢市と鎌倉市との覚書、協定書類を公開請求する 2、平成29年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託契約に関する藤沢市と鎌倉市との覚書、協定書を公開請求する。 (深沢地域整備課)	一部不存在	30・ 1・30 30・ 2・13 30・ 2・16 30・ 6・12 31・ 1・18	処分は妥当	答申どおり決定 (31.4.25)
	平成27年度東海道本線大船駅・藤沢駅間の新駅実現化検討調査報告書中の「平成23年度 村岡・深沢地区拠点づくり検討調査」 (深沢地域整備課)	一部公開 第2号	29・11・22 29・12・ 5 30・ 1・ 4 —	取下げ	(30.12.21)
71	平成29年2月22日建設常任委員会で議員の質問に対する拠点整備部長答弁にある神奈川県に確認した内容が検証出来る起案文書一式 (深沢地域整備課)	不存在	29・12・18 29・12・28 30・ 1・ 9 30・ 9・19 31・ 2・15	処分は妥当	答申どおり決定 (01.6.6)
86	北鎌倉隧道緑の洞門 平成26年7月29日の文化財専門委員会議事録概要 (文化財課)	一部公開 第3号	30・ 1・15 30・ 1・22 30・ 2・13 01・ 6・11 03・ 1・14	非公開とした部分のうち一部公開することが妥当	答申どおり決定 (03.3.23)
87	平成22年度「史跡円覚寺境内。名勝及史跡円覚寺庭園・保存管理計画書」に関する北鎌倉隧道緑の洞門を含む尾根に関する議事概要一式書類 (文化財課)	不存在	30・ 1・26 30・ 2・ 5 30・ 2・13 01・ 6・11 03・ 1・14	非公開とした部分のうち一部公開することが妥当	答申どおり決定 (03.3.23)
88	北鎌倉隧道緑の洞門文化財専門委員会 ①平成26年度 5月26日第1回議事概要 ②平成26年度 10月30日第3回議事概要 ③平成27年度 1月26日第4回議事概要 (文化財課)	一部公開 第3号	30・ 1・25 30・ 2・ 5 30・ 2・13 01・ 6・11 03・ 1・14	非公開とした部分のうち一部公開することが妥当	答申どおり決定 (03.3.23)

平成30年度 情報公開・個人情報開示等審査請求の状況

諮問 番号	請求概要 (所管課)	原処分 非公開 条項	①請求月日 ②処分月日 ③申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審査会 の判断	決定内容
68	平成29年4月1日以降に、広域的なまちづくりに関し、会議、協議、打合せ等を実施した記録類、資料 (深沢地域整備課)	一部公開 第1号、第2号	30・1・22 30・2・5 30・5・1 30・6・13 31・1・18	処分は妥当	答申どおり決定 (01.6.5)
69	白紙請求書を使用した事務を不適切事務処理調査部会が実際に調査した状況の書面(白紙請求書使用事務担当者一覧、上記一覧を作成するにあたりヒアリング内容を記録した文書) (財政課)	一部公開 第4号	28・8・25 29・12・22 30・5・15 30・7・9 31・1・18	処分は妥当	答申どおり決定 (01.6.12)
70	平成21年4月 深沢地域事業推進協議会の資料に、深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業の状況、「資料1-3」4、現在の状況(1)広域の検討状況。神奈川県商工労働部が、武田湘南工場跡地に研究所を誘致する際に、藤沢市の村岡新駅構想の実現について、県も実現する方向で取り組むことを約束した経過があることから具体的に書かれている。前述の県関係を書いた根拠の文書 (深沢地域整備課)	不存在	30・5・15 30・5・29 30・6・18 30・8・10 31・1・18	処分は妥当	答申どおり決定 (31.4.25)
72	平成30年3月12日付け鎌倉市指令深地第51号で決定した行政文書公開決定取消し処分 (深沢地域整備課)	一部公開 第1号	30・3・28 30・4・11 30・5・9 30・9・11 01・12・3	処分は妥当	答申どおり決定 (02.2.5)
73	深沢地区事業促進業務委託により『深沢地区事業推進協議会』及び『深沢地区事業推進専門委員会』において土地利用についての検討を行った。上記の『深沢地区事業推進協議会』の全ての文書類 (深沢地域整備課)	一部公開 第1号	30・1・30 30・3・30 30・6・18 30・9・11 31・3・19	処分は妥当	答申どおり決定 (01.7.3)
74	(仮称)村岡新駅の実現に向けた検討会に関し、第5回平成27年11月9日(月)以降に、実施した記録類、資料 (深沢地域整備課)	一部公開 第3号	30・4・11 30・4・25 30・5・25 30・9・19 31・3・19	処分は妥当	答申どおり決定 (01.7.3)
75	深沢地域総合整備事業区域内市有地が新ごみ焼却施設の候補地となったことで、当整備事業内の地権者と打合せ、面談等を実施した記録類 (深沢地域整備課)	一部公開 第1号、第2号、第3号、第4号	30・5・18 30・6・1 30・6・18 30・11・7 01・7・16	処分は妥当	答申どおり決定 (01.9.10)
76	広域的なまちづくりに関する打合せ(関係機関等打合せ含む)を下記日付で実施した際の資料を一部公開とした件 平成29年10月23日、平成29年11月1日、平成29年11月9日、平成29年11月17日、平成29年12月25日、平成30年1月23日、平成30年3月14日、平成30年4月11日、平成30年4月19日 (深沢地域整備課)	一部公開 第3号	30・5・25 30・6・7 30・6・18 30・11・30 01・7・16	処分は妥当	答申どおり決定 (01.9.10)

諮問 番号	請 求 概 要 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
77	鎌倉市が昭和(株)に、平成29年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託契約後、神奈川県、鎌倉市、藤沢市、UR都市機構、昭和(株)等とで会議、打合せを行った、全ての議事録類 (深沢地域整備課)	一部公開 第3号	30・4・25 30・5・9 30・6・26 30・11・26 01・6・10	処分は妥当	答申どおり決定 (01.7.30)
78	深沢地区西側地権者の中の現職鎌倉市議会議員が確認できる文書 (深沢地域整備課)	一部公開 第1号、第2号	30・7・2 30・7・17 30・7・19 30・12・18 01・8・7	処分は妥当	答申どおり決定 (01.9.17)
79	・平成29年(2017年)9月1日に都市整備部と雲頂庵が行った面談の議事録・12月13日に都市整備部と円覚寺、雲頂庵がなされた面談の議事録・12月16日に、非公開で開催された『北鎌倉隧道安全対策検討委員会』第1回会合の議事録 (道路課)	非公開 第4号	30・2・7 30・2・21 30・4・4 31・1・29 01・6・10	非公開とした部分のうち一部公開することが妥当	答申どおり決定 (01.7.29)
80	平成30年3月15日付不動産調査報告書 鎌倉市〔深沢地区〕中武不動産鑑定株式会社 (深沢地域整備課)	一部公開 第2号、第3号、第4号	30・10・2 30・10・16 30・10・18 31・4・8 01・8・7	処分は妥当	答申どおり決定 (01.9.17)
81	平成28年の請求者の入所及び退所に係る情報 (こども相談課)	一部開示 個人情報保護条例第19条第4号、第5号、第7号	30・5・2 30・6・2 30・9・3 31・4・11 01・11・13	非開示とした部分のうち一部公開することが妥当	答申どおり決定 (01.12.3)
82	平成28年の請求者の入所及び退所に係る情報 (文化人権課)	一部開示 個人情報保護条例第19条第4号、第6号、第7号	30・5・2 30・6・2 30・9・3 31・4・11 01・11・13	非開示とした部分のうち一部公開することが妥当	答申どおり決定 (01.12.3)
83	村岡・深沢地区全体整備構想検討委員会を設置したのは、「国土交通省、神奈川県、藤沢市、鎌倉市、JR東日本㈱、独立行政法人都市再生機構、その他」前述のどこが設置したのかが分かる文書一式 (深沢地域整備課)	不存在	30・9・12 30・9・26 30・10・4 31・4・15 01・11・17	処分は妥当	答申どおり決定 (01.12.3)
84	常任委員会で新駅設置前提の村岡・深沢地区のまちづくりに、神奈川県、藤沢市、鎌倉市の三者で負担金について協議をしている説明があった。神奈川県、藤沢市、鎌倉市の三者で負担金について協議した協議記録類、資料 (深沢地域整備課)	一部公開 第1号、第3号	30・1・10 30・4・11 30・5・15 01・5・7 01・12・3	処分は妥当	答申どおり決定 (02.2.5)

諮問 番号	請 求 概 要 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
85	平成24年度以降に会合等を行った、湘南地区整備連絡協議会及び幹事会の資料(答申59号に基づき再決定を行ったもの)に対し審査請求があったもの (深沢地域整備課)	一部公開 第2号、第4号	28・8・17 30・11・2 30・12・12 01・5・7 01・12・3	処分は妥当	答申どおり決定 (02.2.12)
	平成29年度 村岡・深沢まちづくり実現化方策検討調査業務委託(平成30年3月昭和株式会社)委託成果品 (深沢地域整備課)	一部公開 第1号、第2号、第3号、第4号	30・5・31 30・6・14 30・8・17 —	取下げ	(30.10.22)
89	平成30年度 湘南地区整備連絡協議会総会第1号議案・都市計画決定(変更) 手続に向けた関係機関との調整を実地した。・藤沢市・鎌倉市で実施する「村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討業務」に対して協議会として6回の会議に協力した。上記が検証できる文書 (深沢地域整備課)	一部公開 第1号	30・9・26 30・10・10 30・12・25 01・6・25 02・1・24	処分は妥当	答申どおり決定 (02.4.14)
90	平成29年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託成果品【藤沢市村岡地区】事業フレーム検討(収入条件の整理)(2)ーオー3ー(村岡地区)頁【鎌倉市深沢地区】事業フレーム検討(収入条件の整理)(2)ーオー4ー(深沢地区)頁 (深沢地域整備課)	一部公開 第3号、第4号	31・2・14 31・2・28 31・3・4 01・9・30 02・1・24	処分は妥当	答申どおり決定 (02.3.9)
91	平成30年度 第7回鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会作業部会における連携の概念図 (環境施設課)	一部公開 第3号	31・3・7 31・3・18 31・3・22 01・10・15 02・1・24	処分は妥当	答申どおり決定 (02.6.5)

令和元年度 情報公開・個人情報開示等審査請求の状況

諮問 番号	請 求 概 要 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
92	平成26年1月16日深沢地域整備事業に関する公聴会口述意見に対する市の考え。口述にあるJR所有地の取得や寄付を受けることについては、JRに対しご意見を伝えるとともに、協力を要請していきます。 1、鎌倉市がJRに対し意見を伝えるとともに、協力を要請した文書 2、上記に対するJRの回答等の文書 (深沢地域整備課)	一部公開 第2号、第4号	01・10・ 4 01・11・29 02・ 1・ 6 02・ 5・14 03・ 3・18	処分は妥当	答申どおり決定 (03.4.20)
94	2019年8月30日実施の聴き取り調査記録(鎌倉市監査委員公表第4号) (監査委員事務局)	一部公開 第4号	01・10・ 7 01・11・29 01・12・ 2 02・ 7・ 9 03・ 8・ 3	非公開とした部分のうち一部公開することが妥当	答申どおり決定 (03.8.31)
95	東海道本線大船駅・藤沢駅間村岡新駅(仮称)及び自由通路設置に伴う概略設計等の実施に関する協定書 (深沢地域整備課)	一部公開 第2号	01・10・16 01・12・13 02・ 1・ 6 02・ 8・28 03・ 5・20	処分は妥当	答申どおり決定 (03.7.8)
96	(鎌倉市と)JR東日本 本社との打合せ議事録 2件 1. 平成26年9月16日 2. 平成26年11月25日 (深沢地域整備課)	一部公開 第1号、第2号、第4号	01・12・12 01・12・26 02・ 1・ 6 02・ 8・28 03・ 5・20	処分は妥当	答申どおり決定 (03.7.8)
97	平成30年12月6日午前10時28分頃、私が「鎌倉市子どもと家庭の相談室専用ダイヤル」へ電話をかけた際に、同相談室が作成した記録 (子ども相談課)	不存在	01・ 7・ 1 01・ 7・ 8 02・10・ 2 02・ 8・28 03・ 8・25	処分の取消しが妥当	答申どおり決定 (03.9.14)

令和2年度 情報公開・個人情報開示等審査請求の状況

諮問 番号	請求概要 (所管課)	原処分 非公開 条項	①請求月日 ②処分月日 ③申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審査会 の判断	決定内容
93	(仮称)村岡新駅の実現に向けた検討会が行った会議録、資料等の文書一式 (深沢地域整備課)	一部公開 第2号、第3号	02・1・6 02・3・2 02・4・8 02・6・17 03・3・18	処分の取消しが妥当	答申どおり決定 (03.4.20)
98	1、鎌倉市が神奈川県政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室に対し、連絡・提出・依頼等した文書一式 2、神奈川県政策局ヘルスケア・ニューフロンティア推進本部室から鎌倉市に対し、連絡・提出・回答等した文書一式 (深沢地域整備課)	全部公開 不存在	02・3・9 02・5・18 02・8・3 02・11・2 03・10・15	処分は妥当	答申どおり決定 (03.11.24)
99	所属 深沢地域整備課職員の旅行命令申請 (深沢地域整備課)	不存在	02・9・25 02・10・9 02・11・2 03・2・1 03・11・11	処分は妥当	答申どおり決定 (03.12.21)
100	深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業都市計画決定について、「公開請求の内容」 1、鎌倉都市計画地区計画の決定(鎌倉市決定)の文書 2、鎌倉都市計画土地区画整理事業の決定(鎌倉市決定)の文書 3、鎌倉市から神奈川県に手続きした文書一式 4、鎌倉市と神奈川県とで協議、確認等した文書一式、 (都市計画課)	不存在	02・8・24 02・8・31 02・11・13 03・2・15 03・11・11	処分は妥当	答申どおり決定 (03.12.21)
101	独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部事業企画部に、鎌倉市が「平成26年9月1日付深沢地区のまちづくり検討について」(依頼)をしなければならなくなった理由、経緯等の内容が検証できる文書一式 (深沢地域整備課)	一部公開 第2号	02・8・19 02・9・1 02・11・13 03・2・15 03・11・11	処分の取消しが妥当	答申どおり決定 (03.12.21)
102	植木剪定材処理に関して処理事業者が令和2年に提出した顛末が記載された文章全て (ごみ減量対策課)	一部公開 第2号、第4号	02・7・2 02・7・15 02・7・16 03・2・18 04・1・28	非公開とした部分のうち一部公開することが妥当	答申どおり決定 (04.2.16)
103	URリンクージュと深沢地区土地区画整理事業支援業務委託に関し、下記に公開請求する。「公開請求の内容」各年度毎の業務委託をした理由、内容が検証できる全ての文書 (深沢地域整備課)	一部公開 第2号	02・9・14 02・9・28 02・10・19 03・2・19 04・3・31	処分の取消しが妥当	答申どおり決定 (04.5.25)

令和3年度 情報公開・個人情報開示等審査請求の状況

諮問 番号	請 求 概 要 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
104	深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業(深沢地域整備事業)の地区の経緯及びまちづくりに関する経緯等を下記について公開請求する。 昭和18年から令和2年7月までの経緯が分かる経緯文書 (深沢地域整備課)	全部公開	02・7・27 02・8・7 02・9・25 03・4・7 04・3・31	処分の取消しが妥当	答申どおり決定 (04.5.25)
105	平成26年9月1日付けで独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部事業企画部に「深沢地区のまちづくり検討について」(依頼)に対し、平成26年10月20日付けで、協力の回答を得た。 「上記について、下記に請求する」 1、URと鎌倉市とで検討した資料、記録類文書一式 (深沢地域整備課)	一部公開 第2号、第3号、第4号 不存在	02・8・14 02・8・28 02・11・20 03・7・12 04・8・30	不存在決定処分は妥当。一部公開処分は、非公開とした情報のうち一部を公開すべき。	答申どおり決定 (04.10.25)
106	深沢地域整備課職員5名の旅行命令申請及び旅行命令運賃内訳書の文書及び平成26年4月21日から平成27年3月4日までの実施した内容が検証出来る一切の文書 (深沢地域整備課)	一部公開 第1号、第2号、第4号 不存在	02・9・14 02・11・12 03・4・5 03・8・13 04・9・13	処分は妥当。ただし、非公開とした部分のうち一部公開することが妥当。	答申どおり決定 (04.11.15)
107	平和推進実行委員会に関する資料すべて(2017年4月～21年2月末に作成されたもの)。実行委員会の議事録、市内部の会議の議事録、市の担当者のメモ、市の担当職員と委員が交わしたメールも含む。市が、2021年度の実行委員会の公募中止を決めた経緯が分かる資料を含む。 (文化課)	一部公開 第1号、第2号、第3号	03・3・5 03・5・6 03・5・31 03・8・13		
108	旅行命令申請 日程 令和2年3月16日 用務先(所在地)用務内容 内閣府(千代田区永田町1-6-1中央合同庁舎) スマートシティ打合せ。上記で打合せした内容がわかる資料、記録類の一切の文書 (政策創造課)	一部公開 第3号	02・12・14 03・1・15 03・5・21 03・8・13 05・2・10	処分は妥当。	答申どおり決定 (05.4.5)
109	旅行命令申請 日程 令和元年9月26日 用務先(所在地)用務内容 神奈川県庁ヘルスケアニューフロンティア本部室 スマートシティ打合せのため。上記の打合せした内容がわかる資料、記録類の一切の文書 (政策創造課)	一部公開 第3号	02・12・14 03・1・15 03・5・21 03・8・31 05・2・10	処分は妥当。	答申どおり決定 (05.4.5)
110	1、村岡・深沢地区全体整備構想検討調査業務委託契約書の文書一式及び再委託契約書一式 2、村岡・深沢地区全体構想検討委員会が調査、協議、検討等を実施した一切の文書(3回分) 3、村岡・深沢地区全体整備構想(案)及び、参考資料を鎌倉市が取得した時の委託業務完了届の一切の文書。 (深沢地域整備課)	一部公開 第1号 不存在	02・12・14 03・1・22 03・5・12 03・8・31		
111	令和2年2月14日スーパーシティ自治体アイデア公募 神奈川県、藤沢市と鎌倉市が意見交換をした記録類及び資料文書 (政策創造課)	不存在	03・9・8 03・9・16 03・11・29 04・1・31		

諮問 番号	請 求 概 要 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
112	鎌倉都市計画土地区画整理事業(深沢地区土地区画整理事業)は、鎌倉市単独施行であったが、村岡地区と深沢地区 両市一体の土地区画整理事業にすることを起案したのは、神奈川県なのか・藤沢市なのか、鎌倉市なのか、わかる文書 (深沢地域整備課)	全部公開	02・12・14 02・12・24 03・12・13 04・ 2・16		
113	湘南地区整備連絡協議会の経緯に関する文書 (深沢地域整備課)	全部公開	02・ 5・27 02・ 6・10 03・12・ 3 04・ 3・24		
114	平成19年度 深沢地区事業促進調査業務(その1)委託契約書を鎌倉市長と独立行政法人都市再生機構とで客締結している。上記に関係、関連することについて、下記に、公開請求する。 1.契約締結前に国、県、藤沢市、鎌倉市で打合せ等行った、資料、記録類の一切の文書。 (深沢地域整備課)	不存在	02・12・14 02・12・25 03・12・24 04・ 3・24		
115	1.深沢地域整備事業に関し、単独施行の場合のメリット・デメリット及び村岡地区と深沢地区との一体施行のメリット・デメリットの記載がある文書。 2.深沢地域整備事業を組合施行の場合のメリット・デメリットの記載がある文書 (深沢地域整備課)	一部公開 第3号、第4号	03・12・17 03・12・28 04・ 1・14 04・ 3・24		
116	清算事業団用地は、平成元年12月19日閣議決定で、平成9年度までに地質的な処分を終了することとなっていたが、鎌倉市は、平成8年3月13日から平成20年3月24日まで、9回で分割取得ができた理由文書 (深沢地域整備課)	不存在	03・12・17 04・ 1・ 4 04・ 1・14 04・ 3・24		
117	(仮称)村岡新駅及び深沢地区の新しいまちが完成することで、毎年役16億円の税収増を見込んだ根拠文書 (深沢地域整備課)	一部公開 第3号	03・12・17 03・12・28 04・ 1・14 04・ 3・24		

令和4年度 情報公開・個人情報開示等審査請求の状況

諮問 番号	請 求 概 要 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
118	1、平成26年1月16日 鎌倉都市計画土地区画整理事業(深沢地区土地区画整理事業)の決定 2、平成26年1月16日 鎌倉都市計画地区計画(深沢地区地区計画)の決定 3、都市計画審議会等の手続きを進めなかった理由 上記1、2、手続きを開始する決裁文書、上記3、手続きを進めなかった理由が検証できる一切の文書	不存在	04. 02.21 04. 03.02 04. 03.11 04. 06.01		
119	令和4年1月11日鎌倉市指令深地第12号で公開決定文書にJRからは「新駅ありきではなく周辺まちづくりを先行させるべき」等の意向が示されました。この示されたことがわかる文書。	不存在	04. 01.31 04. 03.31 04. 05.09 04. 08.05		
120	「平成29年度 村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託成果品」(5)その他会議録の会議において神奈川県、交通企画課、都市計画課及びUR都市機構が参加している理由がわかる文書	一部公開 第1号	04. 02.21 04. 04.21 04. 07.01 04. 08.31		
121	鎌倉市立〇〇中学校及び鎌倉市教育委員会において〇〇に関する情報 2学年以降すべて	一部公開 19条1項 2・4・6号	03. 12.16 04. 01.24 04. 02. 04 04. 05.13 04. 10.31		
122	鎌倉市立〇〇中学校及び鎌倉市教育委員会において〇〇に関する情報 2学年以降すべて	一部公開 19条1項 2・4・6号	03. 12.16 04. 03.08 04. 06.16 04. 10.31		
123	鎌倉市、藤沢市が共同で実施した「29年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託契約」について、神奈川県、藤沢市、鎌倉市で発注することをきめた時の記録類	不存在	04. 05.30 04. 07.28 04. 09.09 05. 01.27		
124	鎌倉市立〇〇中学校及び鎌倉市教育委員会において〇〇に関するスクールカウンセラーの記録 また〇〇中学校と市教育委員会とのやりとりの記録 中学2学年時以降すべて。なお教育センターも含む。	一部公開 19条1項 2・4号	04. 04.12 04. 07.05 04. 10.06 05. 01.30		

諮問 番号	請 求 概 要 (所 管 課)	原処分 非公開 条 項	①請求月日 ②処分月日 ③申立月日 ④諮問月日 ⑤答申月日	審 査 会 の 判 断	決 定 内 容
125	鎌倉市立〇〇中学校及び鎌倉市教育委員会において〇〇に関するスクールカウンセラーの記録 また〇〇中学校と市教育委員会とのやりとりの記録 中学2学年時以降すべて。なお教育センターも含む。	一部公開 19条1項 2・4号	04. 04.12 04. 07.05 04. 10.06 05. 01.30		
126	平成26年12月15日 村岡・深沢地区 両市一体による募集スキームの検討会議事概要(第3回ワーキング) (市)今後、事業フレームを選定する際には、事業費や減歩率などのメリット・デメリットを含めた説明も必要となることから、報告書とは別に「換地・保留地比較検討のメリット・デメリット」を整理した。 下記についての文書を公開請求する。 1、上記の報告書及び「換地・保留地比較検討のメリット・デメリット」を整理した資料	一部公開 3・4号	04. 05.09 04. 07.04 04. 10.14 05. 02.24		
127	令和4年4月1日からのもの 1.七里ヶ浜第1緑地、第2緑地、第3緑地 広町における電柱、支線柱、支線の許可にかかる書類 2.上記1の決裁者が分かる書類	一部公開 1・2号	04. 04.01 04. 04.15 04. 07.12 05. 03.29		
128	七里ヶ浜第1緑地の支線柱及び支線の許可をする文書、図面を示すもの	一部公開 1・2号	04. 04.01 04. 04.15 04. 07.12 05. 03.29		

情報公開・個人情報保護審査会
の答申

答 申 第 1 0 4 号
(諮 問 第 1 0 5 号)

令和 4 年 (2022 年) 8 月 30 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 3 年 (2021 年) 7 月 12 日付け鎌総第 1114 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分及び行政文書不存在決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和2年(2020年)8月14日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「平成26年9月1日付けで独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部事業企画部に『深沢地区のまちづくり検討について』(依頼)に対し、平成26年10月20日付けで、協力の回答を得た。『上記について、下記に請求する』1、URと鎌倉市とで検討した資料、記録類文書一式 2、上記1、を実施後、市庁内にて検討した資料、記録類文書一式」について、実施機関鎌倉市長が令和2年(2020年)8月28日付けで行った行政文書不存在決定処分は妥当である。しかしながら、同日付けで行った行政文書一部公開決定処分については、非公開とした情報のうち別表に掲げる情報及び「平成26年度深沢地区土地区画整理事業推進支援業務(その2)委託」に関する文書を公開すべきである。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和2年(2020年)8月14日付けで鎌倉市情報公開条例(平成13年9月28日条例第4号。)に基づき、実施機関鎌倉市長(以下「実施機関」という。)に対し、「平成26年9月1日付けで独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部事業企画部に『深沢地区のまちづくり検討について』(依頼)に対し、平成26年10月20日付けで、協力の回答を得た。『上記について、下記に請求する』1、URと鎌倉市とで検討した資料、記録類文書一式 2、上記1、を実施後、市庁内にて検討した資料、記録類文書一式」に係る行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、本件請求に対し、1について、令和2年(2020年)8月28日付け鎌倉市指令深地第12号で行政文書一部公開決定処分(以下「本件処分1」という。)を、2について、同日付鎌倉市指令深地第12号で行政文書不存在決定処分(以下「本件処

分2」という。)を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分1及び本件処分2に対し、令和2年(2020年)11月20日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和2年(2020年)11月20日付けで提出した審査請求書、令和3年(2021年)4月14日付けで提出した反論書、同年5月21日付けで提出した再反論書及び同年8月16日付けで提出した意見書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 非公開とした部分は、条例第6条第2号から第4号に定める非公開情報にあたらぬ。地権者の発言でないこと、また、UR都市機構 東日本都市再生本部及び(株)URリンケージの発言は一般論の発言と考える。このため、条例第1号に該当する箇所以外は公開すべきである。

イ (株)URリンケージが参加した経緯等の文書が公開されるべきであるが、公開されていないのは不当である。

ウ 村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会は、深沢地域整備課が独断で実施したものではないので、理事者に文書による報告や関係部署に文書で連絡していると考えことから、行政文書不存決定は不当である。

3 実施機関の行政文書一部公開決定及び行政文書不存決定理由説明要旨

令和3年(2021年)4月1日付けで提出された弁明書、同年5月11日付けで提出された再弁明書、同年11月5日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分及び行政文書不存決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

(1) 条例の規定以上に非公開部分を広げるなど不当な決定処分を行

っていない。

- (2) (株) URリンクージュが参加した経緯等の文書は対象文書に該当しない。
- (3) 当時の担当職員に聴き取ったところ、報告文書等を作成したという事実は確認できず、課内のフォルダ及び文書管理システムの検索を行い、公開請求の趣旨に合致する行政文書が存在していないことを確認しており、公開請求に対する決定を適切に行っている。

4 審査会の判断

- (1) 当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、再反論書及び意見書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

本件処分1に係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、URから協力するとの回答を受けたことに関して、URと鎌倉市との間で検討した資料、記録文書一式であり、本件処分2に係る対象文書（以下「本件請求対象文書」という。）は、これらの検討の後、市庁内で検討した資料、記録類一式の文書である。なお、審査請求人は(株)URリンクージュが参加した経緯等の文書が公開されるべきと主張するが、本件行政文書公開請求書の記載内容から本件請求の対象文書に含めると判断することはできない。

そこで、本件処分1について条例第6条第2号、第3号及び第4号に該当するとして本件文書の一部を非公開とし、本件処分2について本件請求対象文書を不存在とした実施機関の判断の妥当性について、以下、検討する。

- (2) 本件処分1について

ア 条例第6条第2号該当性について

(ア) 条例第6条第2号アは、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、（中略）公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

(イ) 当審査会が本件文書を見分したところ、実施機関の説明するとおり、条例第6条第2号に該当するとされた部分については、深沢地域整備事業の実施にあたり、JR東日本の役割や

対応等今後の営業方針に関わる情報が記載されていた。これらは、一般に公開することとなれば、当該法人の経営方針の一端が明らかとなり、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

以上のことから、これらの情報が条例第6条第2号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別表に掲げる箇所については、経営方針とはいいいがたく、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、公開すべきである

イ 条例第6条第3号該当性について

(ア) 条例第6条第3号は、「実施機関（中略）内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開とする旨を規定している。

(イ) 当審査会が本件文書を見分したところ、実施機関の説明するとおり、条例第6条第3号に該当するとされた部分には、R（保留地地積）、Rmax（保留地として取り得る最大地積）、R/Rmax（割合）並びに換地及び保留地位置に関する事項が記載されていた。これらの事項は、今後変更されることが予想される未成熟な検討段階の情報であって、公開することにより、あたかも確定した情報であるかのような印象を与え、市民に無用な混乱を招くおそれがあると認められる。

よって、条例第6条第3号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別表に掲げる箇所については、別の箇所で公開されている記載内容から推測しうる情報であり、又は公開したとしても、あたかも確定した情報であるかのような印象を与え、市民に無用な混乱を招くおそれがあるとは認められないことから、公開すべきである。

ウ 条例第6条第4号該当性について

(ア) 条例第6条第4号は、「実施機関又は国の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、

次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報と定めている。

- (イ) 当審査会が本件文書を見分したところ、保留地処分金、整理前後単価、増進率等に係る数値又は事業に係る検討の経緯が記載されていた。これらの情報については、公開されると、事業区域内の権利者が所有する土地に対する評価に影響を及ぼし、権利者との今後の交渉が困難になることが予想される。また、土地区画整理事業により生じる保留地の購入希望者が土地の価格を容易に推測できるようになることから、今後の用地の売却交渉が難航するなど、実施機関の土地区画整理事業の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、条例第6条第4号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別表に掲げる箇所については、当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとして実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、公開すべきである。

エ その他本件処分1に係る請求対象文書について

- (ア) 審査請求人は、本件処分1に係る本件文書のうち、「村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会議事概要（第1回検討会）」において、「第2回の準備会」との記載があることから、少なくとも2回の準備会が開催されていることが推測されるため、これに関する文書も本件請求に含まれるものであって、公開すべきであると主張する。

- (イ) 実施機関の説明によれば、準備会は2回開催されたが、検討会の準備のため事前に簡易な打合せを行ったものに過ぎず、特に文書を作成していなかった、とのことであった。

これら実施機関の説明に不自然、不合理な点は見当たらず、その他対象となる行政文書が存在しないとする実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠も認められない。

- (ウ) また、審査請求人は、本件処分1に係る本件文書のうち、「村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会議事概要（第2回検討会）」において、「事業の実現性を精査する

ために今回の委託を実施している」との記載があることから、当該委託事業に関する文書も本件請求に含まれるものであって、公開すべきであると主張する。

(エ) 当審査会が実施機関に聴き取りを行ったところ、当該委託事業に関する文書として、「平成26年度 深沢地区土地区画整理事業推進支援業務(その2)委託」が存在することが確認できた。当該文書もまた、本件請求に含まれるものであると認められるから、条例に規定する不開示情報が含まれているかどうかを検討した後、これを公開すべきである。

(3) 本件処分2について

本件請求対象文書は、URから協力するとの回答を受けたことに関してURと鎌倉市との間で検討した後、市庁内で検討した資料、記録類一式である。

実施機関の説明によれば、ファイルサーバの共有ドライブに保存された文書や文書管理システム内に保存された文書を確認したが、本件請求対象文書に該当する行政文書を見つけることができなかった、とのことであった。

これら実施機関の説明に不自然、不合理な点は見当たらず、その他本件請求対象文書が存在しないとする実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠も認められない。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表)

【第2号関係】

資料名称	
項目	範囲
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会議事概要（第1回ワーキング）	
2ページ 38行目から3ページ 1行目	5文字目から8文字目まで
3ページ 16行目から17行目	16文字目から4文字目まで
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会議事概要（第3回ワーキング）	
3ページ 34行目	4文字目から最後まで
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会議事録概要（第2回検討会）	
6ページ 3行目	7文字目から28文字目まで

【第3号関係】

資料名称	
項目	範囲
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会（第1回検討会） ■村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討（案）	
32行目	2文字目から最後まで
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会（第1回検討会） 資料1-2 ■村岡・深沢地区両市一体化による事業スキームの比較（案）（換地の方針、1地区・1事業（ツイン区画整理））	
3行目	21文字目から32文字目まで
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会（第1回検討会） 資料-3 藤沢市都市計画事業（仮）村岡新駅周辺地区土地区画整理事業 事業計画書（素案）	
6ページ 宅地合計、施行後 地積 (m ²) 1行目	すべて
6ページ 宅地合計、施行後 割合 (%) 1行目	すべて

村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会（第1回ワーキング） 資料-1 ■村岡・深沢地区両市一体による事業スキームの比較（案）（換地の方針、1地区・1事業（ツイン区画整理））	
3行目	21文字目から32文字目まで
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会（第2回ワーキング） 資料-1 ■村岡・深沢地区両市一体化による事業スキームの比較（案）（換地の方針、1地区・1事業（ツイン区画整理））	
3行目	21文字目から32文字目まで
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会（第2回ワーキング） 資料-3 ■換地の対応メニュー比較（保留地及びJR用地の換地位置変更によるシミュレーション結果）（全体事業効果、（中央）デメリット）	
2行目	2文字目から9文字目まで
6行目	2文字目から6文字目まで
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会（第2回ワーキング） 資料-3 ■換地の対応メニュー比較（保留地及びJR用地の換地位置変更によるシミュレーション結果）（全体事業効果、（左）デメリット）	
2行目	2文字目から9文字目まで
7行目	2文字目から6文字目まで
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会（第3回ワーキング） 資料-1 ■村岡・深沢地区両市一体による事業スキームの比較（換地の方針、1地区・1事業（ツイン区画整理））	
3行目	21文字目から32文字目まで
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会議事録概要（第2回検討会）	
5ページ 26行目	14文字目から35文字目まで
5ページ 27行目から28行目	9文字目から30文字目まで
5ページ 29行目	1文字目から2文字目まで
5ページ 29行目	31文字目から36文字目まで
6ページ 24行目	4文字目から15文字目まで
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会（第2回検討会） 資料-1 ■村岡・深沢地区両市一体による事業スキームの比較	

(換地の方針、1地区・1事業(ツイン区画整理))	
3行目	21文字目から32文字目まで

【第4号関係】

資料名称	
項目	範囲
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会(第1回検討会) 資料-3 ■藤沢市都市計画事業(仮)村岡新駅周辺地区土地区画整理事業 事業計画書(素案)	
4ページ 10行目	1文字目から3文字目まで
4ページ 10行目	33文字目から35文字目まで
4ページ 11行目	18文字目から24文字目まで
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会議事概要(第2回ワーキング)	
1ページ 21行目	32文字目から34文字目まで
1ページ 24行目	15文字目から17文字目まで
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会議事概要(第2回検討会)	
3ページ 35行目から38行目	40文字目から19文字目まで
村岡・深沢地区 両市一体による事業スキームの検討会(第2回検討会) 参考資料-2 ■両市一体整備における整理前後単価について	
2ページ 2行目	1文字目から7文字目まで
2ページ 2行目	16文字目から22文字目まで
2ページ (路線価)	すべて

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 2 / 8 / 14	行政文書公開請求書が提出される
8 / 28	行政文書一部公開決定通知書及び行政文書不 存在決定通知書送付
11 / 20	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域 整備課 審査庁：総務課）
3 4 / 1	処分庁が審査庁に弁明書を提出
4 / 14	審査請求人が審査庁に反論書を提出
5 / 11	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
5 / 21	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
7 / 12	審査会に諮問
8 / 16	審査請求人が審査会に意見書を提出
11 / 5	第 129 回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
4 / 2 / 18	第 132 回審査会で審議
3 / 16	第 133 回審査会で審議
5 / 9	第 134 回審査会で審議
6 / 10	第 135 回審査会で審議
7 / 4	第 136 回審査会で審議
8 / 8	第 137 回審査会で審議
8 / 30	答申（答申第 104 号）

答 申 第 1 0 5 号
(諮 問 第 1 0 6 号)

令和 4 年 (2022 年) 9 月 13 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 3 年 (2021 年) 8 月 13 日付け鎌総第 1393 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分及び行政文書不存在決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和2年（2020年）9月14日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「平成26年4月3日から平成27年3月31日までの指定の日における、所属 深沢地域整備課職員の旅行命令申請及び旅行命令運賃内訳書並びに実施した内容が検証できる一切の文書」について、実施機関鎌倉市長が令和2年（2020年）11月12日付けで行った行政文書一部公開決定処分及び行政文書不存在決定処分は、妥当である。ただし、非公開とした情報のうち、別表に掲げるものは公開すべきである。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和2年（2020年）9月14日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成26年4月3日から平成27年3月31日までの指定の日における、所属 深沢地域整備課職員の旅行命令申請及び旅行命令運賃内訳書並びに実施した内容が検証できる一切の文書」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、請求された文書のうち、7件の日付における実施した内容が検証できる文書について、令和2年（2020年）11月12日付け鎌倉市指令深地第26号で行政文書一部公開決定（以下「本件処分1」という。）を、その他の日付について、文書が存在しないとして、同日付け鎌倉市指令深地第26号で行政文書不存在決定処分（以下「本件処分2」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和3年（2021年）4月5日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和3年（2021年）4月5日付けで提出した審査請求書、同年5月21日付けで提出した反論書、同年7月7日付けで提出した反論書及び同年10月26日付けで提出した意見書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 実施機関による本件処分は、市民に対し、知る権利を保障し、かつ、説明責任を果たすことの重要性にかんがみ、行政文書の公開に関し必要な事項を定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政の透明性を向上させ、市民参加の下における公正で民主的な市政を推進することを規定する、条例第1条に違反している。

イ 公開された文書のうち、打合せ議事録（平成26年8月21日）、打合せ議事録（平成26年9月16日）及び打合せ議事録（平成26年11月25日）が重複して公開されている。

ウ 20140821 深沢地域整備事業を進めるにあたって（案）、20140916 深沢地域整備事業を進めるにあたって（案）、平成26年9月16日、JRと市の確認内容の整理、20141125 深沢地域整備事業を進めるにあたって（案）等、公開されるべき文書が公開されていない。

3 実施機関の行政文書一部公開決定及び行政文書不存在決定理由説明要旨

令和3年（2021年）5月10日付けで提出された弁明書、同年6月29日付けで提出された再弁明書及び令和4年（2022年）1月21日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分及び行政文書不存在決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

(1) 公開の対象となる行政文書に記載された情報につき、条例第6条の規定に従い公開・非公開の決定を適切に行い、公開請求に対する決定を行っている。

- (2) 公開の対象となる「旅行命令申請及び旅行命令運賃内訳書」は、令和2年4月1日をもって、鎌倉市行政文書管理規則（平成14年3月8日規則第20号）（以下「文書管理規則」という。）に定められた5年間の保存期間が経過したため、存在しない。
- (3) 公開の対象となる行政文書のうち、非公開情報が記録されている部分を黒塗りした「公開文書」の他に、当該公開文書の非公開情報がそれぞれ条例第6条の何号に該当するものであるかを示す「公開文書別紙1」を作成している。当該「公開文書別紙1」には、条例第6条の該当号を示すものである旨を明示していることから、公開文書とは別の説明を付した別紙であることが明らかであり、公開資料が重複しているものではない。
- (4) 本件請求時に、審査請求人から請求趣旨を聞き取ったところ、本件請求における「実施した内容が検証できる一切の文書」の内容については、旅行先や用務内容が分かる文書であることを確認しており、当該文書として議事録を特定し公開したものである。

4 審査会の判断

- (1) 当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、再反論書及び意見書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

審査請求人は、本件請求において、年月日を指定して特定の深沢地域整備課職員（以下「本件職員」という。）に関する「旅行命令申請及び旅行命令運賃内訳書並びに実施した内容が検証できる一切の文書」の公開を求めた。

実施機関は、審査請求人による本件請求に対し、審査請求人が指定した年月日の一部について、本件職員がJR東日本との間で行った打合せの議事録（以下「本件文書」という。）を対象文書として特定し、条例第6条第1号、第2号及び第4号に該当するとして、本件処分1において、その一部を非公開とした。

また、本件文書以外に本件請求の対象となる文書がなかったことから、本件処分2において、不存在決定処分を行った。

そこで、実施機関が行った本件処分1及び本件処分2の妥当性について、以下、検討する。なお、本件処分1のうち、条例第1号該当性には争いがないことから、本件処分1については、第2号及

び第 4 号の該当性の検討に限るものとする。

(2) 本件処分 1 について

ア 条例第 6 条第 2 号該当性について

(ア) 条例第 6 条第 2 号アは、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、（中略）公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

(イ) 当審査会が本件文書を見分したところ、条例第 6 条第 2 号に該当するとされた部分については、深沢地域整備事業の実施における JR 東日本の役割や対応等、今後の営業方針に関わる情報が記載されていた。これらは、一般に公開することとなれば、当該法人の経営方針の一端が明らかとなり、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

以上のことから、これらの情報が条例第 6 条第 2 号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別表に掲げる箇所については、経営方針とはいいがたく、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、公開すべきである。

イ 条例第 6 条第 4 号該当性について

(ア) 条例第 6 条第 4 号は、「実施機関又は国の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報と定めている。

(イ) 当審査会が本件文書を見分したところ、条例第 6 条第 4 号に該当するとされた部分には、深沢地区の整備事業について、地権者でもある JR 東日本との間で、当該事業を円滑に推進するための課題や対応方針等に関する検討内容及びその経緯が具体的に記載されていた。これらの情報は、一般に公開することとなれば、今後、事業区域内の地権者との交渉が困難になることが予想されることから、当該事業における合意形成が難航するなど、実施機関による当該事業の適正な遂行に支障を

及ぼすおそれがあると認められる。

よって、条例第6条第4号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ただし、別表に掲げる箇所については、実施機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、公開すべきである。

(3) 本件処分2について

ア 本件処分2に係る本件請求対象文書は、審査請求人によって指定された年月日における本件職員の旅行に関する「深沢地域整備課職員の旅行命令申請及び旅行命令運賃内訳書並びに実施した内容が検証できる一切の文書」（本件文書を除く。）である。

イ 実施機関の説明及び当審査会が職権で調査したところによれば、鎌倉市職員服務規程（昭和42年11月30日鎌倉市庁達第11号）に基づき、「職員は、出張しようとするときは、その出張の必要を証する書類を添えて、庶務事務システム（略）により上司の決裁を受けなければならない」（第23条第1項）。そして、その際に作成される旅行命令申請には、出張の日程、目的、用務内容、運賃の内訳等を記載しなければならない。そのため、請求人が公開を求める「旅行命令申請及び旅行命令運賃内訳書」とは、上記の旅行命令申請のことを指すものと思料される。

他方、鎌倉市において、旅行命令申請は、文書管理規則の別表において、「予算及び決算並びに収入及び支出に関するもの」又は「職員の給与に関するもので軽易なもの並びに職員の服務、研修及び福利厚生に関するもの」に該当するものと解され、保存期間を5年としているとのことであった。

本件請求において審査請求人が公開を求めた旅行命令申請は、平成26年4月3日から平成27年3月31日までの間において指定した日のものであるところ、本件請求がなされた令和2年9月14日においては、保存期間の5年を経過している。また、既に廃棄済みであったとする実施機関の説明を覆すに足る事実や根拠も認められない。

ウ 次に、本件職員が指定された日の旅行に関連して「実施した内容が検証できる一切の文書」について、実施機関の説明によれば、上記4(3)イのとおり、旅行命令申請が廃棄されていた状況において、

文書の特定は容易ではなく、現存する行政文書、保存文書台帳、庁内ネットワークの共有ドライブに保存された文書、文書管理システム内に保存された文書等を確認し、本件文書を特定することができたものの、それ以外に請求対象文書を見つけることができなかった、とのことであった。

これら実施機関の説明に不自然、不合理な点は見当たらず、その他対象となる行政文書が存在しないとする実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠も認められない。

エ したがって、本件文書以外に本件請求対象文書は存在しないとした実施機関の判断は妥当である。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表)

【第2号関係】

資料名称	
項目	範囲
J R 東日本 本社との打合せ議事録 ■日時：平成26年11月25日 (月) 14時から16時まで	
4 ページ 14 行目	5 文字目から最後まで

【第4号関係】

資料名称	
項目	範囲
J R 東日本 本社 打合せ議事録 ■日時：平成26年9月16日 (火) 15時から17時	
8 ページ 7 行目	7 文字目から29 文字目まで

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 2 / 9 / 14	行政文書公開請求書が提出される
11 / 12	行政文書一部公開決定通知書及び行政文書不 存在決定通知書送付
3 / 4 / 5	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域 整備課 審査庁：総務課）
5 / 10	処分庁が審査庁に弁明書を提出
5 / 21	審査請求人が審査庁に反論書を提出
6 / 29	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
7 / 7	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
8 / 13	審査会に諮問
10 / 26	審査請求人が審査会に意見書を提出
4 / 1 / 21	第 131 回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
2 / 18	第 132 回審査会で審議
6 / 10	第 135 回審査会で審議
7 / 4	第 136 回審査会で審議
8 / 8	第 137 回審査会で審議
9 / 5	第 138 回審査会で審議
9 / 13	答申（答申第 105 号）

答 申 第 1 0 6 号
(諮 問 第 1 0 8 号)

令和 5 年 (2023 年) 2 月 10 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 3 年 (2021 年) 8 月 13 日付け鎌総第 1398 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和2年（2020年）12月14日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「旅行命令申請 日程 令和2年3月16日 用務先（所在地）用務内容 内閣府（千代田区永田町1-6-1中央合同庁舎）スマートシティ関係打合せ。出席者、〇〇政策創造課長 上記で打合せした内容がわかる資料、記録類の一切の文書」について、実施機関鎌倉市長が令和3年（2021年）1月15日付けで行った行政文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和2年（2020年）12月14日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「旅行命令申請 日程 令和2年3月16日 用務先（所在地）用務内容 内閣府（千代田区永田町1-6-1中央合同庁舎）スマートシティ関係打合せ。出席者、〇〇政策創造課長 上記で打合せした内容がわかる資料、記録類の一切の文書」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、令和2年（2020年）3月18日作成「スーパーシティアイデア公募に係るヒアリング」（以下「本件文書」という。）を対象文書として特定し、令和3年（2021年）1月15日付けで行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和3年（2021年）5月21日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和3年（2021年）5月21日付けで提出した審査

請求書、同年6月30日付けで提出した反論書及び同年8月19日付けで提出した意見書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

実施機関により本件処分で公開された文書はスーパーシティアイデア公募に係るヒアリング等の文書であり、本件請求で請求したスマートシティに関する文書ではないことから、不当である。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

令和3年(2021年)6月11日付けで提出された弁明書及び令和4年(2022年)9月5日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 一部公開決定とした理由は、内閣府との意見交換に関する情報は、審議等の手続の途上において取得した情報であって、公開することにより、不正確な理解や誤解を与えるおそれがあることに加え、政策形成への影響に関する情報及び内部での検討課題として検討された事項に関する情報であり、公開することにより自由かつ率直な意見交換を妨げるおそれがあることから、条例第6条第3号に該当する。
- (2) 本市においては、スマートシティ推進事業を加速させるためにスーパーシティへの応募を検討してきたことから、国が進める事業であるスーパーシティへの応募はスマートシティ推進事業の一環であり、本件文書を公開したことは妥当である。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件請求対象文書は、内閣府において行われたスマートシティに関する打合せについて、内容がわかる資料、記録類の一切の文書である。

実施機関は、本件処分において、本件文書を対象文書として特定し、条例第6条第3号に該当するとして一部公開決定を行っているが、一部公開された文書に係る同号の該当性及び非公開の範囲については、審査請求人はこれを争わない。そこで当審査会は、本件処分における該当文書の特定について、以下検討する。

(2) 文書の特定について

ア 審査請求人は、スマートシティに関して打合せをした内容がわかる資料、記録類を公開請求したのにもかかわらず、本件文書はスーパーシティアイデア公募に係るヒアリング等の文書であり、スマートシティに関する文書が公開されていないのは不当であると主張している。

イ 当審査会が職権で調査したところによれば、スマートシティとは、自治体や民間事業者が中心となって、特定地域においてデータやテクノロジーを活用し、官民が提供するサービスの個別化・効率化を進め、持続可能な都市経営の構築を図るプロジェクトの総称である。他方、スーパーシティとは、国が進めるスーパーシティ型国家戦略特別区域を指すものであって、これは、現行法令では実装できない最先端技術をいち早くまちづくりに実装させ、最先端のスマートシティを形成するプロジェクトである。そして、鎌倉市においては、持続可能なまち又は共生社会の実現のため市独自の施策として、スマートシティの推進に取り組んでいる。

ウ 実施機関の説明したところによれば、鎌倉市はスマートシティ推進事業を加速させるためにスーパーシティへの応募を検討してきたことから、スーパーシティへの応募は市独自の施策であるスマートシティ推進事業の一環であるとする。

このことから、スマートシティに関する打合せに係る公開請求に対しスーパーシティアイデア公募に係るヒアリングについての文書を対象文書として特定し、公開したものであって、本件文書以外に対象文書にあたるものは存在しないとのことであった。

エ 上記のとおり、本件対象文書を特定した上で、公開した本件文書の他に該当する文書が存在しないとする実施機関の説明には、不自然、不合理な点は見当たらず、その他実施機関の主張を覆す

に足る事実や根拠も認められない。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 2 / 1 2 / 1 4	行政文書公開請求書が提出される
3 / 1 / 1 5	行政文書一部公開決定通知書
5 / 2 1	審査請求書が提出される（処分庁：政策創造課 審査庁：総務課）
6 / 1 1	処分庁が審査庁に弁明書を提出
6 / 3 0	審査請求人が審査庁に反論書を提出
8 / 1 3	審査会に諮問
1 0 / 2 6	審査請求人が審査会に意見書を提出
4 / 9 / 5	第 138 回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
1 0 / 6	第 139 回審査会で審議
1 1 / 7	第 140 回審査会で審議
1 2 / 9	第 141 回審査会で審議
5 / 1 / 2 5	第 142 回審査会で審議
2 / 1 0	答申（第 106 号）

答 申 第 1 0 7 号
(諮 問 第 1 0 9 号)

令和 5 年 (2023 年) 2 月 10 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 3 年 (2021 年) 8 月 31 日付け鎌総第 1563 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和2年（2020年）12月14日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「旅行命令申請 日程 令和元年9月26日 用務先（所在地）用務内容 神奈川県庁ヘルスケアニューフロンティア本部室 スマートシティ打合せのため。出席者、〇〇部長 上記で打合せした内容がわかる資料、記録類の一切の文書」について、実施機関鎌倉市長が令和3年（2021年）1月15日付けで行った行政文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和2年（2020年）12月14日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「旅行命令申請 日程 令和元年9月26日 用務先（所在地）用務内容 神奈川県庁ヘルスケアニューフロンティア本部室 スマートシティ打合せのため。出席者、〇〇部長 上記で打合せした内容がわかる資料、記録類の一切の文書」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、令和3年1月15日付けで行政文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和3年（2021年）5月21日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和3年（2021年）5月21日付けで提出した審査請求書、同年6月30日付けで提出した反論書及び令和4年（2022年）8月19日付けで提出した意見書における主張を総合すると、

審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 実施機関により本件処分で公開された文書はスーパーシティアイデア公募に係るヒアリング等の文書であり、本件請求で請求したスマートシティに関する文書ではないことから、不当である。

イ スマートシティ関係打合せの内容が分かる資料、記録類の一切の文書を請求したものであるにもかかわらず、スマートシティに関する文書を公開しないのは不当である。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

令和3年（2021年）6月11日付けで提出された弁明書、同年7月21日付けで提出された再弁明書及び令和4年（2022年）9月5日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 神奈川県との意見交換に関する情報は、審議等の手続の途上において取得した情報であって、公開することにより、不正確な理解や誤解を与えるおそれがあることに加え、政策形成への影響に関する情報及び内部での検討課題として検討された事項に関する情報であり、公開することにより自由かつ率直な意見交換を妨げるおそれがあることから、条例第6条第3号に該当する。
- (2) スーパーシティとは国が進める事業を指しており、本市のスマートシティ推進事業を加速するために、スーパーシティへの応募を検討してきた。従って、スーパーシティへの応募をスマートシティ推進事業の一環として位置付けている。
- (3) 本件請求の内容に該当する行政文書は、一部公開決定をした令和元年9月26日の神奈川県と鎌倉市による打合せの議事録（以下「本件文書」という。）以外に存在しない。
- (4) 以上のことから、実施機関が「スマートシティ打合せ」の公開請求に対し、本件文書の一部公開決定を行ったことは妥当である。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づ

き、次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件請求対象文書は、神奈川県庁ヘルスケアニューフロンティア本部室において行われたスマートシティに関する打合せについて、内容がわかる資料、記録類の一切の文書である。

実施機関は、本件処分において、本件文書を対象文書として特定し、条例第6条第3号に該当するとして一部公開決定を行っているが、一部公開された文書に係る同号の該当性及び非公開の範囲については、審査請求人はこれを争わない。そこで当審査会は、本件処分時における該当文書の特定について、以下検討する。

(2) 文書の特定について

ア 審査請求人は、神奈川県庁ヘルスケアニューフロンティア本部室において行われたスマートシティに関する打合せについて、内容がわかる資料、記録類の一切の文書を公開請求したのにもかかわらず、本件文書はスーパーシティアイデア公募に係るヒアリング等の文書であり、スマートシティに関する文書が公開されていないのは不当であると主張している。

イ 当審査会が職権により調査したところによれば、スマートシティとは、自治体や民間事業者が中心となって、特定地域においてデータやテクノロジーを活用し、官民が提供するサービスの個別化・効率化を進め、持続可能な都市経営の構築を図るプロジェクトの総称である。他方、スーパーシティとは、国が進めるスーパーシティ型国家戦略特別区域を指すものであって、これは、現行法令では実装できない最先端技術をいち早くまちづくりに実装させ、最先端のスマートシティを形成するプロジェクトである。そして、鎌倉市においては、持続可能なまち又は共生社会の実現のため市独自の施策として、スマートシティの推進に取り組んでいる。

ウ 実施機関の説明したところによれば、鎌倉市はスマートシティ推進事業を加速させるためにスーパーシティへの応募を検討してきたことから、スーパーシティへの応募は市独自の施策であるスマートシティ推進事業の一環であるとする。

このことから、スマートシティに関する打合せに係る公開請求に対しスーパーシティアイデア公募に係るヒアリングについ

- ての文書を公開したことは妥当であるとのことであった。
- エ これら実施機関の説明に不自然、不合理な点は見当たらず、その他対象となる行政文書が存在しないとする実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠も認められない。
- ウ したがって、本件文書以外に本件請求対象文書は存在しないとした実施機関の判断は妥当である。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 2 / 1 2 / 1 4	行政文書公開請求書が提出される
3 / 1 / 1 5	行政文書一部公開決定通知書
5 / 2 1	審査請求書が提出される（処分庁：政策創造課 審査庁：総務課）
6 / 1 1	処分庁が審査庁に弁明書を提出
6 / 3 0	審査請求人が審査庁に反論書を提出
7 / 2 1	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
8 / 2	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
8 / 3 1	審査会に諮問
4 / 8 / 1 9	審査請求人が審査会に意見書を提出
9 / 5	第 138 回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
1 0 / 6	第 139 回審査会で審議
1 1 / 7	第 140 回審査会で審議
1 2 / 9	第 141 回審査会で審議
5 / 1 / 2 5	第 142 回審査会で審議
2 / 1 0	答申（第 107 号）

情報公開・個人情報保護運営審議会
の答申

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 嘉藤 亮

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について(答申)

鎌倉市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づき、令和4年(2022年)9月12日付け鎌保育第2520号をもって諮問のありましたオンライン結合による個人情報の処理につきましては、令和4年(2022年)9月16日の審議会で説明された内容で適当なものと認めましたので答申します。

つきましては、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び利益を侵害することのないよう実施機関において十分に配慮されるよう要望します。

取扱いに係る個人情報の性質に照らし、オンライン結合による個人情報の提供にあたっては、瞬時かつ大量に個人情報を取扱うことが可能になるため、情報の安全性など適正な取扱いの確保に努め、個人情報の保護と鎌倉市情報セキュリティポリシー(平成23年6月8日全部改定、令和3年4月20日最終改定)に配慮してより一層慎重な対応に心がけることを求めます。

諮問されたオンライン結合による個人情報の処理に関する手続き及び運用マニュアル等については、作成され次第、本審議会に適宜報告すること。

鎌倉市個人情報保護条例第10条第2項の規定に基づく諮問事案

番号	業 務 名	業 務 の 概 要	業務主管課名	導入年度
1	保育所等管理事務	公立保育園の園児の記録について、連絡帳などの紙媒体を、クラウド上で管理運営を行うもの。 電子化する主なもの：日誌、登園記録、保護者との連絡手段、給食の献立、各種検診等の案内ほか	保育課	令和4年度

鎌情・個審議第 10 号
令和 4 年（2022 年）10 月 26 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 嘉 藤 亮

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う鎌倉市の個人情報保護
制度の在り方について（答申）

鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月条例第 4 号）第 27 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年（2022 年）9 月 9 日付け、鎌総第 1536 号「個人情報の保護に関する法律の改正に伴う鎌倉市の個人情報保護制度の在り方について」をもって諮問を受けたことについて、別紙のとおり答申します。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う鎌倉市の個人情報保護
制度の在り方について（答申）

目次

1	まえがき	(1)
2	個人情報保護制度について	
	(1) 条例で定める必要があるとされた事項	
	ア 費用負担	(3)
	イ 匿名加工情報	(3)
	(2) 必要に応じて条例で定めることが考えられる事項又は条例で定めるこ とを妨げるものではない事項	
	ア 条例要配慮個人情報の規定	(4)
	イ 個人情報登録簿の作成	(4)
	ウ 開示義務	(5)
	エ 開示決定等の期限	(6)
	オ 審議会への諮問案件	(7)
	(3) その他の重要な事項	
	ア 要配慮個人情報の取扱い制限	(8)
	イ 収集の制限	(8)
	ウ 目的外利用・提供	(9)
	エ オンライン結合	(11)
	オ 運用状況の公表	(11)
	カ 議会における個人情報保護制度の整備	(12)

1 まえがき

情報化社会においては、個人に関する様々な情報が大量かつ迅速に収集、保管又は利用されるが、これは、市民生活の向上をもたらす反面、個人に対する名誉や人格的利益の侵害を引き起こす危険性が一段と大きくなっていることを示すものである。

プライバシーは、一度侵害されると、それを回復することは極めて困難であり、プライバシーの権利は、従来「一人にしておいてもらう権利」という消極的で受動的な概念であったものが、近年では、「自己についての情報の流れをコントロールする権利」といったより積極的で能動的な権利として考えられるようになってきている。

そこで、本市では、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることを認識し、個人情報の収集や利用などについての規制を含め、個人情報の開示請求権等を盛り込んだ総合的かつ体系的な制度を創設するため、平成5年に、鎌倉市個人情報保護条例（平成5年10月4日条例第8号。以下「個人情報保護条例」又は「個情条例」という。）を制定した。

本市は、個人情報保護条例の趣旨・目的を踏まえ、これまで個人情報の適切な保護に努めてきたが、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を改正し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に加えて、地方公共団体の個人情報保護制度をも統合し、個人情報の保護に関し全国的な共通ルールを定め、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとしている。

改正された個人情報の保護に関する法律（以下「改正個人情報保護法」又は「法」という。）の規定は、全ての地方公共団体に適用され、個人情報の保護と利活用の両立を図るための標準的な規律を定めたものとされている。そして、改正個人情報保護法のうち、地方公共団体の機関における個人情報の取扱いに係る規定が施行される令和5年4月1日までの間に、同法の趣旨・目的及び関係規定に照らして、条例の各規定について改正等の必要性を検討した上で、適切に対応することが求められている。

こうしたことから、令和4年9月9日付で、鎌倉市長から鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会（以下「本審議会」という。）に対し、鎌倉市情報公

(1)

開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「情報公開条例」又は「情公条例」という。）第27条第2項に基づき、改正個人情報保護法に関する個人情報保護条例の改正方針について諮問がなされた。本審議会では、令和4年6月から同年10月まで、計7回にわたる審議を重ね、本審議会としての審議結果が得られたことから、ここに答申するものである。

本審議会では、改正個人情報保護法の趣旨に反することのないようすることに加えて、個人情報保護条例の趣旨・目的にも配慮し、これまで鎌倉市が行ってきた個人情報の保護のための施策の水準をできる限り維持し個人の権利利益の保護に努めることを旨として検討を進めてきた。今後の個人情報保護制度の運用に当たっても、個人情報の適正な取扱いが図られるよう十分に検討を行われない。また、改正個人情報保護法に関し個人情報保護条例を改正する際にも、その趣旨と内容を十分に市民に説明することを望むものである。

2 個人情報保護制度について

(1) 条例で定める必要があるとされた事項

ア 費用負担

改正個人情報保護法では、地方公共団体に対し自己を本人とする保有個人情報の開示を請求する者は、条例で定める額の手数料を納めなければならない（法第 89 条第 2 項）と規定していることから、条例において、手数料の規定を定める必要がある。

個人情報保護条例では、開示、訂正又は利用停止（以下「開示等」という。）の請求に係る手数料を無料とし（個情条例第 28 条第 1 項）、別途行政文書の写しの作成及び送付に要する費用についての実費相当額を徴収することとしている（同条第 2 項）。

この点、改正個人情報保護法の手数料については、無料とすること、また開示手数料を無料とした場合でも、別途実費相当額を徴収することは可能とされていることに加え、法改正に併せ新たに手数料を徴収するように変更する合理的な理由もないことから、現行どおり開示等の請求に係る手数料を無料とし、別途実費相当額を徴収することが適当である。

イ 匿名加工情報

改正個人情報保護法では、民間事業者からの提案に応じ、行政機関等が保有する個人情報について、特定の個人を識別することができないように加工したもの（以下「行政機関等匿名加工情報」という。）を提供する制度が地方公共団体の機関にも導入されることになり（法第 109 条以下）、市と利用に関する契約を締結する者は条例で定める額の手数料を納めなければならない（法第 109 条第 3 項及び第 4 項）。

他方で、現在、実施機関においては、行政機関等匿名加工情報に係る提案の募集は行われておらず、また、改正個人情報保護法は、同法の施行後においても、都道府県及び地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市を除き、当分の間、提案の募集は任意としている（法附則第 7 条）。

このため、行政機関等匿名加工情報の利活用に係る具体的な事務手続が生じることのない現段階において、行政機関等匿名加工情報の加工に係る手数料額を条例で定める必要は認められない。ただし、今

(3)

後、他の市町村における対応や社会情勢の変化等を踏まえた上で、随時導入の可否について検討することが適当である。

(2) 必要に応じて条例で定めることが考えられる事項又は条例で定めることを妨げるものではない事項

ア 条例要配慮個人情報の規定

改正個人情報保護法においては、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等を含む記述等が、不当な差別や偏見その他の不利益が生じるおそれのある情報であることから、要配慮個人情報として規定されており（法第2条第3項）、個人情報保護条例においても当該法令の規定を引用する形で、要配慮個人情報の規定を定めているところである（個情条例第2条第1項第10号）。

これに加えて、改正個人情報保護法では、要配慮個人情報とは別に、地方公共団体の機関が保有する個人情報のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報を条例要配慮個人情報として定めることができることとされた（法第60条第5項）。

このため、条例において、条例要配慮個人情報を規定するべきか否かを判断する必要があるが、その際には、改正個人情報保護法に定める要配慮個人情報には含まれないが、その取扱いに特に配慮を要する個人情報が本市に存在するとともに、本市における地域の特性その他の事情により、本人に対する不当な差別や偏見その他の不利益が生じている、又はそのおそれがあるという立法事実が存在しなければならない。

この点、法令で規定された要配慮個人情報とは別に、条例によって独自に特に配慮を要するとして規定すべき個人情報が本市に存在するという立法事実は、今のところ見当たらないと考えられることから、現時点において、条例要配慮個人情報を定める必要性は認められない。ただし、今後、本市における新たな施策や社会情勢の変化等を踏まえ、随時規定の検討を行うことが適当である。

イ 個人情報登録簿の作成

(4)

個人情報保護条例では、本市においてどのような個人情報を保有しているかを明らかにするため、個人情報を取り扱う事務について、原則として、事務の名称、目的、対象者の範囲等、一定の事項を市長に届け出ることを実施機関に義務付けるとともに、個人情報登録簿を作成し、縦覧に供することとしている（個情条例第7条第1項及び第3項）。

これに対し、改正個人情報保護法では、記録されている本人の数が1,000人以上の場合に個人情報ファイル簿を作成し、公表することが義務付けられることとなる（法第75条第1項）が、当該個人情報ファイル簿に加えて、本人の数が1,000人に満たない場合にも、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表する（以下「作成等」という。）ことも妨げられないとされている（同条第5項）。

このため、改正個人情報保護法の施行後も、個人情報ファイル簿の作成等に加え、本人の数が1,000人に満たない場合にも、個人情報の保有に関する事項を記載した帳簿を作成等すべきか、作成等する場合には個人情報ファイル簿とするのか、又は個人情報保護条例に規定する個人情報登録簿の作成等を継続すべきか否かについて検討する必要がある。

個人情報登録簿を作成する単位は、個人情報を取り扱う事務単位としていることから、どのような事務でどのような個人情報を使っているのか市民が把握できるようになっている。その一方で、個人情報ファイル簿に加えて、原則全ての事務についてこれまでどおり個人情報登録簿の作成等を義務付けることは、事務の重複等により実施機関に過大な負担を強いることになる。

上記より、市民が自己に関する情報の所在や内容を確認することができ、かつ、個人情報の管理の適正さを確保するため、本人が1,000人に満たない事務においても、必要に応じて事務の効率化を勘案した見直し等を行いつつ、個人情報の保有の状況に関する事項を記録した帳簿を作成等することを条例で規定すべきである。

ウ 開示義務

個人情報保護条例では、保有個人情報の開示義務について、その例外である不開示情報の一つとして、「法令等の規定又は実施機関が法

(5)

律又はこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関等の指示により、開示することができないとされているとき」（以下「法令秘情報」という。）を定めており（個人情報条例第19条第1項第1号）、情報公開条例においても非公開情報の一つとして同様の規定を定めている（情公条例第6条第6号）。

この点、改正個人情報保護法は、法令秘情報を不開示情報とする規定を設けていないが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって、情報公開条例において開示しないこととされているもののうち、当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものについては、条例でこれを不開示情報とすることが認められている（法第78条第2項）。

このため、法令秘情報を不開示情報として改めて個人情報保護条例に規定することも考えられるが、こうした情報は、改正個人情報保護法第78条第1項各号に規定されている不開示情報のいずれかに該当するものと解することができるため、あえて条例に法令秘情報の規定を定めなくても、個人情報保護条例と情報公開条例とで不開示にする情報について齟齬は生じないものとする。

エ 開示決定等の期限

改正個人情報保護法は、保有個人情報の開示請求に係る決定期間を、請求があった日から原則30日以内とし（法第83条第1項）、事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは30日以内に限り延長することができるものと定めており（同条第2項）、それぞれの30日という期間は、地方公共団体が条例により短縮することができるものとされている。

一方、個人情報保護条例は、保有個人情報の開示請求に係る決定期間を、請求があった日から原則15日以内とし（個人情報条例第25条第1項）、事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは45日以内に限り延長することができるものと定められている（同条第3項）。

このため、原則の15日を改正法の30日に変更することも考えられるが、迅速な開示を求める請求者にとって不利益な変更となることから、現行の15日を維持するのが望ましい。また、延長期間の45日に

については、改正法に定める 30 日を超えることから、30 日以内に変更することが適当である。

なお、情報公開条例は、行政文書公開請求に係る決定期間について、個人情報保護条例における開示請求に係る決定期間と同一の期間の定めを設けている（情公条例第 11 条第 1 項及び第 2 項）。行政文書公開請求は、個人情報の開示請求と比較して、その請求範囲が広範囲にわたることが多く請求量も多大になる場合も想定されるため、個人情報の開示請求に係る決定期間と同様に延長期間を 30 日以内に変更すると、各実施機関の事務に支障をきたすおそれも考えられることから、現行の期間を維持することが適当である。

オ 審議会への諮問案件

個人情報保護条例では、要配慮個人情報の取扱い、本人以外からの個人情報の収集、目的外利用・提供、オンライン結合による提供について、本審議会への諮問が必要な場合が規定されている（個人情報第 6 条、第 8 条第 4 項第 4 号、第 9 条第 2 項第 4 号及び第 10 条第 2 項）。

しかしながら、改正個人情報保護法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときは、審議会に諮問をすることができることとされ

（法第 129 条）、諮問対象は個人情報保護条例よりも限定的である。さらに、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」令和 4 年 1 月（令和 4 年 9 月一部改正）（以下「ガイドライン」という。）によれば、保有個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の改正の趣旨に照らして許容されないこと、また、オンライン結合や目的外利用などに関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて審議会等への諮問を行うことは許容されないこととされている。

このため、このような法の趣旨を踏まえ、本市としては、個人情報保護制度について、市の施策の継続性を確保し、市民の権利利益を保護するために、条例の制定改廃を行う場合、地域の特殊性に応じた独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合、個人情報の取扱いにおける適正な運用を行うための細則や基準等を定める場合等、本市と

(7)

して、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときには、引き続き本審議会へ諮問をすることが適当である。

加えて、個人情報ファイル届出等に関する報告、個人情報保護制度の運営状況に関する報告、保有個人情報の目的外の利用又は提供、オンライン結合等における個人情報の適正な取扱いのための報告等、本市として、説明責任を果たし、透明性の確保を図っていく必要がある事項については本審議会へ報告することとするのが適当である。

(3) その他の重要な事項

ア 要配慮個人情報の取扱い制限

個人情報保護条例では、要配慮個人情報を原則として取り扱ってはならず、法令若しくは条例の規定に基づいて取り扱うとき又はあらかじめ鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会の意見を聴いて必要があると認められるときに限り、例外的に取り扱うことができると規定されている（個情条例第6条）。

一方、改正個人情報保護法では、要配慮個人情報の取扱いを制限する規定は特段設けられておらず、また要配慮個人情報の取扱いの制限を条例で独自に規定することについては許容されないとされている。これは、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）」令和4年2月（令和4年4月更新）によれば、要配慮個人情報を含む個人情報の保有は、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定し（法第61条第1項）、その特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えてはならないとされている（同条第2項）ほか、偽りその他不正な手段による収集を禁止する（法第64条）等の定めを置いていることから、これまで条例で定めていたような、要配慮個人情報に係る取扱い制限規定をおかなくとも、地方公共団体における個人情報保護の水準が低下することはないためであるとされている。

しかしながら、より適正な個人情報の保護に努める観点から、本審議会の答申（平成30年5月29日付け、鎌情・個審議第4号「鎌倉市個人情報保護条例第6条に規定する要配慮個人情報の取扱いについて」）で認められた類型に該当しない場合には、本審議会に報告を行

(8)

うとともに、専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには本審議会に諮問を行う等、引き続き個人情報の保護が十分に確保されるよう必要な対応をとることが適当である。

イ 収集の制限

個人情報保護条例では、「実施機関は、個人情報を収集するときには、取り扱う目的を明らかにして、本人から直接収集しなければならない」（個人情報保護条例第8条第1項）とされており、本人以外から収集できる例外としては、法令等の規定に基づくとき（同条例第4条第1号）、本人の同意があるとき（同項第2号）、又は緊急やむを得ない理由があるとき（同項第3号）に加え、審議会の意見を聴いた上で、本人以外の者から収集することに相当の理由があることを実施機関が認めて収集するとき（同項第4号）に、例外的に収集できると規定されている。

一方、改正個人情報保護法では、個人情報は必ずしも本人から収集しなければならないとはしておらず、また条例で個人情報を原則本人から収集するよう規定することは許容されないとされる。これは、個人情報保護委員会による地方公共団体からの照会への回答によれば、（3）アと同様に、個人情報の保有は、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定し、その特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えてはならないとされているほか、偽りその他不正な手段による収集を禁止する等の定めを置いていることに加え、地方公共団体も個人情報ファイル簿を作成し、公表することとされ、個人情報ファイル簿に基づく開示等への本人の関与が可能となっており、保有する個人情報の範囲及び安全管理措置、本人の関与機会の確保を通じて、個人情報の保護がすでに図られていることから、法律の規律に加え、現行条例にあるような個人情報を原則本人から収集する規定をおかなくても、地方公共団体における個人情報保護の水準が低下することはないためであるとされている。

しかしながら、より適正な個人情報の保護に努める観点から、本人以外から収集する場合であって、個人情報保護条例第8条第4条第1号から第3号までの規定に該当しないときには本審議会に報告を行うとともに、専門的な知見に基づく判断が、特に必要であると認めると

(9)

きには、本審議会に諮問を行う等、引き続き個人情報の保護が十分に確保されるよう必要な対応をとることが適当である。

ウ 目的外利用・提供

個人情報保護条例では、目的外利用・提供を原則として認めておらず（個人情報保護条例第9条第1項）、例外的に目的外利用・提供ができる場合としては、法令等の規定に基づくとき（同条例第2項第1号）、本人の同意があるとき（同項第2号）、又は個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ない理由があるとき（同項第3号）に加え、その他審議会の意見を聴いて必要があると認めるとき（同項第4号）に、例外的に目的外利用・提供をすることができる」と規定されている。

改正個人情報保護法においても、基本的には個人情報保護条例と同様の仕組みとなっているが、例外的に目的外利用・提供ができる内容については、個人情報保護条例と異なる点が存在している。

具体的な相違点としては、目的外利用・提供が認められる要件として、個人情報保護条例の例外規定と同内容のものに加え、相当の理由がある場合に行政機関内部又は他の行政機関に対して目的外利用・提供ができること（法第69条第2項第2号及び第3号）や、特別の理由がある場合に第三者に対して目的外提供ができること（同項第4号）をあげることができる。その一方で、個人情報保護条例のように審議会の意見を聴いたうえで、目的外利用・提供をすることができるとの規定はなく、また個人情報保護委員会事務局「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」令和4年2月（令和4年4月一部改正）によれば、そのような目的外利用・提供を制限する規定を置くことは許容されていないとされている。

ガイドラインによれば、「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められるとされており、相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。

(10)

また、「特別の理由があるとき」とは、本来行政機関の長等において厳格に管理すべき保有個人情報について、改正個人情報保護法に規定する他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨とされている。

このため、ガイドラインを遵守するならば、法律の規律に加え、個人情報保護条例にあるような目的外利用・提供を行うにあたって、本審議会の意見を聴く規定を置かなくても、地方公共団体における個人情報保護の水準が低下することはないとされる場所であるが、より適正な個人情報の保護に努める観点から、改正個人情報保護法第69条第2項第2号から第4号までの規定に該当する場合には本審議会に報告を行うとともに、専門的な知見に基づく判断が、特に必要であると認めるときには本審議会に諮問を行う等、引き続き個人情報の保護が十分に確保されるよう必要な対応をとることが適当である。

エ オンライン結合

個人情報保護条例では、原則としてオンライン結合による個人情報の提供を認めておらず（個情条例第10条第1項）、例外的に提供する場合には、「あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない」と規定されている（同条第2項）。

一方、改正個人情報保護法には、オンライン結合による個人情報の提供を制限する規定は存在せず、また、ガイドラインによれば、個人情報保護条例におけるような審議会の意見を聴くことを要件とすることは許容されないとされている。

しかしながら、オンライン結合による個人情報の提供において、事故があったときは、大量の個人情報が漏えいするおそれがあることから、適切に安全管理措置が行われているかについて本審議会が確認をする必要性は、これまでと変わらないと考える。

このため、オンライン結合により個人情報を提供する場合には本審議会に報告を行うとともに、専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには本審議会に諮問を行う等、引き続き個人情報の保護が十分に確保されるよう必要な対応をとることが適当である。

(11)

オ 運用状況の公表

個人情報保護条例においては、毎年、当該条例の運用状況について公表するものとされており（個情条例第39条）、個人情報の請求件数、個人情報取扱事務届の件数や答申内容等を公表しているところである。

改正個人情報保護法においては、個人情報保護委員会は行政機関の長等に対し、改正法の施行の状況について報告を求めることができることとされており（法第165条第1項）、毎年度、当該報告を取りまとめて概要を公表するとされているが（同条第2項）、その具体的内容については明らかにされていない。他方で、個人情報保護委員会が行う公表とは別に、地方公共団体独自の措置として個人情報保護制度に係る運用状況の公表を行うことは差し支えないとされている。

そのため、改正個人情報保護法の施行後においても、引き続き個人情報保護制度の運用状況について、一般に公表する規定を条例に定めることが適当である。

カ 議会における個人情報保護制度の整備

個人情報保護条例においては、あらゆる施策において個人情報の保護に任ずる「実施機関」に、議会を含めている（個情条例第2条第2号）。

他方で、改正個人情報保護法は、地方公共団体の機関から地方公共団体の議会を除外している。

議会は、国会や裁判所と同様に、自律的な対応によって個人情報の保護を適切に行うことが期待されていることから、個人情報の保護に関する条例を定め、議会における個人情報の適切な取扱いを確保することが適当である。

鎌情・個審議第13号
令和5年（2023年）1月17日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護運営審議会
会長 嘉藤 亮

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づき、令和5年（2023年）1月16日付け鎌市健第5024号をもって諮問のありました個人情報の利用につきましては、諮問の内容を適当なものと認めましたので答申します。

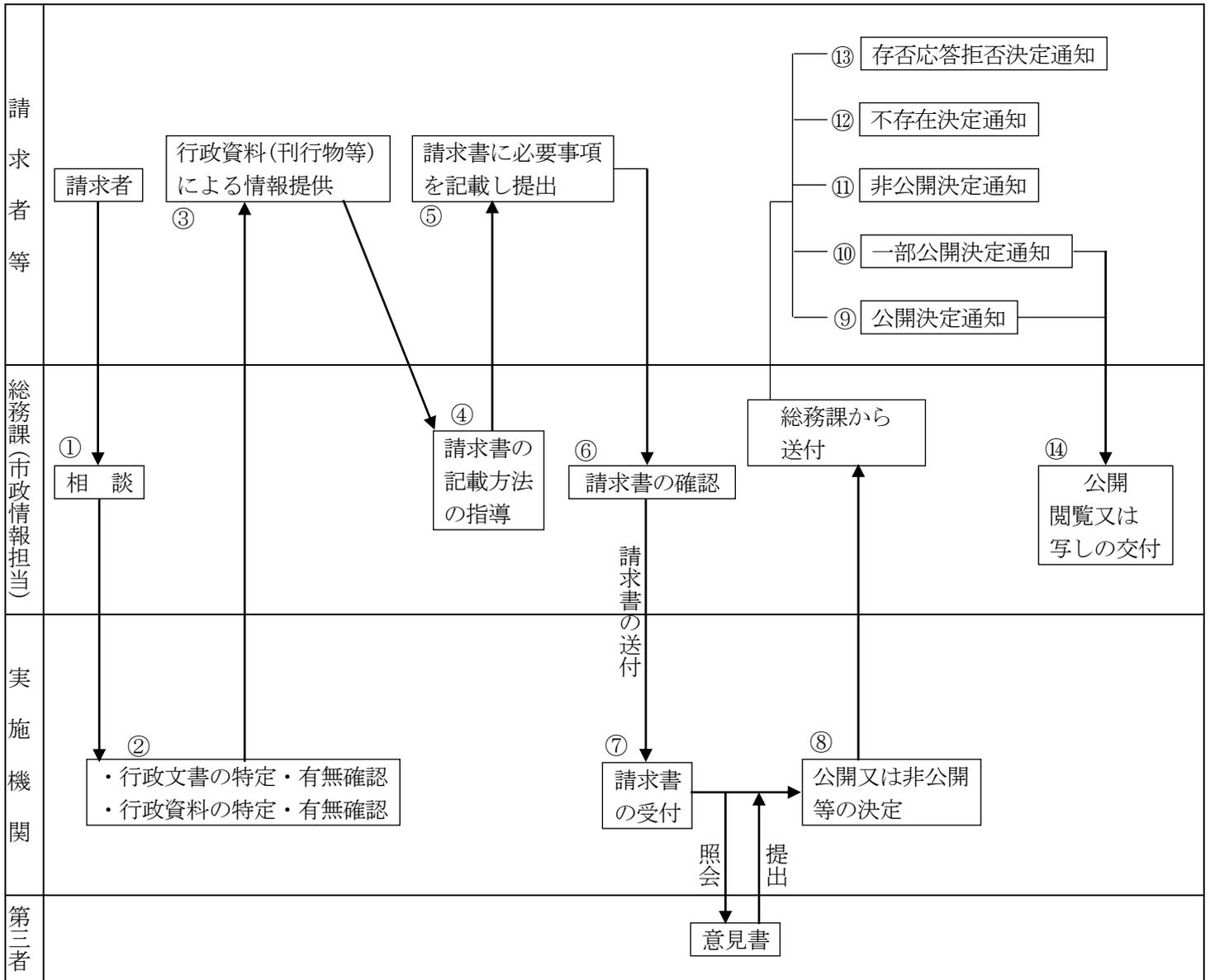
つきましては、諮問の対象となる個人情報の取得及び事業の実施にあたっては、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び利益を侵害することのないよう実施機関において十分に配慮されるよう要望します。

また、事業の性質上、条例第9条第3項の規定による本人への通知は省略することができるものとします。

鎌倉市個人情報保護条例第9条第2項第4号の規定に基づく諮問事案

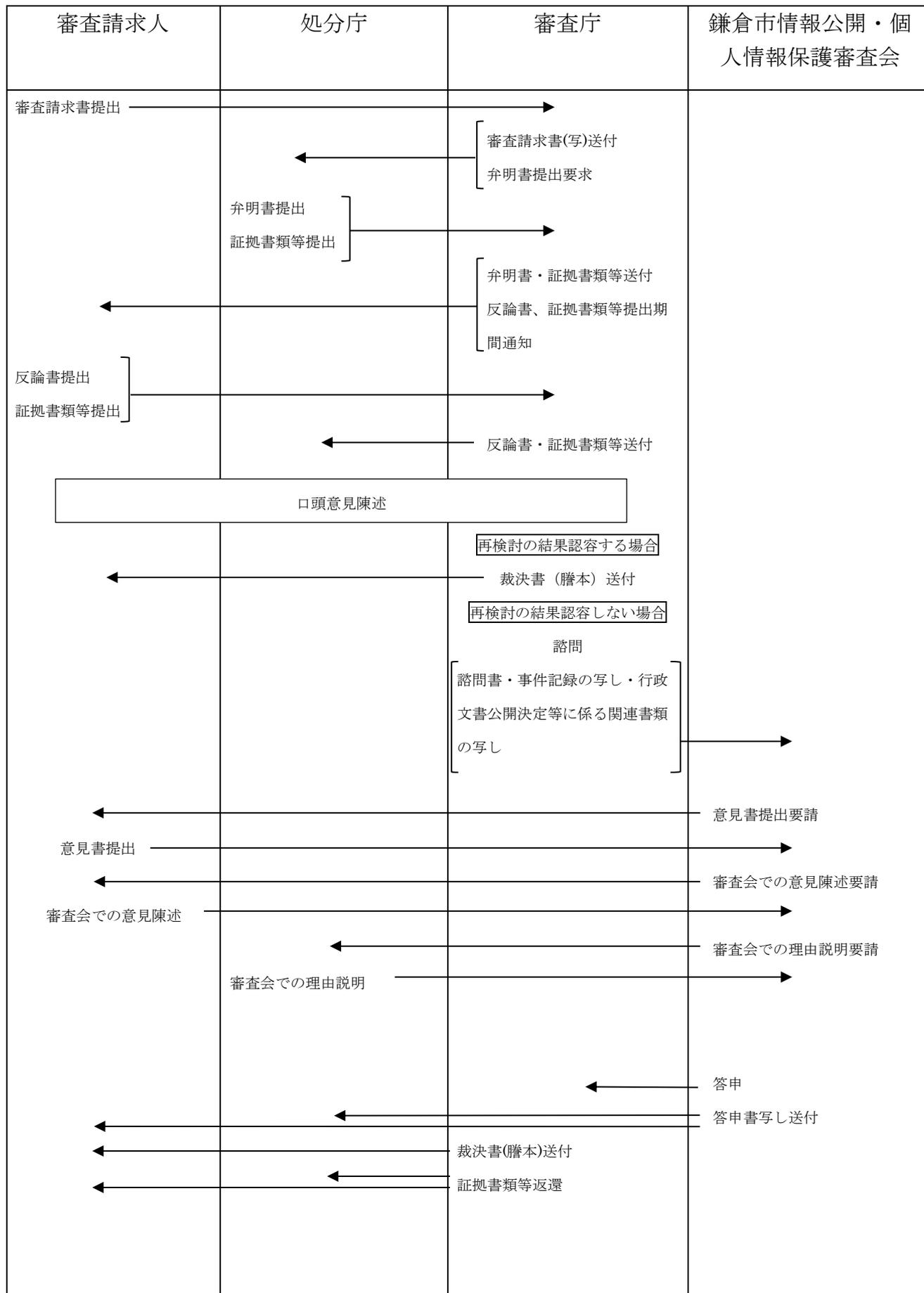
番号	事務 担当課	事務の 名称	個人の 類 型	利用する 個人情報	利用する理由	利用先
48	市民健 康課	相談支援業 務	対象者	死産届に記載され ている死産情報 (死産があったとき の母の年齢・住所、 死産の日時)	死産等の情報を 把握することで、 それらを経験し た女性等に対す る心理社会的な 支援を適切に行 うため。	市民課

情報公開に係る事務の流れ



※決定(⑨～⑬)に不服の場合は、3月以内に審査請求をすることができます。
 審査請求の流れは次頁のとおり

審査請求後の流れ



令和4年度（2022年度）運用状況報告書

鎌倉市総務部総務課

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

TEL 0467-23-3000 内線2217

FAX 0467-23-8700